

## 令和2年第8回柳川市議会（臨時会）会議録索引

会期日程表 .....	7
付議事件並びに結果 .....	8
令和2年10月20日	
出席及び欠席議員 .....	9
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	10
本議会に出席した事務局職員 .....	10
議事日程 .....	10
議会運営委員長報告について .....	11
会議録署名議員の指名について .....	12
議案の上程について .....	12
市長の提案理由の説明 .....	12
議長の辞職について .....	13
選挙第1号 .....	15
副議長の辞職について .....	17
選挙第2号 .....	18
常任委員会委員の選任について .....	20
議会運営委員会委員の選任について .....	21
議会広報編集特別委員会委員の選任について .....	22
議席の一部変更について .....	22

## 令和2年第9回柳川市議会（臨時会）会議録索引

会期日程表 .....	25
付議事件並びに結果 .....	26
令和2年10月26日	
出席及び欠席議員 .....	27
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	28
本議会に出席した事務局職員 .....	28
議事日程 .....	28
議会運営委員長報告について .....	29
会議録署名議員の指名について .....	29
議案の上程について .....	29
市長の提案理由の説明 .....	29
議案第83号 .....	32
選挙第3号 .....	33

## 令和2年第10回柳川市議会（臨時会）会議録索引

会期日程表 .....	35
付議事件並びに結果 .....	36

令和2年11月30日

出席及び欠席議員 .....	37
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	38
本議会に出席した事務局職員 .....	38
議事日程 .....	38
議会運営委員長報告について .....	38
会議録署名議員の指名について .....	39
議案の上程について .....	39
市長の提案理由の説明 .....	39

## 令和2年第11回柳川市議会（定例会）会議録索引

会期日程表 .....	45
付議事件並びに結果 .....	46

令和2年12月3日

出席及び欠席議員 .....	49
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	50
本議会に出席した事務局職員 .....	50
議事日程 .....	50
諸般の報告について .....	52
議会運営委員長報告について .....	54
会議録署名議員の指名について .....	56
議案の上程について .....	56
市長の提案理由の説明 .....	56
報告について .....	60

令和2年12月7日

出席及び欠席議員 .....	61
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	62
本議会に出席した事務局職員 .....	62
議事日程 .....	62
議案質疑について（議案第85号～議案第87号） .....	63
（議案第88号～議案第92号） .....	64
（議案第93号） .....	65
（議案第94号～議案第112号） .....	66

令和2年12月9日

出席及び欠席議員 .....	71
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	72
本議会に出席した事務局職員 .....	72
議事日程 .....	72
一般質問について .....	73
緒方 寿光 議員 .....	73

橋本 憲之 議員 .....	88
佐々木創主 議員 .....	103
今村 智子 議員 .....	114

令和2年12月10日

出席及び欠席議員 .....	125
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	126
本議会に出席した事務局職員 .....	126
議事日程 .....	126
一般質問について .....	127
白谷 義隆 議員 .....	127
新谷信次郎 議員 .....	139

令和2年12月18日

出席及び欠席議員 .....	153
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	154
本議会に出席した事務局職員 .....	154
議事日程 .....	154
議会運営委員長報告について .....	155
各委員長報告について .....	155
総務委員長報告について .....	156
建設経済委員長報告について .....	156
教育民生委員長報告について .....	157
議案の上程について .....	160
市長の提案理由の説明 .....	161
議員提出議案の提案理由の説明 .....	161



## 第 8 回 柳 川 市 議 会 ( 臨 時 会 ) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
10月20日	火	本 会 議	開会・議案質疑・採決・議長選挙・副議長選挙・常任委員会委員の選任・議会運営委員会委員の選任・議会広報編集特別委員会委員の選任・議席の一部変更・閉会

## 第 8 回柳川市議会（臨時会）付議案件並びに結果

### 議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 8 0 号	専決処分の承認について（専決第10号 令和2年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号））	2.10.20	承 認

### 選 挙

	案 件	選 挙 日	結 果
選 挙 第 1 号	議長の選挙について	2.10.20	当 選
選 挙 第 2 号	副議長の選挙について	2.10.20	当 選

### そ の 他

議長の辞職について	2.10.20	許 可
副議長の辞職について	2.10.20	許 可
常任委員会委員の選任について	2.10.20	選 任
議会運営委員会委員の選任について	2.10.20	選 任
議会広報編集特別委員会委員の選任について	2.10.20	選 任



## 柳川市議会第8回臨時会会議録

令和2年10月20日柳川市議会議場に第8回市議会臨時会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	白谷義隆	18番	田中雅美
19番	樽見哲也	20番	三小田一美
21番	藤丸正勝		

### 2.欠席議員

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次
副	市長	酒見勇次
教	育長	沖毅
総	務部長	平田敬介
会	計管理者	白谷通孝
市	民部長	桜島謙治
保	健福祉部長	島添守男
建	設部長	松永泰治
産	業経済部長兼大和庁舎長	松藤満也
教	育部長兼三橋庁舎長	袖崎朋洋
消	防長	松藤敏彦
健	康づくり課長	田島雅彦

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会事務局長	田尻主範
議	会事務局次長兼議事係長	徳永喜美香
議	会事務局次長補佐兼庶務係長	森康貴

5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 会議録署名議員の指名について

日程(3) 議案の上程について

議案第80号 専決処分の承認について(専決第10号 令和2年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号))

追加日程(4) 議長の辞職について

追加日程(5) 選挙第1号 議長の選挙について

追加日程(6) 副議長の辞職について

追加日程(7) 選挙第2号 副議長の選挙について

日程(8) 常任委員会委員の選任について

日程(9) 議会運営委員会委員の選任について

日程(10) 議会広報編集特別委員会委員の選任について

追加日程(11) 議席の一部変更について

午前10時 開会

議長（樽見哲也君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから令和2年第8回柳川市議会臨時会を開会いたします。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（樽見哲也君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。令和2年第8回柳川市議会臨時会の会期日程等について、本日午前9時30分から議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を報告いたします。

まず、会期であります。本日1日間といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2 が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3 が議案の上程についてで、議案第80号の上程であります。

提案理由の説明後、議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

日程4 が常任委員会委員の選任についてであります。

常任委員会委員の選任方法につきましては、委員会条例第8条の規定により議長の指名選任とすることとし、各議員の希望調査書を基に、その調整を正副議長に一任ということで御決定をいただき、決定後、希望調査書記入及び調整のため暫時休憩を取ることにいたしております。

再開して、常任委員会委員の選任決定後、正副委員長の互選のため暫時休憩を取り、再開後、各正副委員長の報告を行うことにいたしております。

日程5 が議会運営委員会委員の選任についてであります。

議会運営委員会委員の選任方法につきましては、委員会条例第8条の規定により議長の指名選任といたしております。

日程6 が議会広報編集特別委員会委員の選任についてであります。

議会広報編集特別委員会委員の選任方法につきましては、委員会条例第8条の規定により議長の指名選任といたしております。

なお、議会広報編集特別委員会委員の選任決定後、議会運営委員会及び議会広報編集特別委員会の各正副委員長の互選のため暫時休憩を取り、再開後、各正副委員長の報告を行うこ

とにいたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、報告を申し上げ、終わります。

議長（樽見哲也君）

会期につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、会期につきましてはただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

#### 日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（樽見哲也君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、6番江口義明議員及び16番緒方寿光議員を指名いたします。

#### 日程第3 議案の上程について

議長（樽見哲也君）

日程3．議案の上程について。

議案第80号を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。今回御提案いたします議案第80号 専決処分の承認について（専決第10号 令和2年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号））について御説明申し上げます。

本案は、令和2年10月1日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免措置が実施され、減免対象が令和2年2月納期限分からとされました。これに伴い、今年5月末日までに納付された前年度分国保税については、過年度分として歳出還付することとなりました。

この減免分に加え、国保資格を遡って喪失した被保険者への過年度分国保税還付額も多く、予算が不足する事態となったため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000千円を増額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ8,931,771千円としたものであります。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いを申し上げます。

議長（樽見哲也君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時8分 休憩

午前10時8分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第80号 専決処分の承認について（専決第10号 令和2年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号））については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時9分 休憩

午前10時15分 再開

副議長（白谷義隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議長が退席をされていますので、副議長の私が職務を代行いたします。

休憩中に樽見哲也議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（白谷義隆君）

御異議なしと認め、議長の辞職についてを直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第4 議長の辞職について

副議長（白谷義隆君）

追加日程4 議長の辞職について。

地方自治法第117条の除斥の規定により、樽見哲也議長はあらかじめ退場されていることをこの際確認しておきます。

辞職願を朗読させます。

議会事務局長（田尻主範君）

朗読いたします。

#### 辞 職 願

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、御許可願います。

令和2年10月20日

柳川市議会議長 樽 見 哲 也

柳川市議会副議長 白 谷 義 隆 様

以上で朗読を終わります。

副議長（白谷義隆君）

議長の辞職は会議規則第139条第2項の規定により討論を用いなくて決定することになっておりますので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。樽見哲也議長の辞職を許可することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（白谷義隆君）

御異議なしと認め、樽見哲也議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで樽見哲也議員の除斥を解きます。

〔樽見哲也議員入場〕

副議長（白谷義隆君）

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程5として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（白谷義隆君）

御異議なしと認め、直ちに議長の選挙を行うことに決定いたしました。

ここで議長選挙準備のため暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時18分 再開

副議長（白谷義隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第5 選挙第1号

副議長（白谷義隆君）

追加日程5．選挙第1号 議長の選挙について。

これより選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。本選挙の方法は投票、指名推選、いずれの方法にするか、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（白谷義隆君）

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

副議長（白谷義隆君）

ただいま出席議員21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

副議長（白谷義隆君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（白谷義隆君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

副議長（白谷義隆君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。被選挙人の氏名をはっきり記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

議会事務局長（田尻主範君）

〔氏名点呼・投票〕

副議長（白谷義隆君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（白谷義隆君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

副議長（白谷義隆君）

それでは、開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に2番橋本憲之議員及び6番江口義明議員を指名いたします。

両議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

副議長（白谷義隆君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数21票、これは先ほどの出席議員数に符号します。

そのうち、

有効投票 20票

無効投票 1票

有効投票中

藤丸 正勝議員 12票

近藤 未治議員 6票

菊次 太丸議員 2票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。したがいまして、藤丸正勝議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました藤丸正勝議員が議長におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

では、藤丸正勝議長に当選の御挨拶をお願いいたします。

議長（藤丸正勝君）（登壇）

先ほどの議長選挙において議長の大役を仰せつかりました藤丸正勝でございます。その責任の重さを感じているところでございます。

現在、新型コロナウイルスで、飲食業、小売業、また、市民生活が厳しい状況の中において、多くの皆さん方が営業自粛などで、市民の皆様の議会におけるの負託に応えるべき時期に来ているのではないかと思います。

今後、この柳川市のさらなる発展と、安心して安全なまちづくりを執行部と共に今後2年間、汗をかいていきたいと思っております。議員の皆さん方にはどうか御協力をお願いいたしまして、議長就任の挨拶に代えさせていただきます。



副議長（白谷義隆君）

それでは、議長が決定いたしましたので、これにて議長と交代いたします。  
議員各位の御協力、誠にありがとうございました。

〔副議長、新議長と交代〕

議長（藤丸正勝君）

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時36分 休憩

午前10時48分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に白谷義隆副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程6として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、副議長の辞職についてを議題とすることに決定いたしました。

追加日程第6 副議長の辞職について

議長（藤丸正勝君）

追加日程6．副議長の辞職について。

地方自治法第117条の除斥の規定により、白谷義隆副議長はあらかじめ退場されていることをこの際確認しておきます。

辞職願を朗読させます。

議会事務局長（田尻主範君）

朗読いたします。

#### 辞 職 願

このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、御許可願います。

令和2年10月20日

柳川市議会副議長 白 谷 義 隆

柳川市議会議長 藤 丸 正 勝 様

以上で朗読を終わります。

議長（藤丸正勝君）

副議長の辞職は会議規則第139条第2項の規定により討論を用いなくて決定することに

なっておりますので、直ちに採決したいと思いを。

お諮りいたします。白谷義隆副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、白谷義隆副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

白谷義隆議員の除斥を解きます。

〔白谷義隆議員入場〕

議長（藤丸正勝君）

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程7として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、直ちに副議長の選挙を行うことに決定いたしました。

ここで副議長選挙準備のため暫時休憩をいたします。

午前10時51分 休憩

午前10時51分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第7 選挙第2号

議長（藤丸正勝君）

追加日程7 選挙第2号 副議長の選挙について。

これより選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。本選挙の方法は投票、指名推選、いずれの方法にするか、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（藤丸正勝君）

ただいま出席議員21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

議長（藤丸正勝君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（藤丸正勝君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。被選挙人の氏名をはっきり記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長（田尻主範君）

〔氏名点呼・投票〕

議長（藤丸正勝君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（藤丸正勝君）

続きまして、開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に2番橋本憲之議員及び6番江口義明議員を指名いたします。

両議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（藤丸正勝君）

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数21票、これは先ほどの出席議員数に符号します。

そのうち、

有効投票 21票

無効投票 0票

有効投票中

伊藤 法博議員 12票

菊次 太丸議員 9票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。したがって、伊藤法博議員が副議長に当選をされました。

ただいま副議長に当選されました伊藤法博議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

では、伊藤法博副議長に当選の御挨拶をお願いいたします。

副議長（伊藤法博君）（登壇）

副議長に当選させていただきました伊藤でございます。

藤丸議長を補佐し、円滑な議会運営に努めてまいりたいと思いますので、皆様の御協力をよろしくお願いしたいと思います。

日程第8 常任委員会委員の選任について

議長（藤丸正勝君）

続きまして、日程8 常任委員会委員の選任について。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長が会議に諮って指名することになっております。

これまでの慣例のとおり議員各位の希望を聴取し、その調整を議長並びに副議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、そのように取り計らうことに決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

午前11時6分 休憩

午前11時41分 再開

議長（藤丸正勝君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会委員の選任につきましては、提出いただきました希望調査書を考慮しつつ調整に努めました結果、次のとおり指名することといたします。

総務常任委員会委員に今村智子議員、佐々木創主議員、緒方寿光議員、樽見哲也議員、江口義明議員、荒木憲議員、藤丸正勝議員、以上の7名であります。

次に、建設経済常任委員会委員に佐藤勝広議員、立花純議員、諸藤哲男議員、三小田一美議員、菊次太丸議員、河村好浩議員、伊藤法博議員、以上の7名であります。

次に、教育民生常任委員会委員に白谷義隆議員、新谷信次郎議員、高田千壽輝議員、田中雅美議員、橋本憲之議員、近藤末治議員、矢ヶ部広巳議員、以上の7名であります。

以上のとおり指名いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、ただいま指名いたしました各議員をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

各常任委員会の委員が決定いたしましたので、各常任委員会を開催し、それぞれ正副委員長を決定していただきたいと思っております。

なお、議会広報編集特別委員会委員についても、各常任委員会から2名の選出をお願いしておきます。

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午前11時59分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長が決定いたしましたので、御報告を申し上げます。

総務常任委員会は委員長に佐々木創主議員、副委員長に緒方寿光議員。

建設経済常任委員会は委員長に三小田一美議員、副委員長に佐藤勝広議員。

教育民生常任委員会は委員長に高田千壽輝議員、副委員長に新谷信次郎議員。

以上で報告は終わります。

#### 日程第9 議会運営委員会委員の選任について

議長（藤丸正勝君）

続いて、日程9、議会運営委員会委員の選任について。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長が会議に諮って指名することになっておりますので、議長において指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、指名いたします。

副議長の伊藤法博議員、総務委員長の佐々木創主議員、建設経済委員長の三小田一美議員、教育民生委員長の高田千壽輝議員、議長において指名する委員は白谷義隆議員、樽見哲也議員、緒方寿光議員、立花純議員、以上の8名を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、ただいま指名いたしました8名の議員を議会運営委員会委員に選任することに決定をいたしました。

日程第10 議会広報編集特別委員会委員の選任について

議長（藤丸正勝君）

続きまして、日程10．議会広報編集特別委員会委員の選任について。

議会広報編集特別委員会の委員については、委員会条例第8条第1項の規定により議長が会議に諮って指名することになっております。先ほど各常任委員会で選出いただきましたので、議長において指名いたしたいと思っております。

緒方寿光議員、佐藤勝広議員、高田千壽輝議員、今村智子議員、菊次太丸議員、新谷信次郎議員の以上6名を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、ただいま指名いたしました6名の議員を議会広報編集特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ただいま議会運営委員会委員及び議会広報編集特別委員会委員が決定いたしましたので、議会運営委員会及び議会広報編集特別委員会を開催し、それぞれ正副委員長を決定していただきます。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午後0時3分 休憩

午後0時18分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会及び議会広報編集特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、御報告をいたします。

議会運営委員会の委員長に白谷義隆議員、副委員長に緒方寿光議員。

議会広報編集特別委員会の委員長に新谷信次郎議員、副委員長に今村智子議員。

以上で報告は終わります。

議長選挙及び副議長選挙に伴い、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程11として日程を変更し、直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、議席の一部変更についてを直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第11 議席の一部変更について

議長（藤丸正勝君）

追加日程11．議席の一部変更について。

議長選挙及び副議長選挙に伴い、会議規則第3条第3項の規定により議席の一部を変更いたします。

白谷義隆議員の議席を17番に、伊藤法博副議長の議席を1番に、樽見哲也議員の議席を19番に、私、藤丸正勝の議席を21番にそれぞれ変更いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、ただいま申し上げたとおりの議席番号と決定いたしました。

これをもちまして本日の日程全てを終了いたしました。

これにて令和2年第8回柳川市議会臨時会を閉会いたします。

午後0時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 樽 見 哲 也

柳川市議会議長 藤 丸 正 勝

柳川市議会副議長 白 谷 義 隆

柳川市議会議員 江 口 義 明

柳川市議会議員 緒 方 寿 光





## 第 9 回 柳 川 市 議 会 ( 臨 時 会 ) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
10月26日	月	本 会 議	開会・議案質疑・採決・閉会

第9回柳川市議会（臨時会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 8 1 号	令和2年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について	2.10.26	原案可決
議 案 第 8 2 号	財産の取得について	2.10.26	原案可決
議 案 第 8 3 号	柳川市監査委員の選任について	2.10.26	原案可決

選 挙

	案 件	選 挙 日	結 果
選 挙 第 3 号	有明生活環境施設組合議会議員の選挙について	2.10.26	当 選

## 柳川市議会第9回臨時会会議録

令和2年10月26日柳川市議会議場に第9回市議会臨時会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	白谷義隆	18番	田中雅美
19番	樽見哲也	20番	三小田一美
21番	藤丸正勝		

### 2.欠席議員

なし

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次													
副市	長	酒見勇次													
教	育	長	沖	毅											
総	務	部	長	平	田	敬	介								
会	計	管	理	者	白	谷	通	孝							
市	民	部	長	椛	島	謙	治								
保	健	福	祉	部	長	島	添	守	男						
建	設	部	長	松	永	泰	治								
産	業	経	済	部	長	兼	大	和	庁	舎	長	松	藤	満	也
教	育	部	長	兼	三	橋	庁	舎	長	袖	崎	朋	洋		
消	防	長	松	藤	敏	彦									
総	務	課	長	武	田	真	治								
財	政	課	長	田	中	勝	裕								
税	務	課	長	古	賀	順	一	郎							
健	康	づ	く	り	課	長	田	島	雅	彦					
学	校	教	育	課	長	古	賀	洋							
生	涯	学	習	課	長	新	開	文	隆						

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範							
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼	庶	務	係	長	森	康	貴

### 5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 会議録署名議員の指名について

日程(3) 議案の上程について

議案第81号 令和2年度柳川市一般会計補正予算(第6号)について

議案第82号 財産の取得について

追加日程(4) 議案第83号 柳川市監査委員の選任について

追加日程(5) 選挙第3号 有明生活環境施設組合議会議員の選挙について

午前10時 開会

議長（藤丸正勝君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから令和2年第9回柳川市議会臨時会を開会いたします。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（藤丸正勝君）

日程1．議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（白谷義隆君）（登壇）

おはようございます。令和2年第9回柳川市議会臨時会の会期日程等について、本日9時30分から議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、会期であります。本日1日間といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が議案の上程についてで、議案第81号及び議案第82号の上程であります。

提案理由の説明後、議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開いたしまして、質疑終了後、2議案とも即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げ、終わります。

議長（藤丸正勝君）

会期については、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、会期につきましてはただいまの報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（藤丸正勝君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、7番菊次太丸議員及び14番諸藤哲男議員を指名いたします。

日程第3 議案の上程について

議長（藤丸正勝君）

日程3．議案の上程について。

議案第81号及び議案第82号の2議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。日程3、今回御提案いたします議案第81号、議案第82号の2議案について御説明申し上げます。

まず、議案第81号 令和2年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,320千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ42,040,762千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容について、歳出から款を追って御説明申し上げます。

2款・総務費は6,000千円を増額補正しております。

内容としましては、柳川市民文化会館「水都やながわ」を会場として実施する確定申告における新型コロナウイルス感染防止のための備品を購入するものです。

4款・衛生費は12,105千円を増額補正しております。

内容としましては、予防接種でインフルエンザの流行を抑制することにより医療機関の受診者を減らし、接触機会減少による新型コロナウイルス感染拡大防止と医療機関の負担軽減を図るために、インフルエンザの予防接種費用助成に係る経費を計上しております。

7款・商工費では5,455千円を増額補正しております。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響で非常に厳しい状況が続く市内中小店舗の売上げ回復のため、スマートフォンを使って支払いができるアプリ、ペイペイでのキャッシュレス決済に最大20%のポイントを付与するキャンペーン費用を計上したほか、緊急対策第1弾、第2弾で予算措置しました中小事業者へのがんばる応援金について、決算見込みを基に減額しております。

9款・消防費では16,386千円を増額補正しております。

内容としましては、第1次避難所である校区コミュニティセンターに配備した新型コロナウイルス感染防止対策物資を保管するための備蓄用倉庫の整備に係る経費、救急出動の際の感染防止に不可欠な感染防護衣や消耗品購入費を計上しております。

10款・教育費では4,374千円を増額補正しております。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症等により小・中学校の修学旅行が中止となった場合の保護者負担を軽減するため、キャンセル料の全額を補助するものです。

そのほか、新型コロナウイルス感染防止対策として換気を徹底するために、市内の体育館3施設に大型扇風機を配備することとしております。

以上が歳出の内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

14款・国庫支出金では44,320千円を増額補正しております。

内容としましては、緊急対策の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時

交付金を計上するものです。

なお、参考までに申し上げますと、本市が独自に取り組む緊急対策の第6弾までの合計額は1,342,256千円となります。その財源は、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,076,471千円、その他の国庫補助金207,074千円、県補助金31,084千円及び財政調整基金27,627千円で措置しております。

次に、議案第82号 財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、柳川市GIGAスクール構想に基づくタブレット端末整備事業に関する売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び柳川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

契約金額は412,478千円で、福岡市博多区店屋町5番18号、富士電機ITソリューション株式会社九州事業本部、本部長、井原徹也と物品売買契約を締結するものであります。

以上、2議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（藤丸正勝君）

提案理由の説明が終わりましたので、2議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時8分 休憩

午前10時8分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第81号 令和2年度柳川市一般会計補正予算（第6号）については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第82号 財産の取得については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時10分 休憩

午前10時13分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長から追加議案が提出されました。

お諮りいたします。議案第83号を日程に追加し、追加日程4として直ちに議題とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、議案第83号を日程に追加し、追加日程4として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第4 議案第83号

議長（藤丸正勝君）

追加日程4 議案第83号 柳川市監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、15番矢ヶ部広巳議員の除斥を求めます。

〔矢ヶ部広巳議員退場〕

議長（藤丸正勝君）

議案を朗読させます。

議会事務局長（田尻主範君）

〔朗読省略〕

議長（藤丸正勝君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

追加日程4、議案第83号 柳川市監査委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、市議会議員のうちから選任された監査委員、三小田一美氏より令和2年10月20日をもって辞職する旨の辞職届の提出があり、承認いたしました。これに伴い、後任の委員を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、市議会議員のうちから矢ヶ部広



巳氏を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

どうぞ御審議の上、御同意いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（藤丸正勝君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時16分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり矢ヶ部広巳議員の監査委員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり矢ヶ部広巳議員の監査委員の選任に同意することに決定いたしました。

ここで矢ヶ部広巳議員の除斥を解きます。

〔矢ヶ部広巳議員入場〕

議長（藤丸正勝君）

お諮りいたします。組合議員の辞職欠員により、有明生活環境施設組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程5として直ちに議題とすることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第5 選挙第3号

議長（藤丸正勝君）

追加日程5 . 選挙第3号 有明生活環境施設組合議会議員の選挙について。

これより選挙第3号 有明生活環境施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は指名推選によりたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思  
います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

では、有明生活環境施設組合議会議員に樽見哲也議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました議員を本選挙の当選人と定めるこ  
とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました樽見哲也議員が本選挙に当選され  
ました。

ただいま本選挙に当選されました樽見哲也議員が議場におられますので、本席から会議規  
則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて令和2年第9回柳川市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 藤 丸 正 勝

柳川市議会議員 菊 次 太 丸

柳川市議会議員 諸 藤 哲 男

第10回柳川市議会（臨時会）日程表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
11月30日	月	本 会 議	開会・議案質疑・採決・閉会

第10回柳川市議会（臨時会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 8 4 号	柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	2 . 11 . 30	原案可決

## 柳川市議会第10回臨時会会議録

令和2年11月30日柳川市議会議場に第10回市議会臨時会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
8番	立花純	9番	近藤末治
10番	佐々木創主	11番	河村好浩
12番	荒木憲	13番	高田千壽輝
14番	諸藤哲男	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	白谷義隆
18番	田中雅美	20番	三小田一美
21番	藤丸正勝		

### 2.欠席議員

7番	菊次太丸	19番	樽見哲也
----	------	-----	------

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次										
副	市長	酒	見	勇	次										
教	育	長	沖		毅										
総	務	部	長	平	田	敬	介								
会	計	管	理	者	白	谷	通	孝							
市	民	部	長	椛	島	謙	治								
保	健	福	祉	部	長	島	添	守	男						
建	設	部	長	松	永	泰	治								
産	業	経	済	部	長	兼	大	和	庁	舎	長	松	藤	満	也
教	育	部	長	兼	三	橋	庁	舎	長	袖	崎	朋	洋		
消	防	長	松	藤	敏	彦									
人	事	秘	書	課	長	高	田	啓	介						
商	工	・	ブ	ラ	ン	ド	振	興	課	長	古	賀	和	明	

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範							
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼	庶	務	係	長	森	康	貴

### 5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 会議録署名議員の指名について

日程(3) 議案の上程について

議案第84号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

午前10時 開会

議長(藤丸正勝君)

皆さんおはようございます。本日の出席議員19名で、定足数であります。よって、ただいまから令和2年第10回柳川市議会臨時会を開会いたします。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長(藤丸正勝君)

日程１．議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（白谷義隆君）（登壇）

皆さんおはようございます。令和２年第10回柳川市議会臨時会の会期日程等について、去る11月26日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果について御報告申し上げます。

まず、会期であります、本日１日間といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程２が会議録署名議員の指名についてであります。

日程３が議案の上程についてで、議案第84号の上程であります。

提案理由の説明後、議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（藤丸正勝君）

会期につきましては、ただいまの報告どおり決定いたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、会期につきましてはただいまの報告どおり決定いたしました。

日程第２ 会議録署名議員の指名について

議長（藤丸正勝君）

日程２．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、８番立花純議員及び15番矢ヶ部広巳議員を指名いたします。

日程第３ 議案の上程について

議長（藤丸正勝君）

日程３．議案の上程について。

議案第84号を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

皆様おはようございます。日程３、今回御提案いたします議案第84号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、令和２年10月7日の人事院勧告を踏まえた国家公務員の給与と改定に関する取扱いに準じて、職員の期末手当の支給月数を改正し、併せて議員並びに市長、副市長及び教育長

の期末手当についても同様の改正をしようとするものであります。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（藤丸正勝君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時4分 休憩

午前10時4分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

ここで質疑される議員へ申し上げます。

質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることをないようをお願いしておきます。

質疑通告者の発言を許します。

10番（佐々木創主君）

今回の期末手当の給与改定について質疑を行います。

人事院勧告を受けてということで毎回改定が行われるわけですが、この人事院勧告の改定に当たって、人事院はそれなりに調査をした上で改定を行われると思いますが、対象事業所の規模と数を教えてください。

人事秘書課長（高田啓介君）

佐々木議員の質疑に対して御答弁させていただきます。

今年度の人事院勧告、給与改定の調査対象事業所の規模と数について、ボーナスと月例給に分けてお答えさせていただきたいと思います。

まず、ボーナスにつきましては、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所約1万2,000の民間事業所を対象に調査が実施されております。今年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりまして、ボーナスに関する調査を実地にやらない方法で実施されておりまして、完了率が80.3%となっているところでございます。

内容といたしましては、昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績、支給割合と公務の年間の支給月数を比較いたしまして、分かりやすく申し上げますと、昨年の冬と今年の夏の民間のボーナスの実績と比較した結果、民間の支給割合との均衡を図るため、0.05月引下げの4.45月の勧告となっているところであります。

また、月例給につきましては、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所約1万2,000の民間事業所の約43万人の個人別給与の実地調査が行われております。その結果に基



づきまして、公務と民間の四月分の給与を比較した結果、民間給与との格差が極めて小さかったことから月例給の改定は行われていないということでございます。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

50人以上の企業、1万2,000ということでしたが、じゃ、柳川市の地場企業、50人以上を雇用している事業所というの少ないと思うんですが、地場企業の給与、賞与の改定の動向というのは把握していらっしゃいますかね。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

地場事業者の動向ということでございますけれども、福岡県が実施をいたしております賃金事情統計の中の筑後地区における常用労働者の月平均支給賃金の年度別推移ということでお答えをしたいと思います。

なお、この統計は常用従業員30人以上の民間事業者の中から任意に抽出をしまして調査をしたものでございます。

まず、リーマンショック後と直近3年間の動向についてお答えします。

リーマンショック後の3年間の地場事業者の動向につきましては、リーマンショックが発生をしました平成20年度は287,449円、平成21年度は267,475円、平成22年度は283,733円となっているところでございます。直近3年間の動向につきましては、平成30年度は280,769円、令和元年度は284,204円となっております。令和2年度につきましては、まだ公表が行われておりませんので、把握をいたしておりません。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

県の統計ということですが、ただ、こういうコロナ、今回はリーマンショックのときとよく比較をされるんですが、その辺の調査というのをきめ細やかに会議所なり商工会と連携してやっていただきたいと思います。

最後に、この人事院の勧告を受けた柳川市の給与改定、リーマンショックの前後、それと、バブル当時は最高額だったと思いますが、その辺のところの推移、それと、直近の推移が分かれば教えてください。

人事秘書課長（高田啓介君）

リーマンショック前後の改定の推移ということでございますけど、リーマンショック前後の改定の推移を先ほど申し上げましたボーナスと月例給の別に人事院勧告の内容で申し上げたいと思います。

まず、ボーナスの年間支給月数を申し上げますと、いわゆるリーマンショックが平成20年、2008年9月に端を発しております、その前年の平成19年度、2007年度はリーマンショックが発生した平成20年度、2008年度でございますけど、ともに4.5月、リーマンショックの影響が人事院勧告に反映された翌年の平成21年度、2009年度は4.15月で、対前年度比マイナス0.35月となっております。翌平成22年度、2010年度は3.95月、対前年度比マイナス0.20月となっております、以後、平成23年度、2011年度と平成24年度、2012年度、平成25年度の3年間は変動がなく、3.95月の最低で推移しているところでございます。翌平成26年度、2014年度でございますけど、そのときより毎年引き上げられまして、昨年度の平成31年度、令和元年度は4.5月となっているところでございます。

また、月例給につきましてでございますけど、民間給与との格差で申し上げますと、平成20年度、2008年度のリーマンショック前年の平成19年度、2007年度が0.35%、リーマンショックが発生した平成20年度、2008年度は0.04%と極めて小さいことから据置き、リーマンショックの影響が人事院勧告に反映された翌年の平成21年度、2009年度はマイナス0.22%、平成22年度、2010年度はマイナス0.19%、平成23年度、2011年度はマイナス0.23%、翌平成24年度、2012年度と平成25年度、2013年度は据置きで最低ということになっております。そして、平成26年度、2014年度は0.27%とプラスに転じまして、翌年の平成27年度、2015年度は0.36%と最高となり、以後、昨年度の0.09%までプラスとなっている状況でございます。

以上でございます。

議長（藤丸正勝君）

お諮りいたします。議案第84号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて令和2年第10回柳川市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時14分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 藤丸正勝

柳川市議会議員 立花純

柳川市議会議員 矢ヶ部広巳



第11回柳川市議会（定例会）日程表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
12月3日	木	本 会 議	開会・提案理由説明
12月4日	金	考 案 日	
12月5日	土	休 会	
12月6日	日	休 会	
12月7日	月	本 会 議	議 案 質 疑
12月8日	火	考 案 日	
12月9日	水	本 会 議	一 般 質 問
12月10日	木	本 会 議	一 般 質 問
12月11日	金	休 会	
12月12日	土	休 会	
12月13日	日	休 会	
12月14日	月	委 員 会	
12月15日	火	委 員 会	
12月16日	水	事 務 整 理 日	
12月17日	木	事 務 整 理 日	
12月18日	金	本 会 議	採 決 ・ 閉 会

第11回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 85 号	令和 2 年度柳川市一般会計補正予算（第 7 号）について	2 . 12 . 18	原案可決
議 案 第 86 号	令和 2 年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	2 . 12 . 18	原案可決
議 案 第 87 号	令和 2 年度柳川市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について	2 . 12 . 18	原案可決
議 案 第 88 号	柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	2 . 12 . 18	原案可決
議 案 第 89 号	柳川市子ども医療費の支給に関する条例及び柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 . 12 . 18	原案可決
議 案 第 90 号	所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	2 . 12 . 7	原案可決
議 案 第 91 号	柳川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 . 12 . 7	原案可決
議 案 第 92 号	柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	2 . 12 . 18	原案可決
議 案 第 93 号	市道路線の認定について	2 . 12 . 18	原案可決
議 案 第 94 号	柳川市農業委員会委員の任命について	2 . 12 . 7	同 意
議 案 第 95 号	柳川市農業委員会委員の任命について	2 . 12 . 7	同 意
議 案 第 96 号	柳川市農業委員会委員の任命について	2 . 12 . 7	同 意
議 案 第 97 号	柳川市農業委員会委員の任命について	2 . 12 . 7	同 意

議案 第98号	柳川市農業委員会委員の任命について	2.12.7	同意
議案 第99号	柳川市農業委員会委員の任命について	2.12.7	同意
議案 第100号	柳川市農業委員会委員の任命について	2.12.7	同意
議案 第101号	柳川市農業委員会委員の任命について	2.12.7	同意
議案 第102号	柳川市農業委員会委員の任命について	2.12.7	同意
議案 第103号	柳川市農業委員会委員の任命について	2.12.7	同意
議案 第104号	柳川市農業委員会委員の任命について	2.12.7	同意
議案 第105号	柳川市農業委員会委員の任命について	2.12.7	同意
議案 第106号	柳川市農業委員会委員の任命について	2.12.7	同意
議案 第107号	柳川市農業委員会委員の任命について	2.12.7	同意
議案 第108号	柳川市農業委員会委員の任命について	2.12.7	同意
議案 第109号	柳川市農業委員会委員の任命について	2.12.7	同意
議案 第110号	柳川市農業委員会委員の任命について	2.12.7	同意
議案 第111号	柳川市農業委員会委員の任命について	2.12.7	同意
議案 第112号	柳川市農業委員会委員の任命について	2.12.7	同意

議案 第113号	令和2年度柳川市一般会計補正予算(第8号)について	2.12.18	原案可決
議案 第114号	防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について	2.12.18	原案可決

報 告

報告 第10号	専決処分の報告について(専決第11号 和解及び損害賠償額の決定について)	2.12.3	報 告
------------	--------------------------------------	--------	-----



# 柳川市議会第11回定例会会議録

令和2年12月3日柳川市議会議場に第11回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
14番	諸藤哲男	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	白谷義隆
18番	田中雅美	19番	樽見哲也
20番	三小田一美	21番	藤丸正勝

## 2.欠席議員

13番 高田千壽輝

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	長	沖		毅
総	務	部	長	平	田
会	計	管	理	者	白
市	民	部	長	椛	島
保	健	福	祉	部	長
建	設	部	長	松	永
産	業	経	済	部	長
教	育	部	長	兼	大
消	防	長	松	藤	敏

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼

### 5. 議事日程

#### 諸般の報告について

(1) 例月出納検査の結果について(令和2年7月分、8月分、9月分)

(2) 市長の行政報告について

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 会議録署名議員の指名について

日程(3) 議案の上程について

議案第85号 令和2年度柳川市一般会計補正予算(第7号)について

議案第86号 令和2年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

議案第87号 令和2年度柳川市下水道事業会計補正予算(第2号)について

議案第88号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第89号 柳川市子ども医療費の支給に関する条例及び柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

- 議案第90号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第91号 柳川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第92号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第93号 市道路線の認定について
- 議案第94号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第95号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第96号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第97号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第98号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第99号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第100号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第101号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第102号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第103号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第104号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第105号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第106号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第107号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第108号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第109号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第110号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第111号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第112号 柳川市農業委員会委員の任命について

日程（４） 報告について

- 報告第10号 専決処分の報告について（専決第11号 和解及び損害賠償額の決定について）

午前10時 開会

議長（藤丸正勝君）

おはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから令和2年第11回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されておりますので、御報告をいたします。

次に、市長の行政報告をお願いいたします。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。議事に先立ちまして、9月定例会以降の主立った事柄について御報告させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症関連について御報告します。

全国的に7月にピークを迎えて以降、徐々に感染者数が減少しておりましたが、11月中旬から急速に東京、大阪、北海道といった都市で感染者数が増加し、新型コロナウイルス感染症対策分科会からは最大限の警戒が必要との見解が示されています。福岡県内でも連日感染者が確認されており、11月26日には8月30日以来の50人の感染者が発生しています。本市においては、10月22日に27例目の確認以降、12月1日までに30例目の感染者が確認されています。

今後、寒さが厳しくなるにつれて、季節性インフルエンザの発生も心配されます。そのため、11月26日に緊急メッセージを市のホームページに掲載し、引き続きマスクの着用、手洗い、3密の回避を市民の皆様呼びかけ、感染拡大防止の行動への協力をお願いしているところです。

10月26日には臨時会におきまして新型コロナウイルス感染症緊急対策第6弾の補正予算の議決をいただき、第1弾から第6弾まで総額約13億円の本市独自の緊急対策事業を市民の皆様、事業者の皆様支援させていただくと同時に、感染防止対策も行ってきたところでございます。

次に、市長会及び広域で構成する協議会や期成会などの諸会議について御報告します。

10月13日に春日市で開催された第139回福岡県市長会に出席しました。議案審議では地方創生の推進や新型コロナウイルス感染症対策など22議案全ての議案が承認・決定され、県市長会名において国、県などの関係機関へ要望することになりました。

10月15日には私が大会実行委員長を務めさせていただいた全国道路利用者会議第70回全国大会を、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底させた上で福岡市で開催しました。古賀誠会長の主催者挨拶に始まり、長期安定的に道路整備が進められるよう、道路関係予算の確保を求める決議が採択されました。

11月6日には本市で直轄海岸保全施設整備事業有明海東部地区完工式が九州農政局主催で

開催されました。この事業は高潮による農業被害や地域住民の生命、財産を守るため、国の直轄海岸工事として平成5年度から着手されました。三池干拓、大和干拓、昭代干拓の堤防や排水樋門などの改築や補強工事を施工し、総延長14.6キロメートル、総事業費373億円で、28年の歳月を経て工事が完了したものです。

このほか、福岡県有明海漁業振興対策協議会協議懇談会、有明圏域定住自立圏推進協議会、福岡県介護保険広域連合本部運営会議などに出席し、事業の説明を受けるとともに、事業運営などについて意見を交わしました。

続きまして、国、県等に対する要望活動について御報告します。

まず、9月30日に有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会におきまして、福岡県並びに福岡県議会議員に対し、事業の整備促進について要望いたしました。

10月21日に主要地方道久留米柳川線道路整備促進期成会、10月23日には主要地方道大牟田川副線バイパス建設促進期成会及び大川瀬高間佐賀線跡地道路建設促進期成会、国道443号道路整備促進期成会で、福岡県に対し、早期完成に向けての事業促進と必要な予算の確保などについて要望を行いました。

11月5日には筑後川下流土地改良事業推進協議会において、農林水産省九州農政局に対して事業予算の確保及び関連施策の充実について要望、提案を行いました。

11月10日には東京都で安全・安心の道づくりを求める全国大会が開催され、長期安定的に道路整備が進められるよう、道路関係予算の確保を求める決議が採択されました。また同日、加藤勝信内閣官房長官並びにあかま二郎衆議院国土交通委員長、江崎孝参議院国土交通委員長、公明党山口那津男代表に対し、要望を行ってまいりました。

11月16日には福岡県有明海漁業振興対策協議会において、福岡県に対して有明海水産振興に関する8項目について要望を行ったところです。

11月19日には高潮対策「矢部川・中島地区河川改修事業」の促進について、地元の河川改修協議会役員と共に、国土交通省九州地方整備局及び筑後川河川事務所に対し、事業の早期完成のための予算確保について要望行動を行ったところです。

最後に、市政の近況について御報告いたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症緊急対策の一つとして予算を議決いただきました修学旅行誘致促進事業を活用した修学旅行受入れ第1号として、9月29日に新宮町立立花小学校の6年生の子供たちが本市を訪れました。全市挙げてのおもてなしでお迎えいたしました。子供たち、校長先生も大変喜ばれ、後日、子供たちからお礼状が届きました。また、この修学旅行についてはメディアで大きく取り上げていただきました。

10月16日には小川知事が県内の市町村に出向き、魅力ある場所を視察し、地域の皆さんと懇談する県知事のふるさと訪問がありました。2巡目の最初に本市を選んでいただきました。樽見哲也前議長と一緒に市内5か所を案内し、それぞれの取組や施設の概要等について関係

者から説明を受け、最後に、柳川市民会館では市内5団体の代表者の皆さんと意見交換をしていただきました。

10月29日には行政区長の皆様と市政の課題について意見交換を行うため、柳川市民会館大ホールにて行政区長との懇談会を開催いたしました。懇談会では、柳川市の新型コロナウイルス対策について、災害に備えて、ごみ減量大作戦についての3項目に関して報告をした後、この3項目に関する質問に対してお答えさせていただきました。貴重な御意見等をお伺いすることができましたので、今後の市政運営に役立てていきたいと思っております。

次に、詩聖・北原白秋先生の命日でもあります11月2日には白秋祭式典を開催しました。今年も全国30都府県から6,444篇の献詩の応募があり、最高位の文部科学大臣賞には久留米市の福岡教育大附属久留米中学校2年の石橋紺花子さんが受賞されました。

11月14日には第71回福岡県植樹祭を柳川むつごろうランドにて福岡県と共催で開催しました。来賓として、藤丸敏代議員、吉松源昭福岡県議会議員、藤丸正勝市議会議員に御出席いただき、御祝辞を賜りました。天候にも恵まれ、緑化功労者表彰や記念植樹などを行いました。緑化功労者表彰では、福岡県知事賞として地元から中山の大フジ保存会並びに柳川むつごろう会、また、福岡県植樹祭実行委員長賞として七ツ家公民館の皆様の日頃の活動に対して受賞されました。記念植樹では、両開小学校の子供たちとドングリの木など10本を植樹しました。盛会のうちに終了し、次回開催地であります東峰村にバトンタッチをしたところでございます。

11月24日には、19年もの長きにわたり大相撲で活躍してきた現役力士最年長の琴奨菊関が11月15日に引退を発表され、その報告に市役所を訪問されました。琴奨菊関には、正面からぶつかって堂々と勝負する姿を通じ、子供たちに夢と感動を与えていただきました。改めて感謝とねぎらいの言葉をかけさせていただいたところです。琴奨菊関からは引退と年寄「秀ノ山」襲名の報告を受け、地元からたくさんの応援をいただき頑張ることができた、市役所ロビーでは居合わせた人と記念写真を撮っていただくなど、市民と触れ合い、周りを笑顔にしてくれました。

結びになりますが、昨日は10月18日に有明海でノリの種つけが行われて最初の乾ノリ初入札会が開催されました。順調に生育した高品質のノリが出品されたとお聞きをしております。

以上、行政報告といたします。

議長（藤丸正勝君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（藤丸正勝君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（白谷義隆君）（登壇）

おはようございます。令和2年第11回柳川市議会定例会の会期日程等について、去る12月1日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、会期であります。本日、12月3日から12月18日までの16日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明、4日は考案日、5日、6日は休日で休会、7日を議案質疑、8日は考案日、9日、10日、11日を一般質問、12日、13日は休日で休会、14日、15日を委員会、16日、17日は事務整理日、18日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が議案の上程についてで、議案第85号から議案第112号までの28議案の一括上程であります。

日程4が報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにいたしております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が議案質疑についてであります。

初めに、議案第85号から議案第87号までの3議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第85号は総務委員会に審査を付託、議案第86号は教育民生委員会に審査を付託、議案第87号は建設経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第88号から議案第92号までの5議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第88号及び議案第89号の2議案は教育民生委員会に審査を付託、議案第90号及び議案第91号の2議案は即決、議案第92号は総務委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第93号を議題とし、質疑終了後、建設経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第94号から議案第112号までの19議案を一括議題とし、質疑終了後、19議案とも即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げ、終わります。

議長（藤丸正勝君）

会期については、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、会期につきましてはただいまの報告どおり決定いたしました。

## 日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（藤丸正勝君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、9番近藤末治議員及び12番荒木憲議員を指名いたします。

## 日程第3 議案の上程について

議長（藤丸正勝君）

日程3．議案の上程について。

議案第85号から議案第112号までの28議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程3、今回御提案いたします議案第85号から議案第87号の補正予算案3議案、議案第88号から議案第92号までの条例案5議案、議案第93号の市道路線の認定1議案及び議案第94号から議案第112号の人事案件19議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第85号 令和2年度柳川市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ538,304千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ42,579,066千円としようとするものであり、新型コロナウイルス感染症緊急対策第7弾を含んでおります。

それでは、予算の内容について歳出から款を追って御説明申し上げます。

まず、議員及び特別職並びに各款にわたります一般職の人件費につきましては、35,932千円を減額しております。

これは台風等の災害に伴い時間外勤務手当等が増額になるものの、人事院勧告による一般職の期末手当の支給率の引下げ、特別職の期末手当の支給率の引下げ、年度中退職、再任用職員の減等がそれらを上回り、総額として減額になるものです。

なお、人事異動に伴う各款間の人件費調整も併せて行っておりますことを申し添えます。

2款．総務費は62,289千円を増額補正しております。

内容としましては、柳川庁舎の非常用発電機及び消防設備改修に係る経費、マイナンバーの申請件数の増加に対応するための経費などを計上するものです。

3款．民生費は522,226千円を増額補正しております。

内容としましては、子どものための教育・保育給付費、介護給付費などにおいて、前年度事業費の精算に伴う国庫や県支出金の返還金などを計上しております。

4款．衛生費は13,182千円を減額補正しております。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、動物から人への感染リスクを軽減するために、道路上などにある病死や事故死をした犬や猫などの死骸処理の



ための軽トラック購入経費などを計上した一方で、冒頭に申しあげました人件費を減額しております。

6款・農林水産業費は17,344千円を増額補正しております。

内容としましては、7月豪雨で被災した農業者への補助金などを計上したほか、その後の漁場及び漁港への漂着ごみ回収・処理事業について、県からの補助金受入れに伴う財源更正を行っております。

7款・商工費では43,308千円を減額補正しております。

内容としましては、福岡県と柳川市の両方の感染防止宣言ステッカーを掲示している宿泊施設を対象として、宿泊者1人1泊につき1千円を助成する費用を計上した一方で、がんばる応援金などについて決算見込みを基に減額しております。

9款・消防費では51,466千円を増額補正しております。

内容としましては、六合地区に国土交通省より六合地区河川防災ステーションが整備されており、国と市で調印した確認書に基づき同ステーションの一部として水防倉庫を整備する経費を計上したほか、消防団の車両更新に係る経費などを計上するものです。

10款・教育費では23,142千円を増額補正しております。

内容としましては、市民会館解体に係る解体設計及び解体工事による影響を近隣住宅等が受けたか否かの判断を行う工損調査に係る経費のほか、新型コロナウイルス感染防止対策として換気を徹底するために、コミュニティセンター2施設の空調設備改修に係る経費などを計上しております。

12款・公債費では80,905千円を減額補正しております。

内容としましては、平成21年度に10年ごとの利率見直し方式で借り入れた臨時財政対策債の利子減額、令和元年度借入地方債の借入額や利率の確定による利子減額などを計上するものです。

以上が歳出の内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

まず、10款・地方交付税では324,962千円を増額補正しております。

14款・国庫支出金では19,111千円を増額補正しております。

15款・県支出金では26,016千円を増額補正しております。

16款・財産収入では7,638千円を増額補正しております。

17款・寄付金では4,000千円を増額補正しております。

18款・繰入金では市民文化会館への寄付金を積み立てていたふるさと元気応援基金からの繰入れなど、60,077千円を増額補正しております。

21款・市債では柳川庁舎消防設備改修事業費などにより96,500千円を増額補正しております。

第2表 繰越明許費補正では、柳川市・みやま市一般廃棄物処理施設整備事業費など3件につきまして翌年度への予算繰越しを御提案しております。

第3表 債務負担行為補正では、コミュニティバス運行業務委託料など8件につきまして追加を行っております。

第4表 地方債補正では、柳川庁舎消防設備改修事業費など5件について追加及び変更を行っております。

なお、参考までに申し上げますと、本市が独自に取り組む新型コロナウイルス感染症緊急対策の第7弾までの合計額は、第6弾までと同額の1,342,256千円となります。これはこれまでの緊急対策事業の予算残額を減額し、事業費を捻出したことによるものであります。このため、その財源も第6弾までの状況と同じく、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,076,471千円、そのほかの国庫補助金207,074千円、県補助金31,084千円及び財政調整基金27,627千円で措置しております。

次に、議案第86号 令和2年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、人事異動に伴う人件費とシステム改修に必要な額を増額し、併せて前年度繰越金の調整を行っております。

歳出において、総務費を2,273千円、歳入において、一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り入れる事務費繰入金を1,989千円、繰越金を67千円、国庫支出金を217千円増額し、補正後の予算総額を1,100,273千円とするものであります。

次に、議案第87号 令和2年度柳川市下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、人事異動等に伴い、人件費を増額する必要性が生じたため、必要な額を補正するものであります。

予算の概要を申し上げますと、収益的収入及び支出の支出予定額に478千円を追加し、支出総額を859,266千円としようとするものです。

また、これに併せて議会の議決を経なければ流用することのできない経費として定めた職員給与費の総額を変更するものであります。

次に、議案第88号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、国民健康保険税の改正部分が令和3年1月1日から施行されることに伴い、関連する本市条例の国民健康保険税の減額及び公的年金等の所得に係る国民健康保険税の課税の特例について改正を行うものであります。

次に、議案第89号 柳川市子ども医療費の支給に関する条例及び柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、福岡県が小学生までとしていた子ども医療費に対する補助を令和3年度から中学生までに広げることに伴い、本市においても中学生の外来診療の自己負担額を1,200円までとすることなど、関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第90号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、所得税法等の一部を改正する法律が公布され、延滞金の割合の特例に関する文言の見直しが行われたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第91号 柳川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、当該条項の引用部分に条ずれが生じるため、本条例を整備するものであります。

次に、議案第92号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

国の総務省の対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布され、電気自動車の急速充電設備の全出力の上限がこれまでの50キロワットから200キロワットまでに拡大されました。これに伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目が改正されたことから、本条例の一部についても所要の改正を行うものであります。

次に、議案第93号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

本案は、開発行為に伴う2路線を新規認定するため、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第94号から議案第112号までの柳川市農業委員会委員の任命について御説明申し上げます。

これら19議案は、本市農業委員会委員の任期が令和3年3月21日で満了となるため、後任委員の任命について御提案するものです。

議案第94号では山田善治氏、議案第95号では高田一利氏、議案第96号では亀崎忠治氏、議案第97号では松藤正之氏、議案第98号では太田英介氏、議案第99号では椛島練二氏、議案第100号では吉丸隆吉氏、議案第101号では大淵秀樹氏、議案第102号では三小田由勝氏、議案第103号では藤木邦彦氏、議案第104号では松藤和彦氏、議案第105号では松藤一利氏、議案第106号では田中満義氏、議案第107号では松藤政義氏、議案第108号では島添茂樹氏、議案第109号では河口隆光氏、議案第110号では園田清美氏、議案第111号では阿志賀一喜氏、議案第112号では鐘ヶ江ゆき子氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項

の規定に基づき議会の同意を求めるものです。

なお、任期は令和3年3月22日より3年間となります。

以上、28議案について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

#### 日程第4 報告について

議長（藤丸正勝君）

続きまして、日程4．報告について。

報告第10号 専決処分の報告について（専決第11号 和解及び損害賠償額の決定について）市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程4、報告第10号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、柳川市役所市民課における印鑑欠損事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により令和2年11月25日付で専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

概要を申し上げますと、令和2年10月30日午後零時50分頃、柳川市役所市民課において、印鑑登録のため市民課を訪れた方の印鑑を預かり印鑑登録業務を行っていた市民課職員が誤って印鑑を床に落とし、印鑑を欠けさせたものです。

この事故に係る損害賠償額を6千円と決定し、相手側と示談したところであります。

なお、損害賠償額は全国町村会総合賠償補償保険で補填いたします。

以上、御報告を申し上げます。

議長（藤丸正勝君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質疑は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時32分 散会

# 柳川市議会第11回定例会会議録

令和2年12月7日柳川市議会議場に第11回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
14番	諸藤哲男	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	白谷義隆
18番	田中雅美	19番	樽見哲也
20番	三小田一美	21番	藤丸正勝

## 2.欠席議員

13番	高田千壽輝
-----	-------

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	長	沖		毅
総	務	部	長	平	田
会	計	管	理	者	白
市	民	部	長	椛	島
保	健	福	祉	部	長
建	設	部	長	松	永
産	業	経	済	部	長
教	育	部	長	兼	大
消	防	長	松	藤	敏

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼

### 5. 議事日程

#### 日程(1) 議案質疑について

- 議案第85号 令和2年度柳川市一般会計補正予算(第7号)について
- 議案第86号 令和2年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第87号 令和2年度柳川市下水道事業会計補正予算(第2号)について
- 議案第88号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第89号 柳川市子ども医療費の支給に関する条例及び柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第90号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第91号 柳川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の一

部を改正する条例の制定について

- 議案第92号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第93号 市道路線の認定について
- 議案第94号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第95号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第96号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第97号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第98号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第99号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第100号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第101号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第102号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第103号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第104号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第105号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第106号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第107号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第108号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第109号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第110号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第111号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第112号 柳川市農業委員会委員の任命について

午前10時 開議

議長（藤丸正勝君）

おはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまより本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（藤丸正勝君）

日程1．議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることのないようお願いをしておきます。

議案第85号 令和2年度柳川市一般会計補正予算(第7号)について、議案第86号 令和2年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について及び議案第87号 令和2年度柳川市下水道事業会計補正予算(第2号)についての以上3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第85号 令和2年度柳川市一般会計補正予算(第7号)については、総務委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤丸正勝君)

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議案第86号 令和2年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、教育民生委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤丸正勝君)

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議案第87号 令和2年度柳川市下水道事業会計補正予算(第2号)については、建設経済委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤丸正勝君)

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

次に、議案第88号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第89号 柳川市子ども医療費の支給に関する条例及び柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第90号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第91号 柳川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第92号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての以上5議案を一括議題といたします。

5議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第88号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤丸正勝君)



御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第89号 柳川市子ども医療費の支給に関する条例及び柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第90号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第91号 柳川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決をいたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第92号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

次に、議案第93号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第93号 市道路線の認定については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

次に、議案第94号から議案第112号までの柳川市農業委員会委員の任命についての19議案を一括議題といたします。

19議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。19議案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

初めに、議案第94号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり山田善治氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第95号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり高田一利氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成多数（69ページで訂正）であります。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第96号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり亀崎忠治氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第97号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり松藤正之氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第98号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり太田英介氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第99号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり椋島練二氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第100号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり吉丸隆吉氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第101号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり大淵秀樹氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第102号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり三小田由勝氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第103号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり藤木邦彦氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第104号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり松藤和彦氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第105号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり松藤一利氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第106号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり田中満義氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第107号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり松藤政義氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第108号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり島添茂樹氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第109号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり河口隆光氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第110号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり園田清美氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第111号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり阿志賀一喜氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第112号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり鐘ヶ江ゆき子氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

修正を行います。

議案第95号 柳川市農業委員会委員の任命についての件で賛成多数ということでございましたけど、遅れて起立された方がおられるということで、賛成全員であるということでございます。議案第95号、賛成全員であります。

では、以上をもちまして本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時17分 散会

# 柳川市議会第11回定例会会議録

令和2年12月9日柳川市議会議場に第11回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
14番	諸藤哲男	16番	緒方寿光
17番	白谷義隆	18番	田中雅美
19番	樽見哲也	20番	三小田一美
21番	藤丸正勝		

## 2.欠席議員

13番	高田千壽輝	15番	矢ヶ部広巳
-----	-------	-----	-------

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	沖			毅
総	務	平	田	敬	介
会	計	白	谷	通	孝
市	民	椛	島	謙	治
保	健	島	添	守	男
建	設	松	永	泰	治
産	業	松	藤	満	也
教	育	袖	崎	朋	洋
消	防	松	藤	敏	彦
総	務	武	田	真	治
企	画	池	末	勇	人
財	政	田	中	勝	裕
健	康	田	島	雅	彦
福	祉	内	田		猛
学	校	古	賀		洋
生	涯	新	開	文	隆
農	政	木	下		隆
水	路	松	永		久
子	育	竜		晴	美
生	活	江	口	英	範
学	校	野	田	真	功
廃	棄	松	尾		強

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼

### 5. 議事日程

日程(1) 一般質問について



順位	質問者	質問事項
1	16番 緒方 寿光	1. 市長3期目の公約「仕事づくり」の取組みと成果は 2. 「豪雨浸水被害」に対する新たな視点での総合対策は 3. 「新型コロナ第3波」への本市の対策は
2	2番 橋本 憲之	1. SNS有効活用の進捗状況は 2. 柳川の将来のために (1) ごみ減量の取組みについて (2) 学校再編について (3) 社会体育活動について (4) 財政について
3	10番 佐々木 創主	1. 佐賀空港へのオスプレイ配備計画
4	4番 今村 智子	1. 投票に行きたくなる環境づくりを 2. SNS相談について

午前10時 開議

議長（藤丸正勝君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員19名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（藤丸正勝君）

日程1. 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いを申し上げます。また、執行部も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

なお、本日、一般質問を通告されていた矢ヶ部広巳議員は欠席の届出及び一般質問の取下げの申出がっておりますので、報告を申し上げます。

それでは、第1順位、16番緒方寿光議員の発言を許します。

16番（緒方寿光君）（登壇）

緒方寿光です。議長より発言許可をいただきましたので、一般質問を行います。

今回、質問項目の順位が多少変更となっておりますので、取り計らいをよろしく願います。

たします。

質問に入ります前に、まずは終息しない武漢ウイルス、いわゆる新型コロナウイルス感染症によりまして急激に患者が増えています。特に、最前線に対応されてあります医療従事者の皆様に対しまして心より感謝を申し上げます。

今回は3点の質問を行います。

初めに、新型コロナウイルス第3波への本市の対策を質問します。

世界的にコロナ感染第3波が拡大する中において、8日には国内での感染による入院療養中の患者が約2万3,000人、うち重症者は536人となりまして、今年春の第1波の1.6倍の水準に達し、過去最高となりました。国内での感染者は約16万6,000人、福岡県では6,210人、本市では昨日の時点で32例目の感染が確認されております。死者は国内合計で2,458人ということでありました。

そこで、本市におけるコロナ第3波の対策として、今回はPCR検査、そして、ワクチン接種、さらには小・中学校及び学童保育所におけるコロナ感染症の防止対策を中心に質問いたします。

2点目に、豪雨での浸水被害に対する新たな視点での総合的な浸水被害対策を質問いたします。

なぜ質問するのか。それは地球規模で自然環境の変化により今後平均気温も年々上がり、そして、今以上に度重なる集中豪雨が起こればと気象庁などでは発表されております。そこで、今後は本市においてもこれまで以上の集中豪雨が頻繁に発生すると予想され、水害も起こればと私自身は考えるからであります。つまりは、本市においては限られた財源の中で計画的に、例えば、短期、中期、長期の具体的に練り上げた計画をつくり、そして、総合的な浸水対策の施策が今必要ではないかと考えるからであります。

そこで、前回の議会に引き続きまして質問をいたします。

最後に、市長が今期、3期目に公約されました仕事づくりの取組とその成果をお聞きします。

特に、今回は市長が今から3年前に所信表明されました柳川市の特産品としての新規農産物開発への取組、そして、その成果、また、ピアス跡地への企業立地に向けての取組の進捗状況等々を中心に、本市の雇用創出の観点から、特に、若者の雇用の確保の観点から質問をいたします。

これから先の質問は一問一答式で行います。今回も新型コロナウイルス感染症対策により50分の質問時間となっておりますので、執行部におかれましては簡潔明瞭な答弁をよろしく願います。

壇上からの質問は以上です。

16番（緒方寿光君）続

初めに、コロナ感染症第3波の対策についてお尋ねをします。

市長は今年初めに、市内からは感染者を出さないという覚悟で対策に取り組まれてこられました。これから年末年始に向けまして人の往来も増え、今以上に感染リスクも高くなると私は考えております。

昨日、32例目の感染が確認されたわけなんですけれども、この第3波対策におきまして、改めて、私自身は特に手洗い、マスク、3密の回避、そして、外出後の帰宅したときの対策をやっぱり入念に再度徹底していく必要があるのではないかと考えておりますので、市長の見解と今後の方針、このコロナ対策の啓蒙について今後どのようにされるのか、お聞きしたいと思います。

健康づくり課長（田島雅彦君）

議員御承知のとおり、みんなを守ろう、みんなで守ろうを合い言葉に、チラシ、ホームページ、市報、のぼり旗の掲出等によりまして、感染防止対策を行っていただくよう、これまで市民の皆さんにお願いをしてきたところです。

市民の皆さんの御理解と御協力により、マスクの着用や商店、飲食店での消毒薬の設置等が普及しており、積極的に感染対策に取り組んでいただいているものと実感いたしております。改めまして市民の皆さんの御協力に感謝を申し上げますとともに、感染を防止するためには、今のところマスクの着用、手洗い、3密の回避など、基本的対策を行っていただくしか方法がないことから、今後も引き続き市民の皆さんに感染防止対策の徹底をお願いしていきたいと考えております。

その一環として、先般、市民の皆さんの健康維持と増進のために本市と協定を締結いたしました大塚製薬株式会社との協働により作成したチラシと年末年始における感染防止対策のチラシを今月15日に全戸配布することとしております。

また、庁舎や地域のコミュニティセンターなどの公共施設には、市民の皆さんに手洗いの励行をお願いするため、手洗いの仕方をイラストで説明したポスターを掲示しているほか、今般、“おもてなし柳川”市民会議では感染防止のためのクリアファイルを作成し、冬休み前に小・中学生に配付することとしております。これにはイラストを使い、「HAPPY BIRTHDAY TO YOU」を2回歌って手洗いすると30秒ぐらいになることを説明するなど、分かりやすく感染対策を呼びかけております。今後も感染防止のための分かりやすい啓発を心がけていきたいと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

そして、私自身はワクチン接種、これが一番大事じゃないかと考えておりまして、特に、今、国においても、このコロナウイルスのワクチン接種を円滑に進めるための改正予防接種

法が成立しております。

そこで、本市において、公表できる範囲内で結構ですので、このワクチン接種について実際どういう方々が対象になるのか、優先順位をどうするのか、そこについては自治体の責任ということになっておると思いますので、公表できる範囲でこのことについて述べていただきたいと思います。

健康づくり課長（田島雅彦君）

厚生労働省のホームページでも確認できますが、ワクチンの接種開始時期の見通しは未定とあり、現時点でワクチンの提供について国からの通知はあっておりません。これにつきましては、今後、国や県からの情報提供があるものと認識しております。

ワクチン接種の優先順位につきましては、国は重症者や死亡者をできる限り抑制し、蔓延防止を図る観点から、医療従事者、高齢者、基礎疾患を有する者を優先する方針を出しております。また、今後、ワクチンの特性や科学的知見を踏まえて、接種順位の考え方を分かりやすく発信するとしております。したがって、市民の皆さんに対しましては、周知が必要となったタイミングでお知らせをしていきたいと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

そして、これは福岡県の調査をされた新聞記事なんですけれども、11月に保健所で確認された感染者の中で、感染経路が判明した約35%は家族感染だったということでありました。そして、次に多いのが学校、職場が約30%、そして、医療・福祉施設が約20%と、報道ではこのようなことになっておりますが、この柳川市においては、一般診療所が52ですか、そして、病院が7、歯科42、薬局が35、介護施設が109ありまして、今、医療や介護施設の従事者の方々ができれば安価で簡易的なPCR検査なども受けたいと言われる方も中にはいらっしゃるようです。それはなぜかと申しますと、特に、高齢者施設であれば、高齢者の方々が重症化しやすい状況になってきているという中において、はっきり言いますと、無症状の場合は自分でもかかっていることは分からないし、そして、それがかかりつけの医師に行くこともないでしょうし、従来のPCR検査を受けることもないと思います。

そのような中において、やはり感染を予防するためには、この医療、介護の従事者、柳川市内に3,500名以上おられると思いますけれども、この方々に対しまして、そのような簡易な検査は必要ではないかと私自身は考えるところでございますが、市長の見解と方針が何かありましたらお聞かせいただきたいと思います。

健康づくり課長（田島雅彦君）

市内に感染が拡大しているような状況であれば、広くスクリーニング検査を行い、陽性の疑いのある人を早期に発見し、PCR検査につなげることは有効であると考えます。

保健所を持たない本市におきましては、PCR検査を自前で行うことができませんので、今後、南筑後保健福祉環境事務所や柳川山門医師会と連携し、協議を行いながら、検査の実施について検討をしていきたいと考えております。

また、福岡県においては、12月議会で7日に補正予算が可決され、県内の高齢者施設や障害者施設に勤務する職員を対象としたPCR検査が実施されることとなりました。県に聞き取りを行ったところ、この検査はグループホームを含む入所系施設の職員を対象とし、希望者に対して唾液による検査が予定されており、希望すれば年度末までに3回受けることができるということです。

また、この簡易検査で陽性と判定された場合は、行政検査として従来のPCR検査が実施されることになっており、県は年内に検査を開始したいとの意向でありましたので、近いうちに県の委託業者から対象施設に対し直接案内があるものと認識しております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

次に、学校の感染防止対策についてお聞きしたいと思います。

文科省においては、12月3日に小・中・高校に向けた新型コロナ対策の衛生管理マニュアルが改定されております。そのような中で、特に、学校の換気対策、学童保育所も含めまして、ここの徹底を再度行う必要があるのではないかと考えております。

そして、防寒着の着用などもこの改定の中には入っているようなんですけども、現時点において、本市において換気対策、そして、今後どのような換気対策の徹底をされるのか、簡単に結構なので、お聞かせいただきたいと思っております。

学校教育首席指導官（野田真功君）

緒方議員の御質問にお答えさせていただきます。

本市の小・中学校では、5月の学校再開以来、エアコンの使用、不使用問わず、換気のために教室の窓は開けておくこと、そして、休み時間は全ての窓を開けることを行っております。さらなる対策としましては、学校によってはサーキュレーターや空気清浄機等を購入するなどして徹底を図っております。

寒くなるこれからも室温低下による健康被害が生じないように配慮はしながら、対角線での窓開けや教室上段の小窓を使った窓開けなどの効率的な常時換気や、休み時間は廊下も含めて全ての窓を全開することなどを徹底させていきたいと思っております。

あわせて、校舎内での防寒目的の衣服の着用についても、保護者への周知も含めて柔軟な対応を検討していきたいと思っております。

以上でございます。

子育て支援課長（竜 晴美君）

学童保育所の換気対策につきましては、学童保育所における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルというものを作成しておりますので、それに基づいて主任支援員さんや支援員の方々には感染対策をお願いしているところでございます。

具体的な換気対策としましては、可能な限り常時窓を開放し換気することを基本としておりますけれども、気候状況などでそれが困難な場合、そういった場合は最低でも1時間に5分から10分程度、窓や出入口等の2方向を同時に開放いたしまして、換気をしていただくようお願いしているところでございます。

第3波に伴い、再度徹底する必要があるとも考えております。毎月、主任支援員会議を開催しておりますので、12月に開催しました会議で再度、換気対策をはじめ、先ほど申し上げましたマニュアルに沿った感染対策を徹底していただくように主任支援員さんたちにはお願いをしているところでございます。今後も会議のたびにその徹底をお願いしたいとも考えております。

主任支援員さんや、また、支援員の皆様方には日頃より本当に子供たちの健康管理とか感染対策において細心の注意を払って対策を講じていただいていることに感謝を申し上げたいと思います。

また、感染対策の衛生管理用品等々もその都度会議等で要望をお聞きして、学童保育に必要なものをお聞きして各学童保育所に配置をしているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

よろしく願いいたします。

そして、国は今回の指針の改定で、学校教育においてなんですけれども、児童・生徒に感染者が出た場合は原則休校するという方針を改めまして、すぐには休校しないという考えが示されております。要は感染者が出ても、広がっている可能性が高い場合以外は休校しないとしております、国においてはですね。

そのような中において、柳川市では31例目は10歳未満の女児でしたか、そして、32例目は10歳未満の男児だったと思いますけれども、感染が確認されております。そこで、国のこの改定を受けて、そして、今の本市の現況を鑑みて、休校の基準等が本市においてどうなっているのか、そこについてお聞かせいただきたいと思います。

学校教育首席指導官（野田真功君）

これまで本市では、市内小・中学校で感染者が発生した場合には原則3日間の休校とすることを目安として示しておりました。しかし、今回の衛生管理マニュアル改定により、議員御指摘のとおり、臨時休業を直ちに行うものではないと示されましたので、本市でも対応の見直しの検討を始めているところでございます。その際、臨時休業を全く行わずに授業を継続した場合の感情的な問題の有無等も含めて、様々な場面を想定して検討しているところで

ございます。

いずれにせよ、臨時休業は保健所の見解や学校医の助言等を踏まえながら判断することになります。それらを明示した目安を近いうちに学校に示したいと考えております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

時期としては、具体的にどれぐらいになられるお考えでいらっしゃるのでしょうか。今から検討していただくということはありがたいんですが、時期を教えてください。

学校教育首席指導官（野田真功君）

現在の計画では、来週中には学校に示したいというふうに考えております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

そして、6月議会において、特に、オンライン授業の導入を目的とした学習用タブレット端末の購入ということで補正予算413,000千円、これが計上されて、決定されたわけでございます。その折の質疑において、白谷議員だったと記憶しておりますが、質疑がなされておりました。要はこのタブレットの導入において、どこまでのオンライン授業を行うのかと。今現在が8割程度はインターネット環境は整っているけれども、2割ほどは環境が整っていないと、この家庭に対してどうするのかという質疑が行われていたと記憶しております。

そこで、全国の自治体においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用して学習環境整備事業を行い、そして、ICTを活用した家庭での学習が行えるように、Wi-Fi環境が整っていない家庭にルーターを市が無償貸与して取組を行っているという自治体も出てきておる中において、この環境が整っていない2割の家庭に対してどういう対策を取られていこうとしているのか、このことをお聞かせいただきたいと思います。

学校教育課長（古賀 洋君）

御質問にありました予算に計上いたしております端末の購入と学校における通信回線の整備につきましては、端末については年明けの1月から2月頃、納品されるというふうな見通しでございます。また、学校の通信回線につきましては年度内の完成となりまして、実質、学校での普通教室で授業が行われるというのは新年度からというふうな見通しとなっております。

御質問にありました文科省の衛生管理マニュアルの改定を含めまして、コロナウイルス感染症によります長期の臨時休業というケースはあまり想定されないような状況にはなっておりませんでした。もともとのGIGAスクール構想による整備が学校の授業において1人1台端末を実現するものでありまして、家庭との双方向オンライン、これによります授業につきましては、非常時における備えと位置づけられるところでございます。本市でもこうした考

え方に沿って準備を進めておりますが、この備えの部分、家庭とのオンラインの部分については、今後、準備を進めていく予定でございます。

その完全導入のスケジュールということでお尋ねでございますが、学校における整備は、先ほどお答えしましたように、今年度中に完了するところでございますが、この備えの部分、家庭とのオンライン、これにつきましては、新年度に実際に平常時に試験的にオンライン授業を家庭で行ってみるなど、試行錯誤、実験的な取組を繰り返しながら準備をしていくということになるかと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

特に私がお聞きしたいのは、このオンライン授業をやるということではありますが、そのオンラインも様々なやり方があるわけでありまして。会議型だとか、ただ課題を与えてやり取りする形だとか、様々な授業が想定されるわけですがけれども、本市としまして、このオンライン授業というのはどういう形でやろうと想定されているのか、お聞きしたいと思いますのと同時に、この環境整備を本市としていつぐらいまでに完全に完了したいと考えているのか、このことについて再度質問したいと思います。

学校教育首席指導官（野田真功君）

家庭とのオンライン授業のやり方については、御指摘のとおり、様々なものがあると考えられます。それらの中から本市ではどのようなオンライン授業を行っていくのか、今つくり上げていこうとしているところであります。

ただ、一日中オンラインで授業を行うことになると、子供たちは一日中画面を見続けることとなります。それは子供たちにとっては負担になるのではないかという意見も見られております。そこで、例えば、ある時間では授業の初めの部分で使う、別の時間では授業の途中で使うなど、1時間の中で使う場面を考えたり、オンラインでしっかり学習する時間の後には、これまで使い慣れてきた紙ベースの課題等を使って学習を行うなど、使い分けていくことが大事だろうというふうに考えております。また、担任がそれぞれ自分の学級のオンライン授業をするということに限らず、複数の教員が協力して作成した授業動画を配信するなども想定されることであります。

このように、議員がおっしゃった様々な形を柔軟に組み合わせながら活用していくことが最も大事なことだというふうに考えております。

以上でございます。

学校教育課長（古賀 洋君）

インターネット環境の整備につきましてお答えをさせていただきます。

御質問の中にありましたように、家庭でのインターネット環境が整っている家庭がアン



ケートでは約8割超ぐらいでございました。残り2割弱をどうするのかというふうなことでございますが、このインターネット環境の整備が必要な家庭への具体的な対策については、実はまだ検討段階でございます。あらかじめWi-Fiをそろえておくというふうなことも効率的な面でどうかというふうなこともございますので、国による方針、支援策が示されれば、それに乗っていくということも考えられるところでございます。

また、現在、福岡市が行っておりますように、家庭に通信環境がない児童・生徒だけを登校させて授業を行う、こういったことも可能性として検討内容に入れながら、これから検討を進めていくことになろうかと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

義務教育におかれましては、環境が整っていない家庭については、何か最後のほうでお話があったかもしれませんが、出向いて授業を受けるということになるんですかね。そこについてはどうなのかなと私は考えております。

これは国の指針でタブレットが導入されているわけですが、やはり義務教育においては、ある程度公平に一律的に対応していく必要があるのではないかと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

全ての児童・生徒に公平にという考え方も一つあるかと思えます。いずれにせよ、この備えの部分についてはこれから検討していくということになろうかと思えます。

福岡市の部分につきまして先ほど御紹介しましたけれども、取りあえずそういったことも検討課題に入れながら、これから検討していくということでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

費用対効果をじっくり検討していただいて、前に進んでいただきたいと思えます。

このコロナ第3波の対策について、市長のほうから何か見解や今後の方針を考えてあるということであれば教えていただきたいと思えますし、なければ結構ですけど。

市長（金子健次君）

おはようございます。今、学校教育等のやり取りを聞いていましたけれども、いずれにしても、予算については最優先して子供の教育についてはやっていきたいということを考えています。

Wi-Fiがない家庭については、今、学校にその子供たちを呼んでするのか、そこについてもこれから検討していきたいという回答でしたけれども、十分教育がおろそかにならないような形を考えていきたいと、基本的にはそういう考えでおります。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

冒頭に述べましたけれども、豪雨浸水対策についての本市の今後の総合対策計画の質問をいたします。

7月豪雨において、床上・床下浸水、そして、道路冠水、農地冠水の発生箇所は何か所になっているのか、改めてお聞きします。

水路課長（松永 久君）

7月6日、7日の大雨では、床上浸水4件、床下浸水116件、道路冠水30か所でございます。

次に、農地の被害につきましては被害面積で申し上げます。

冠水が水稻1,829ヘクタール、大豆639ヘクタール、その他の農作物28ヘクタール、合計で2,496ヘクタールとなっております。このうちハウスなど農業用施設の冠水箇所は21か所となっております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

9月議会後において、私自身、多少やり取りをさせていただいておりますけれども、これまでの執行部の具体的な取組、そして、国、県に要望すると言われてありました要望行動ですね、ここについて、簡単で結構なので、ぜひ教えていただきたいと思います。

水路課長（松永 久君）

要望につきましては、前回もお話ししましたが、7市1町で組織しております筑後川下流域農業開発事業促進協議会のほうに今要望をしているところでございます。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

要望しているということではありますが、私がこの質問をなぜ行おうかと申しますと、先ほど冒頭にも述べました、環境がこれから物すごく変化してきまして、集中豪雨が相当多くなっていくということですので、この柳川市においては、やはり限られた財源の中で、短期、中期、長期に絞って、そういう具体的な浸水被害対策の計画をやはり練っていく必要があるのではないかということを申し上げているわけでございます。

特に、短期においては緊急的な対応になると思いますけれども、中期においては、やはり現在の排水ポンプ場までの導水路をどうするかとか、そして、今ポンプの能力が低いところをどうカバーしていくのかとか、私が考えますのは、やっぱり5年スパンぐらいで考えていく必要があるのではないかと思います。そして、長期においては、莫大な財源が必要になるであろうと思われますけれども、強制排水ポンプの設置等々、一番被害を被っている地域に

対して長期的にどうやって救っていくのかと、こういう施策が私は必要だと考えております。

そのような中において、この柳川市内において今回の豪雨を検証されたと思いますけれども、この対策の重点地域と申しましょうか、それはどこを検証されて考えられているのか、教えていただきたいと思ひます。

水路課長（松永 久君）

まず、短期・中期・長期計画について御説明したいと思ひます。

短期の計画としましては、市の単独事業費や、令和元年度から2年間の限定でありました緊急自然災害防止対策事業のような臨時的な事業も活用しながら今後に対応していきたいと考えておるところです。

中期の計画としましては、県営の農村総合整備事業や圃場整備事業等の計画を新規に策定する際に、大雨時の排水も考慮しながら策定していきたいと考えております。

長期計画としましては、国や県に関する事業に対しまして、先ほども申しましたけれども、7市1町で組織する協議会等の中で協議しながら要望していきたいと考えております。

また、事業計画にありましては、地元の区長や水路委員会、水利組合等の意見を取り入れながら策定していきたいと考えておるところでございます。

次に、重点地域としてはということでございます。

浸水被害の重点地区といたしましては、東宮永地区や両開地区、三橋町の五拾町地区とか、中島地区の永田開、今回浸水がひどかった沖端川流域の矢ヶ部地区や筑紫町等を考えているところなんです。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

大変恐縮なんですけれども、具体的な例として、私の地元の東宮永地区の冠水状況を改めて申し上げますと、下八丁の強制排水ポンプの受益地となっておりながら、やはり毎年の豪雨で、特に、佃町、下宮永の南部においては、やはり3日間の冠水が起こるわけでございます。そして、佃町の南にはアスパラガスの施設園芸の農家もありますし、オクラも含めまして、アスパラガスが冠水によって多大な被害が出ております。

そのような中において、地元のことで恐縮なんですけれども、やはり東宮永地区においては、南西部から南東部へ導水路を設けて、そして、東側の塩塚川に排水をする対策を取らなければ毎年の冠水は解消しないだろうということで地元の方々とも協議をさせていただいたわけでございます。簡単に言えば、下流に流せないということであれば東に流すしかない、そういう方策を取らざるを得ないと、当然、排水ポンプも必要であろうというような御意見も多々いただいておりますので、やはりこれが1年、2年、3年、4年、5年、どういう計画で、どのような方針でいかれようとしているのか、ちょっとよく分からないと私は考えてい

るわけでございます。当然、環境の変化がある中で、国の基準を変えてほしいと、補助金、交付金等々の査定も変えてほしいという要望を市長もこれから行われていくということで9月議会で答弁をいただいたところでありますので、これからこの豪雨被害は必ず今以上に水害も起こりやすくなるのが大体想定されていますので、そういった意味ではタイムスケジュールもやっぱり組みながら、重点地区をどうしていくのか。私どもの地元のことだけに限らず、どうしていくのかということ真剣に考えて、想定して計画を練り上げていく時期に来ているのではないかと思います。

様々な協議会において声を上げていただいているということは大変ありがたいんですけども、やはりその協議会においても流域治水も含めながら、柳川市の重点地域、こうやってほしい、ああやってほしいという具体的な計画を練って、その要望を具体的に上げていかないと一歩も前に 失礼しました。今努力もされてあると思いますけれども、なかなかスピードもかかってこないと私は考えておりますので、この件について市長の見解と方針をぜひお聞かせいただきたいと思います。

水路課長（松永 久君）

流域治水等で抜本的な対策を図ることも必要かと思えます。流域治水等につきましては、国によって令和2年9月11日に協議会が設立されたばかりでございますので、まだまだ具体的にはなっておらないところでございます。

議員おっしゃいますとおり、国、県への要望につきましては、あらゆる機会に要望していきたいと考えておるところでございます。

以上です。

市長（金子健次君）

今、課長が申し上げましたけど、少し私の考え方を申し述べたいというふうに思います。

平成24年7月14日に柳川市では沖端川、矢部川が決壊をして、3分の1が冠水をしたわけです。それがやっぱり50年に一回、100年に一回ということだったんですけども、現在では50年に一回、100年に一回ということじゃなくて、毎年やってきているという状況になっております。久留米市、また、大牟田市では死亡者が出るという形になりましたし、幸いにして今年は柳川市の場合は先行排水という形で、市民の皆さん、管理人の皆さんの御協力を得て、今回は床上浸水が数か所という形になったと思えます。

緒方議員が指摘される箇所については、やっぱり大きなエネルギーで国を変えさせるような基準の改正が必要でありますので、流域市町村の自治体で結束をして国の今の基準を変えていって、こういう気象が変化してきておりますので、それに努力をしていきたいというふうに思っています。

先日、小川知事が柳川に入ってくださいました。ふるさと訪問という形で、自治体が60か所ありますけれども、2巡目の最初に柳川に来ていただきました。その中に、知事に視察を

していただいたのは、小坪樋管を見ていただきました。先行排水について知事が興味を持っておられましたので、ここで川北地区の排水の管理人さんも集めて説明をしたところでございます。そのときに、これは下流域の大川市や柳川市だけの問題ではなくて、上流域の筑後市や大木町、八女市、そういう上流域の協力も得ないとこれはできないと。そういうことで上から流して、下の下流域が困るんだと、一緒になって取り組んでいきたいということも、先行排水にしてもそういう考え方でいかなければならないということで、これからも取り組んでいきたいと。

それと、国の基準を変えるについてはそういうエネルギーも必要と思いますので、自治体の首長と一緒に一緒になって取り組んでいきたいというふうに改めて決意をいたすところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。よろしく願いいたします。

1点だけ聞かせていただきたいのは、特に、アスパラガス、施設園芸を取り組まれてある農家さん、そして、イチゴ、このハウスが浸水して作物に病気が入るとか、そういうことが毎年起こるわけでございます。そのような意味においては、やはりハウス自体を盛土して少し高床式にして、多少冠水があっても施設内には水が入らないと、浸水しないというような対策もこれから必要ではないかという声も上がっております。このことについて本市としての対策をお聞きしたいと思います。

農政課長（木下 隆君）

ただいまの緒方議員の御質問にお答えをしたいと思います。

アスパラガスの栽培で、栽培方法を高く泥を盛って栽培したらというようなことでございます。

この高畝式の栽培については、現在、愛媛県や長崎県で試験栽培が行われておるということでございます。南筑後普及指導センターに問合せをいたしましたところ、柳川市の栽培方法と合致をしており、また、なおかつ収量とか問題がなければ今後検討していきたいというような回答を得ましたので、今後の研究課題とさせていただきますと思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

できるだけ早期に検討していただきながら、早期に結論を出していただかないと、多分これから先、毎年の豪雨は続いていくと思いますので、スピードを上げてよろしく願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

農政課長（木下 隆君）

承知しました。

16番（緒方寿光君）

よろしく願いいたします。

最後の質問になります。

市長の3期目のスタートに当たって公約をされておりました新規作物の柳川市の特産品としての導入ということで、3年半前に所信表明もされたわけですが、なかなかその取組と成果がよく見えないと言われる方々の声が多くあります。

そういうような中において、これまでの取組、その成果、そして、今後どうされていきたいと考えているのか、お聞きしたいと思います。

農政課長（木下 隆君）

ただいまの緒方議員の御質問にお答えしたいと思います。

平成29年に安定した農業所得向上を目指し、新規作物の導入及び既存品目の拡大等の検討、調査、研究を行うことを目的に組織されました柳川市新規作物等研究会の活動状況を申し上げます。

平成29年度にリーフレタスと極早生枝豆の試験作に取り組み、平成30年度と令和元年度については、リーフレタスと大納言小豆の試験作を行いました。そして、今年度におきましては、引き続き小豆の試験栽培を行っております。

成果につきましては、極早生枝豆が病害虫の発生により収穫量があまりよくなかったことと、ふくれんの集荷場の受入れ可能量が少ないなどの問題があり、生産拡大は難しいとの結論に至りました。

リーフレタスにつきましては、栽培するに当たって柳川の農地に適しているという見解を得られ、今後は販売面での価格の安定を図りながら採算ベースに合うよう支援会議等を開催している状況でございます。

小豆につきましては、今年度収穫を行いましたところ、収量は10アール当たり246キロであり、粒も昨年と比較してやや大きめであったということでございます。1キロ当たり400円で販売できれば100千円近くの収量となるということで、今後、ブロックローテーションの1品目として考えられないか、検討をしてみたいと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

私が述べさせていただきたいのは、この柳川市は30年前はイグサが大変盛んだったと記憶しておりますが、大体農業算出額で100億円以上あったと記憶しております。そして、30年後の今、どうであるかと考えた場合には、その半分の50億円ということになっております。そのような意味においても、やはりこのイグサに代わる柳川ブランドとしての特産をつくらんと。市長も新規作物の導入を一生懸命やるということで3年半前に公約されたわけですから、やはり本格的に、特に、柳川市だけではなくて、農協さんとタイアップをして、そして、柳

川のブランドとしての農業振興のビジョンをつくり上げて、そして、それに向けて走ると。これも計画的に短期、中期、長期を練り上げながら向かっていかないと、なかなか今の現況では、農家さんに聞いてみますと、リーフレタス、極早生枝豆についても赤字でどうしようもないというような話も聞いておりますので、やはりここはつくった作物を外部に委託して、施設も委託してやっている状況のままですと、利用料だけ多額に取られるケースもありますので、やはり自前でもっと大きな予算を投入して稼げる農業にしていかなければならないということで今回質問させていただいております。そのような中で、やはり稼げる農業ができれば若手の就農も増えると思いますし、雇用も確保できると思います。

そして、質問にも出しておりましたけれども、ピアス跡地においても、企業立地について今どうなっているのかと、ぜひ説明が欲しいというような市民の方々も数多くおられますので、雇用はどうなるのかと、雇用の人数はどうなるのかと、本社機能の移転もあるのかというような意見も様々いただいておりますので、この部分について聞かせていただきたいと思いますが、雇用創出の観点から、やはり市長も公約されてあるわけですから、本格的な農業振興についてのビジョンをお聞かせいただきたいと思います。

市長（金子健次君）

時間が1分しかありませんので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

緒方議員とはいろんな形で農業問題についてやり取りを今日までやってきたわけですが、1つは、6次産業のことについていつも触れられるんですけども、1次産業の場合は農業と漁業という形で、漁業の場合は130億円ぐらい上がっているんですね。

今言われるように、農業について100億円あったのが今50億円の横ばい状態になっていると、それをどうやって頑張っていくかということなんですけれども、幸いにして柳川市の若手の新規就農者が多いんですね。やりがいがあるという形で来られるんですけども、そうやって安定的な経営が成り立たなければなりませんので、やっぱりもうかる農業という形を考えるとどうしたらいいだろうかということを考えなければなりません。

やっぱり米、麦、大豆で福岡県産では一、二位を争う中なんですけれども、13品目中の10品目ぐらいの園芸作物がありますけれども、その中で抜けている分をこれから考えなければなりません。これは重々私も分かっておりますし、今、ナスについてはロックウールと産地間競争をやっているわけですが、他の産地より早く栽培をして市場に出していくと、そういう取組も必要だし、逆に遅く出して価格を上げていくと、そういう取組もこれからやっていかなければならないと。いずれにしても、JAさんと一緒になって取組をやっていきいたいというふうに思っています。

時間がありませんので、ここでお話をやめさせていただきます。

以上です。（「時間になりましたので、これで質問を終わります。ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時3分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、2番橋本憲之議員の発言を許します。

2番（橋本憲之君）（登壇）

皆さんこんにちは。2番橋本憲之でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

テレビや新聞報道におきまして、新型コロナウイルス感染症の第3波の襲来と連日取り上げられておりますが、今回の波は確実にその足音はすぐそばまで来ているように感じます。このようなコロナ禍におきまして、我が身への感染リスクを抱えながら日々仕事をされてある医療従事者の方々、また、社会維持に欠かせない職業に就いてあるエッセンシャルワーカーの方々に心より敬意と感謝を申し上げます。月並みではございますが、一刻も早く終息することを願っておる次第でございます。

さて、本市出身の琴奨菊関が11月に引退を表明されました。今議会の初日の行政報告において、市長もおっしゃられたように、立ち合いでは正面からぶつかり、押し相撲で堂々と勝負する姿に、我々も感動と勇気を与えていただきました。柳川の名前を全国にPRするトップセールスマンの現役引退にやはり寂しさを感じますが、秀ノ山親方が今後、後進の指導者としてますます御活躍されることを期待したいと思います。

さて、本日の質問ですが、9月議会で質問させていただいたことについての進捗状況と柳川の明るい将来のためにをテーマとして質問させていただきます。

質問詳細に関しましては自席にて行いますので、議長のお取り計らいをお願いいたします。壇上からは以上でございます。

2番（橋本憲之君）続

まず、SNSの利用による効率的な情報発信はということで質問をさせていただきたいと思っております。

前回の9月議会におきまして、SNSの利用による防災・災害発生情報等の発信を提案させていただきました。そもそも市としては、どの種類のSNSをどのように利用するよう計画してあるのか、お聞かせください。

企画課長（池末勇人君）

橋本議員からのどの種類のSNSをどのように利用していくのかという御質問にお答えを



したいと思えます。

まず、現在、市が発信しております公式SNSは多くの方が利用していると思われるフェイスブック、ツイッター、インスタグラム、LINEの4種類を目的別に8種類開設をしております。その内訳ですけれども、フェイスブックが観光課、広報柳川、職員採用、市民文化会館の4つのアカウントがございます。それぞれの役割といたしましては、観光課は主に観光客向けの観光情報を、職員採用は市の職員採用試験に関する内容を、市民文化会館は館のイベント情報やチケット発売情報などを発信しております。また、広報柳川につきましては、今説明いたしました3つの目的以外の内容を広く市民向けに発信をしております。

そのほか、ツイッターは市民文化会館と防災情報のアカウントがありまして、インスタグラムとLINEは市民文化会館のアカウントがございます。

近年、利用者が増加し、身近な情報伝達的手段として浸透しているSNSは、情報を即時に幅広く発信する手段として有効であるというふうに考えております。特に、コロナウィルスの感染状況や台風の防災情報は、広報紙による発信では編集や印刷に時間がかかるため、どうしても情報が古くなってしまいます。その点、SNSは情報伝達のスピード感があるため、緊急情報の発信には有効だと考えております。

しかしながら、情報の発信量、いわゆる文字数などの制限や利用する世代に偏りがあるなど、SNSのデメリットもございます。多くの市民への情報発信といたしましては、広報紙や新聞などの紙媒体とホームページやSNSなどを組み合わせた形で発信していきたいというふうに考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。柳川市としては、4種類のSNSで8種類のアカウントを持つてあるということ、ありがとうございます。

これで発信をされているということなんですが、1種類のSNSに複数の公式アカウントが存在すると。これは管理するのもいささか面倒くさいように感じるんですが、その理由についてお聞かせ願えますでしょうか。

企画課長（池末勇人君）

橋本議員の御質問にお答えしたいと思います。

市からの情報発信ツールであります広報紙やホームページは、利用者が知りたい情報を自分で取りに行く必要があるのに対しまして、SNSによる情報発信では、利用者が友だち登録などをすることで発信した情報が受信者に届くというものです。

橋本議員の御指摘のように、同じSNSで複数のアカウントを利用すると管理は大変になりますけれども、それぞれのアカウントは1つの課で管理をするのではなく、各担当課のほうで情報を発信していますので、早く的確に情報が届けられると思っております。

逆に、市全体の情報を1つのアカウントで広く発信するとなりますと、受信者にとって必要な情報も受け取ることになり、結果として受信をブロックされてしまいかねません。そこで、目的などによりカテゴリーを分けてアカウントをつくり、受信者が必要としているアカウントの情報のみを受け取ることができるようにしているというような状況です。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。確かに我々がLINE等を使っていると、グループLINEで個人同士の会話が始まったりしてブロックしたりすることがございます。確かに不特定の種類の情報が1つのアカウントで発信されますと嫌がる人もいますし、発信のタイムラグが生じるということで複数の専門的なアカウントを用いるということだというふうに理解はできました。

ただし、情報発信のタイムラグについては、それこそSNSが発達している現在では、担当部課同士の情報共有にも、ほぼこれは発生しないのではないかなというふうに感じるところでございます。このようなところにも縦割り行政の影がかいま見える気もします。もっと横断的な情報共有をお願いしたいと思います。あとは、そのアカウントの存在を一元的に、そして、積極的にPRしていくことが重要ではないでしょうか。

それでは次に、9月議会において、災害時にはSNSを利用してのリアルタイムによる情報発信が有効的だと思う。近隣の市町村ではフェイスブックやツイッターによる小まめな情報発信がされているが、柳川市ではツイッターに関してはアカウントすらないのが実情。導入されてみてはいかがでしょうかという質問をさせていただきましたところ、総務課長より前向きに検討したいとの回答をいただいております。

9月議会以降、この具体的な進展はどうなりましたでしょうか。

総務課長（武田真治君）

橋本議員の御質問にお答えいたします。

防災情報のツイッターにつきましては、11月に柳川市防災情報アカウントを作成しております。また、ホームページ上に公式SNSとして、先ほど企画課長が申し上げましたとおり公開をしております。

防災情報のツイッターは災害時の緊急情報をより多くの人に伝えるための情報手段として重要だと考えているところです。今後はフォロワーが増えるように、ホームページや広報でのPRに努めたいと考えております。

また、防災情報の発信の強化ということで、テレビを活用した地上デジタルデータ放送広報サービスを令和3年4月から導入予定でございます。これはテレビのdボタンを押すだけで画面が切り替わって、柳川市の防災情報を見ることができますので、スマートフォンやパソコンに不慣れな高齢者の方、そういった方への情報発信としても有効だと考えているところです。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

ちなみに、防災情報のツイッターのフォロワー数、これはいかにほどでしょうか。また、課長御自身、ツイッターやフェイスブックなどの登録はされていますでしょうか。

総務課長（武田真治君）

まず、私自身がツイッターやフェイスブックを登録しているかということのお答えですけれども、フェイスブックは登録していませんが、ツイッターのほうは登録をしております。

次に、防災情報のツイッターのフォロワー数ですけれども、今日、朝の時点で22フォロワーです。実際、ホームページ上に公式SNSを公開したのが11月30日でしたので、10日間で22フォロワーという状況です。まだまだ少ない状況ですので、他の情報発信方法、防災メールとかありますけれども、そういったものと併せましてPRに努めていきたいと思っております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

ツイッターのフォロワーが今日の時点で22名ということで、とても残念なんですけど、さらに、担当する課長もツイッターは登録してあるけれども、フェイスブックはまだ登録はされていないということで、現状を把握するためにもぜひとも網羅していただきたいなというふうに思います。まずは少なくとも450人程度いらっしゃる職員、それから、ここにいらっしゃる議員、皆さんがされないといけないのではないかなというふうに感じるところです。

今のところ柳川での出来事、もちろん新型コロナウイルス感染症についても含みますけれども、一番早く的確な情報が得られるのは新聞社のツイートによるものでございます。小さな行事や様々な出来事を一番早く、そして、正確に把握することができるのは行政によるSNS発信だと私は思っております。情報発信も、市民の皆さんだったり市外の皆さんへの重要な行政サービスの一つだというふうに考えます。繰り返しにはなりますけれども、アカウントがあること、これのPRのほどをしっかりとよろしくお願いしたいと思っております。

それでは、次に移らせていただきます。

次に、柳川の明るい未来のためにということで質問させていただきますが、まずはこれまで何度か質問させていただいておりますごみの減量化についてでございます。

毎回質問させていただいておりますが、最新の可燃ごみの昨年同時期との持込み量の比較について、これを教えてください。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

橋本議員の御質問にお答えします。

柳川市の可燃ごみの量は、今年4月から11月まで1万750トン、昨年の同時期までが1万717トンですので、今年度は33トン増えておりますが、比率で0.3%と、ほぼ横ばいとなっております。今年は新型コロナウイルスの影響で生活形態が変わったためか、月ごとの増減が例年の動向と全く変わっておりますが、結果的に11月までの累計は例年とほぼ同じ量となっております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

コロナ禍で緊急事態宣言中、ステイホーム期間中に家の片づけなどをかなりの家庭で行われたと聞いております。そのために、クリーンセンターに可燃ごみが持ち込まれたんじゃないかなというふうに思いますが、その割には量が増えていないという先ほどの答弁をいただきまして、市民の皆さんのごみの減量への意識が少し結果となって出てきているのではないかなというふうに感じるところでございます。

生ごみの重量を劇的に減らすのに一番効果的な乾燥させる機械、この電動生ごみ処理機の購入補助だったり、生ごみを堆肥化させるコンポスト購入補助、これもよく使われていると聞いております。生ごみ中の水分は80%ぐらいあるというふうにも言われておりますので、市民の皆さんにはもっともってお試し用のレンタル機械、これを御活用いただき、そのすごさを実感していただきまして、ぜひとも購入をしていただきたいなというふうに思うところでございます。

それでは、これもいつもの質問になりますけれども、新ごみ処理施設を共同で建設しているみやま市さん、この可燃ごみの量について、昨年同時期と比較してどれだけになっているでしょうか、お聞かせください。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

みやま市の今年度11月までの可燃ごみの量は4,223トンで、みやま市によりますと、令和2年度の可燃ごみの量は6,334トンと見込まれております。令和元年が5,825トンですから、比較して509トン、率にして8.7%増えております。みやま市では、コロナウイルス感染症の影響による家で過ごす時間の増加や7月の豪雨災害などが原因と分析がなされているようです。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

意外な結果が見えてきました。みやま市はあれほどごみの減量に取り組まれているのに、ごみの量が増えているということでありましてけれども、今、私たちが一番重要なのは、あくまでも稼働後1年間の持込み量で建設の負担金が決まるということなんですね。これを、み

やまが増えたからといって楽観視することはできないんじゃないかなというふうに思います。

そこで、現時点で想定できる新ごみ処理施設建設費負担金の試算額、これを教えていただけますでしょうか。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

現状での新ごみ処理施設建設費負担金の試算額についてのお尋ねですが、あくまで机上の試算としてお答えいたします。

新しい焼却場の建設費を121億円、国からの補助を36億円、両市の負担が85億円と仮定します。令和2年度のごみの推計量は不確定要素が多いため、令和元年度の可燃ごみの量で試算してみます。昨年の可燃ごみ量は柳川市が1万5,906トン、みやま市が5,825トンでした。これから試算すると、建設費負担金は柳川市が5,970,000千円、みやま市が約2,530,000千円と、本市が0.6%ほど有利ですが、ほぼ推計額どおりです。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。ほぼ推計どおりということで、とはいえ、約60億円もの負担金となるということで、ぜひとも一円でも負担を少なくするためにも、なお一層の啓発活動が必要んじゃないかなというふうに思います。

10月から資源物の収集の回数を増やしていただいて、家で留め置く資源物の量が少なくなり、また、積極的に分別ができるようになったと市民の方からお聞きすることがございます。うれしいなと思うところですが、さらに今後、ごみ減量へどのようなPRや取組をされていくのか、お聞かせください。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

今後のごみ減量への取組についての御質問ですが、来年1月から実施します指定ごみ袋の価格改定は、可燃ごみの袋は値上げしますが、資源物の袋を値下げすることで、分別するほど得をする仕組みを構築したものです。これにより分別の動機づけになり、分別が進むものと期待しております。

また、指定ごみ袋の価格改正に伴い、デザインを変更し、可燃ごみ袋の名前を「燃やすしかないごみ」としました。これは、分別をしました、水切りもしました、でも、これだけは燃やすしかありませんという意味です。このメッセージを市民の皆様に取り取っていただき、より一層の分別につながっていくことを期待しております。

このほか、昨年、柳川市廃棄物減量等推進審議会からの答申にありました資源物常設回収所設置の試行や事業所用ごみ袋の導入の検討も行いたいと思います。さらに、雑紙の説明を記載した紙袋で啓発する雑紙回収のキャンペーンも検討したいと考えております。また、子供たちに分別の啓発をすることも有効ではなからうかと考えますので、その方策を検討したいと思います。

いずれにしても、可燃ごみ減量の目標は10%削減、1,600トンを掲げており、市民一人一人に取り組んでいただかなければ実現できません。そのために知恵を絞り、市民の皆様と協力をいただくよう、ごみ減量の施策に取り組んでまいります。

以上です。

市長（金子健次君）

今月の12月1日に私にとっては一番驚いたことがありました。今日、テレビに出ておられましたけれども、2050年にCO<sub>2</sub>ゼロという形で取り上げておられますけれども、12月1日正午前に電話の取次ぎがありまして、小泉さんから電話ですよという電話を取ったんですけど、環境省の小泉ですがといて電話がありまして、びっくりしたんですね。まさか大臣ですかと言ったら、はい、本人ですよということで、電話は何ですかと尋ねたら、柳川市が取り組んでいる、今、課長が申し上げたように、ユニークな取組でありますねということで、「燃やすしかないごみ」が小泉大臣の目に留まりまして、それで、大臣のほうからそのごみ袋を環境省に送っていただきたいという電話でした。

私は驚いて、大臣からお電話があったことは恐らく職員にとっても大きな励みになるだろうし、市民にとっても、それを知らせてよろしいんですか、はい、もうぜひぜひということで、私もそれを郵送するよりも環境省まで持っていったほうがいいんじゃないかということでおったんですけども、東京がああいう状態でございますので、また、大臣にも御迷惑をかけたらいけないということで、環境省と打合せをして、最終的には12月15日13時45分からテレビ対談、リモート対談という形で、それを実現することができました。時間的には15分ですけども、柳川にとっては重要な15分の時間ではないかというふうに思っています。

今朝もCO<sub>2</sub>削減については電気自動車のことが出ておりましたけれども、そういうことで柳川がCO<sub>2</sub>削減の一端となればということで、実際のごみ合戦でやっているんですけども、一円でも安く、今、議員が言われましたけれども、そういうことでCO<sub>2</sub>削減に本腰になって、職員の励みにもなるし、市民の皆さんにそのことを広報で周知してやっていけば、私は少し停滞しておったごみの分別収集ができるかなということ併せて報告しておきたいと思います。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。「燃やすしかないごみ」袋、これはとてもすばらしいネーミングだとやっぱり感心いたしました。また、今、市長のほうからも御報告がありましたように、小泉環境大臣からも大絶賛いただいているということで、今後また柳川の名前を売り込めるチャンスとなりそうだなというふうに思うところでございます。

今後このようなお金をかけない斬新なアイデア、こういうのでごみの量を減らすべく取り組んでいただきたいなというふうに思います。

さて、次は子供たちの学びの環境について質問でございます。

現在の児童・生徒数は減少するというのは分かっていますが、柳川市の人口ビジョンに見る具体的な数字での今後の児童・生徒数の推移予測はどうなっているかを教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

柳川市の小・中学校の児童・生徒数につきましては、今現在、令和2年10月1日現在で申し上げますと、小学生3,365人、中学生1,553人、合計4,918人となっております。

御質問にありました柳川市の人口ビジョンでの推移ということでございますが、柳川市の独自推計によります学区別・年齢別の人口推計結果で現在と比較をしてみますと、10年後の令和12年、小学生が2,935人で430人の減少、中学生が1,480人で73人の減少、合わせますと4,415人で503人の減少、これを率にいたしますと、小学生12.8%の減、中学生4.7%の減、合わせまして10.2%の減少が見込まれているということでございます。

同じように、20年後の令和22年で申し上げます。小学生が2,405人で960人の減少、中学生が1,312人で241人の減少、合計3,717人で1,201人の減少、同じように率にいたしますと、小学生で28.5%、中学生で15.5%、合わせて24.4%の減少が見込まれているということでございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。これから20年後には市全体の人口減少率とほぼ同率の24.4%が減少する見込みということで、やはり深刻な状況だと感じます。

児童・生徒数が減れば必然的に学級数も減ることになりましようから、2つ以上の学年を1つの学級にした複式学級になる可能性がある学校、これは存在するかどうか、お聞かせください。

学校教育課長（古賀 洋君）

複式学級になる可能性のあるところがあるかということでございますが、現在のこの人口推計結果でまいりますと、現在の学級編制基準、現在の学校数ということになりますと、令和7年度、約5年後でございますが、小学校の1校において、この後、継続的に複式学級が発生するということが見込まれます。また、それを含めまして、令和22年度までの20年間で小学校の3校において継続的に複式学級が発生していくということが見込まれております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

やはり複式学級となる可能性がある学校が発生してくるということなんですが、私の知り得る情報からすると、複式学級自体はメリットもあるようなんですが、デメリットのほうが

大きいというふうに認識しております。やはり複式学級は避けなければならないんじゃないかなと思うところがございます。

ところでですが、一般論として、1クラス当たりの児童・生徒数や1学年当たりのクラス数はどれだけが理想的とされているのか、お聞かせください。

学校教育課長（古賀 洋君）

これにつきましては、文部科学省が平成27年1月27日付で出しております公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の中で、望ましい学級数の考え方、小学校では、まず複式学級を解消するために少なくとも1学年1学級以上、6学級以上であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能にしたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年に2学級以上、小学校では12学級以上あることが望ましいと考えられますというふうでございます。

また、中学校におきましても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上が必要となります。中学校では全体で6学級以上。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、中学校の場合、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいと考えられます、このような記載がございます。

また、1学級の児童・生徒数につきましても、現在、10人に満たない場合から40人の場合まで様々でございますが、一般的に学級規模が小さいと、きめ細やかな指導がしやすくなる、様々な活動のリーダーを務める機会が増える、発言の機会を多く確保できる、こういったメリットがございますが、一方で、社会性を培う集団活動、行事の教育効果が下がる、班活動、グループ分けに制約が生じる、こういった学級規模が小さくなり過ぎることの教育上のデメリット、こういったものがございますので、何がベストかは総合的な判断が必要であるというふうに考えられます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

あくまでも望ましいとされる学級数だったり1クラス当たりの児童・生徒数だったんですが、今後、柳川市において、その理想から外れてくるとい学校は出てくるのかどうか、お聞かせ願えますか。

学校教育課長（古賀 洋君）

先ほどの文科省の手引を参考に、小学校において1学年2学級以上、学年全体で12学級以上を理想といたしますと、現在、市内19小学校ございますが、単学級のみ6学級の学校が既に12校ございます。さらに、令和12年には先ほど申し上げましたように複式学級が発生していると想定されるところを含めまして、6学級以下の学校が17校、令和22年度には1校以



外の18校が6学級以下の学校になるということが見込まれております。

また、中学校におきましては、1学年3学級以上、学校全体で9学級以上を理想ということにいたしますと、現在では市内の6校中、1学年2学級、学校全体で6学級の学校が既に3校ございます。この3校につきましては、この状況がこのまま続きまして、令和22年度には1学年2学級、学校全体で6学級の学校が3校、1学年3学級、学校全体で9学級の学校が3校ということが見込まれているところでございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

ということは、今回の質問の趣旨でございます柳川の明るい将来のためにということで質問させていただいているんですが、これから外れて、暗い柳川となりそうな雰囲気を感じるところでございます。

前回の9月議会で白谷議員のほうから質問してあったんですが、近隣の大牟田市、それから、大川市、みやま市では、小・中学校の統廃合に既に着手されております。柳川市においても避けられない問題だと、誰しも思っていることだと思います。

現在、市として柳川市の子供たちの明るい未来のために、適正規模・適正配置化検討委員会を立ち上げて、今年度末には答申が示されると聞いております。約10年前にも同様の委員会が設置されて、統廃合は時期尚早だとの答申だったと聞いております。しかしながら、今日の柳川が接している状況を鑑みますと、喫緊の課題のように感じます。

学校は子供たちにとっての学びの場という存在だけでなく、地域コミュニティにとってのシンボリックな存在であり、核としての役割を持っているという存在でもございます。そのような学校が統廃合となりますと、いろんな意見が出てくるのではないかなというふうに思いますけれども、ここはひとつ丁寧かつ迅速に合意形成を図りながら進めていただきたいというふうに思うんですが、これはもう公表されていますので、総合計画にも明記はしてありますけれども、統合、再編についての市としての考え方を教えてください。

教育部長（袖崎朋洋君）

今年3月に策定されました第2次柳川市総合計画後期基本計画には、こう書いてあります。「全国的な学校の統合・再編の流れ、近隣自治体でも計画や実施がなされていること、本市の教育活動に一部支障が生じてきていることを考えれば、時期を待たず学校施設の統合や再配置、それに伴う通学区の見直しに着手しなければなりません」とあります。

現段階では柳川市として具体的な再編案はございませんが、先ほど橋本議員もおっしゃいましたが、来年3月までに検討委員会からの答申を受け、その後に柳川市教育委員会において本市の学校の適正な規模や配置など、柳川市の学校のあるべき姿を示しました基本方針を策定することにしております。その際には、現状の学校規模や配置を見直すことも考えられ

ますが、それが単なる数合わせやよその自治体がやっているからということではなくて、柳川市の小学生や中学生にとって最善の教育環境はどうあるべきかという見地に立って方針を作成し、また、お示ししたいと考えております。その折には忌憚のない御意見と御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。なかなか言いにくいことなのかなというふうに感じますけれども、来年3月、時が来れば市のほうも政治的な判断をせざるを得ないことだと思います。市長の賢明な判断をよろしくお願ひしたいと切に思うところでございます。

以上で学校のことにしましては終わらせていただきます。

続きまして、社会体育活動についてお聞きしたいと思います。

市としてのスポーツ活動への根本的な思いといたしまして、考え方についてお聞かせください。

生涯学習課長（新開文隆君）

本市では、地域住民のスポーツ活動の機会を身近なものにするため、体育協会加盟団体、サークル、スポーツ・レクリエーション団体の活動を促進するとともに、補助金の交付などによる組織の活性化を図っております。また、多くの市民が参加できるスポーツ大会やイベント、雲龍顕彰記念少年相撲大会の開催など、郷土出身者を顕彰するスポーツ大会などを開催して、市民スポーツ活動に対する興味や意欲を高め、スポーツ人口の拡大を図っております。さらに、年齢、体力に応じたキンボール等のニュースポーツ大会を開催し、気軽に体験できる機会の提供などに努めております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

生涯学習の一環として、年齢層も幅広く、そして、多様なスポーツ活動を促進してあるということなんですが、雲龍顕彰記念少年相撲大会などは今年中止になりましたけれども、うちの息子たちも出場しておりましたけれども、全国大会までつながるということで、市外からの参加者も多く、ある意味、柳川を知ってもらえるいい機会になっているんじゃないかなというふうに思います。同様に、おもてなしマラソンもすばらしい市のPRにつながっているのではないかなというふうに思います。

このように、市が主催する大会、これはどれだけあるか、お聞かせ願えますか。

生涯学習課長（新開文隆君）

今年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、ほとんどの大会が中止となりましたが、例年ですと市が主催しております大会等につきましては、先ほど申し上げ

ました雲龍顕彰記念少年相撲大会をはじめ、柳川おもてなし健康マラソン大会や市民グラウンドゴルフ大会など、17の大会と2回のスポーツ教室、延べ19回を開催しており、小学生から高齢者まで幅広い参加をいただいております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

大会とスポーツ教室を合わせて19回を開催をされているということで、これを増やすというのはなかなか大変なことなんじゃないかなというふうに思いますけれども、ぜひとももっともっと市外からの参加者が来るような大会を積極的に開催していただければなというふうに思います。

次は市内の優れた選手や団体のことについてですが、助成等の実情について教えてください。

生涯学習課長（新開文隆君）

本市では、スポーツの喜びを一人でも多くの児童・生徒に普及するとともに、心と体を育て、競技力の向上に向けた活動に対する助成を目的に、柳川市少年スポーツクラブ助成金として、1クラブに対し20千円を支給いたしております。

また、優秀な選手、指導者、監督、コーチが各種の全国大会に出場することに対しまして、激励を目的に、全国大会出場補助金として、個人の出場者には10千円、団体での出場には最大100千円を支給いたしております。

そのほかにも、柳川市体育協会の活動を促進し、競技スポーツの振興を図っております。

それ以外の取組といたしまして、スポーツ振興及び競技力向上に資することを目的として、アマチュアスポーツ競技会において特に優秀な成績を収め、郷土の誇りとして市民に夢と希望を与える顕著な功績を残した者に対し、その努力と栄誉をたたえるため、柳川市スポーツ栄誉賞を与え表彰を行ったり、県の取組ではございますが、小学校5年生から中学校3年生を対象に行われております福岡県タレント発掘事業の周知等も行っております。

以上でございます。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

様々な助成をされているということで、優秀な成績を収めて、県だったり全国だったり上部大会に出場するには、やはり経済的に大きな負担がかかります。私も30代まで草野球チームに所属しておりましたけれども、県大会に出場するとなると、安全面を考慮して1台の車で移動するのにバスのレンタルだったり、宿泊費等で相当な負担がございました。柳川市の団体登録も行っておりましたので、バスのレンタル費用を節約できないかと市所有のマイクロバスの借用もお願いしましたが、これはかないませんでした。補助金の給付もありがたい

んですけども、このような助成もありがたいなというふうに思います。ぜひとも検討をいただければと思います。

社会体育活動について最後の質問になりますけれども、先ほどの答弁でも若干触れられておりましたけれども、次世代のスポーツアスリート、金の卵ですね、この発掘について市としてはどのように考えられておりますでしょうか。

生涯学習課長（新開文隆君）

本年度のスポーツ関連の全国大会は軒並み中止となっておりますが、今年9月、石川県で行われました日本カヌースプリント大会におきましては、市内から優勝者1名、準優勝者1名というすばらしい結果を出した子供たちもおります。両者とも市が主催しております小学校カヌー教室の受講者でありますので、今後も引き続き開催を行っていききたいというふうに考えております。

また、今年のドラフト会議ではプロ野球の西武ライオンズに昭代出身の大曲錬選手など新たなスター候補も現れております。

今後も引き続き市内のスポーツ活動の推進とアスリートへの支援を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

次世代というと、ついつい子供たちばかりに目が行ってしまいがちなんですが、最近は年配者の方々が生き生きとグラウンドゴルフを楽しまれている姿もよく目にします。人口比率的にも必ず大きなウエートを占めてくるのがこの年配者の方々なので、競技人口も確実にグラウンドゴルフというのは増えていくんじゃないかなというふうに思います。例えば、柳川独自でゴルフのオフィシャルハンデのようなシステムをつくって、目標を持ってプレーをしてもらったりすると、これがフレイル予防になって、健康寿命が延伸して、結果的に市の医療費負担も減少するのではないかなというふうに考えるところでございます。

先ほどもお話ししましたが、先月、惜しまれながらも引退を決められた琴奨菊関ですが、彼のおかげで柳川の名前を広くPRしていただくことができました。優秀なアスリートを大切にすると、柳川に住みたいと思う親も増える可能性があるんじゃないかなというふうに思います。また、トッププレイヤーになって柳川をPRしていただければ、すごい宣伝効果にもなるのではないかなというふうに、皆さん、これは御承知のとおりだと思います。

ということで、次の項目に移らせていただきたいと思います。

最後は市の財政状況についての質問でございます。

コロナ禍において、今回上程されている新型コロナ対策第7弾を含め、これまで様々な対策をされてきましたけれども、その原資となる国からの新型コロナ対策のための臨時交付金、

これはあとどれくらい残っているのか、教えてください。

財政課長（田中勝裕君）

国から示された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,076,471千円は、予算上は今定例会に提案しているコロナ対策第7弾までの事業に全額を充当いたしております。

ただし、第7弾までの事業において執行残額が見込まれます。10月時点での試算によりますと、執行残見込額は81,305千円でございます。現在、改めて試算をしておりますけれども、執行残額は増加する見込みでございます。

国からの交付金を無駄にすることなく全てを活用するため、執行残をしっかりと見込んだ上で今後の緊急対策の予算を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

それでは、今後、その執行残額の振り分け、これはどのように考えてありますでしょうか。

総務部長（平田敬介君）

橋本議員の質問にお答えします。

その執行残の見込みの振り分けはということですが、第7弾までと同様に、市長、副市長、教育長、全部長で構成をする新型コロナウイルス感染症対策本部会議で事業を取りまとめていくように検討しております。

先ほど財政課長が申しましたとおり、10月時点での執行残見込みが81,305千円、これに対しまして、現在、執行状況を改めて調査しておりまして、今月下旬に取りまとめをするようにしています。この状況を踏まえて、改めてこの臨時交付金を余すことなく活用する事業を第8弾として策定しまして、年明けの1月にでも臨時会をお願いしたいと考えているところでございます。

事業の取りまとめに当たりましては、これまで実施してきた感染拡大防止対策や経済対策などを踏まえた上で、コロナ対策にさらに効果的なものは何かということを念頭に、しっかりと検討して進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

事業を検討される際には、ぜひとも斬新かつ効果のある対策の検討をお願いしたいと思うところでございます。仮に1千円を対策に使うとして、その手段や方法いかんでは、ほぼ価値のないことになってみたり、反対に2千円分に相当するような価値になったりすることもございます。よろしく願いいたします。

次に、9月議会でもお聞きしましたが、コロナ禍での事業見直しによる今年度当初

予算の執行残、この見通しはどれだけになったでしょうか。9月に質問したときには33,000千円程度とお聞きしていましたが、いかがでしょうか。

財政課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

コロナ禍で中止せざるを得なくなった事業等について、これまでに合わせて62,542千円を減額しております。

6月補正におきましては、議会からの申出をいただきまして、各委員会の視察研修旅費3,300千円を減額し、コロナ対策に活用することといたしました。9月補正には、市民まつり補助金、水郷柳川水の祭典実行委員会補助金、中山大藤まつり補助金、雲龍相撲大会などの予算29,969千円を、さらに、今定例会に提案している12月補正におきましては、おもてなし健康マラソンなどの予算29,273千円を減額しているところでございます。

また、こうして減額した62,542千円につきましては、財政調整基金に積立てを行うことといたしております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

前回質問時よりも30,000千円ほど上乘せになったということでございますけれども、柳川の経済は今まさにボディーブローを打たれている状況じゃないかなというふうに感じるんです。コロナの影響が本当に深刻に出てくるのは、来年になってからじゃないかなというふうに思います。市民の皆さんとか市内の事業者の方、これがダウンしないように、市としてバックアップできるように構えるには、本当に不要不急の事業は執行猶予して、財政的に体力を温存せねばならないんじゃないかなというふうに思います。職員の皆さんの努力をお願いいたします。

それでは、最後になりますけれども、その体力の指標とも言える一般家庭における貯金に当たる財政調整基金の現状について教えてください。

財政課長（田中勝裕君）

財政調整基金の残高とコロナに使用しました財政調整基金、そういった観点からお答えをしたいというふうに思います。

まず、財政調整基金の残高は、令和元年度末時点で5,511,011千円でございます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国から1,076,471千円の交付金上限額が示されており、市が独自に行っている緊急対策事業につきましては全て交付金を活用し、一般財源を持ち出さずに事業を行っております。したがって、財政調整基金の取崩しは行っておりません。

一方、国庫補助事業を活用した新型コロナウイルス感染症対策につきましては、補助金で

補填されない部分、いわゆる補助裏部分に財政調整基金を27,627千円充当いたしております。ただし、この補助裏部分につきましては、2月以降に別途、交付金が配分されることとなっております。このため、配分額が確定した後に財源を財政調整基金から交付金に組み替える予定といたしております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

先ほども言いましたけれども、新型コロナの影響の正念場は来年に入ってからだと思います。本当に市民を守らなければいけない状況になったときは、そのための貯金でもありますから、財政調整基金を大いに活用していただいても構わないのかなというふうにも思います。市においての憲法とも言える第2次総合計画において特に強調されているのが「水と人とまちが輝く柳川」という、このフレーズでございます。

このとおり誰もが輝いて、誰も取り残されることのない柳川の明るい将来のために、政策の発案、施策の立案、それから事業化をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして橋本憲之議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後1時30分 再開

議長（藤丸正勝君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、10番佐々木創主議員の発言を許します。

10番（佐々木創主君）（登壇）

皆さんこんにちは。佐々木創主でございます。一般質問に入ります前に、現在、新型コロナウイルス、武漢ウイルスが第3波襲来をしております。昨日の福岡県の感染者数が80人台、3桁にかかろうとしております。一日も早くワクチンの接種が始まると同時に、我々一人一人の意識、防除と、これがまず第一ではないかなというふうに思っております。

それからまた、去る11月にアメリカの大統領選挙が行われ、バイデン氏が勝利という宣言をしておるわけでございますが、トランプ陣営が、まだ確定しておらないと、自分が勝利したんだと。日本のマスコミによりますと、トランプ氏が悪あがきをしておると、根拠もない主張をしておるといふ報道がほとんどでございますが、アメリカのある一部のマスコミ報道によりますと、トランプ陣営の主張はまるっきりでたらめではないと、根拠があるものだ。今後の成り行きに非常に注目しなくてはなりません。なぜなら、我が国の安全保障にとって、

トランプ政権となるか、バイデン政権となるか、これは非常に我が国の安全保障に関わる問題だというふうに、現在、私は非常に注目をしております。

そういった意味で、本日は佐賀空港へのオスプレイ配備計画について質問させていただきたいと思っております。

このオスプレイの佐賀空港への配備については、平成26年に計画が発表されました。それから6年が経過しました。この計画が明らかとなり、柳川市にとって、危険性、騒音、農漁業への影響、環境、そして、柳川が持つ歴史文化、観光のまちとしてのイメージへの影響が懸念されたわけであります。特に、柳川市は空港から4キロメートルという距離であり、悪天候時の計器飛行による着陸コースとなることから、大きな危険にさらされるわけであります。市民の皆さんからも多くの懸念の声が上げられてきました。

市当局も佐賀県及び防衛省との接触を重ね、情報収集を行い、市議会も特別委員会を設置し、岩国基地、目達原駐屯地の視察など、調査研究を行ってきました。また、多くの議員がこの問題をこの場で取り上げてきたわけであります。

しかしながら、配備計画に向けた防衛省の動きは、専ら空港所有者である佐賀県、そして、計画用地を所有する佐賀県有明海漁協関係者が対象であり、柳川市が公的に関与できる対象は、佐賀県と結んでいる空港用途変更については誠意を持って協議をすることという合意書に限られ、市の動きも専ら佐賀県を相手として、その遵守、柳川市の意向を踏まえるよう要請してきたわけであります。しかし、平成30年8月、山口佐賀県知事が突如受入れ表明をし、見事に柳川市との約束をほごにしたわけであります。

それから2年が経過しました。事態は着々と動いているように思われます。今後この計画が決着するのかどうなるのか、柳川市の立場がどうなるのか、議論するに当たり、改めてこの2年間の動きを確認したいと思います。平成30年の山口佐賀県知事の受入れ表明後の動向についてお尋ねします。

生活環境課長（江口英範君）

議員の御質問にお答えをいたします。

平成30年8月24日、防衛省と佐賀県は佐賀空港の自衛隊使用要請について、佐賀空港の民間空港としての使用、発展に影響を及ぼさないとの従来の確認を前提として、1点目に、環境保全と補償に関する協議会の設置、2点目に、防衛省の着陸料100億円の支払いと佐賀県の基金の創設、3点目に、オスプレイの安全性に関する情報共有のルール化の3項目について文書合意し、山口佐賀県知事は佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画について正式に受入れ表明されました。同日、佐賀県は佐賀県有明海漁協に対し、公害防止協定覚書付属資料の変更について協議の申入れを行い、9月4日に佐賀空港の自衛隊使用要請に関する論点整理の成案を公表されました。

令和に入りまして、5月と11月に山口佐賀県知事が佐賀県有明海漁協を訪問し、防衛省が



らの要請の受入れと公害防止協定覚書付属資料の変更に応じるよう改めて申入れを行いました。

防衛省は令和元年8月に佐賀県有明海漁協に対して、計画の概要や環境保全対策などについて説明を行い、翌9月からは支所　これは15支所になります。支所ごとの説明会を開催し、本年6月3日までに全ての支所で説明を終えています。

佐賀県有明海漁協につきましては、本年6月に組合長が徳永氏から西久保氏へ交代されました。これまで組合長と防衛省や佐賀県との面談等は新聞等で報じられておりますが、9月10日の同漁協のオスプレイ配備計画に関する検討委員会では、佐賀空港を自衛隊と共用しないと定めた協定の見直し協議よりも、今後は防衛省による地権者への説明会を優先させることを決めたとの新聞報道がっており、今期のノリの漁期が終わってから地権者への説明会が行われるとの予定でございます。

一方で、佐賀空港周辺の自治会の代表者は防衛省に対し、地域住民向けの説明会開催を要望しています。また、本年2月、防衛省は千葉県木更津市とオスプレイの暫定配備について合意書を取り交わし、現在、陸上自衛隊木更津駐屯地にはオスプレイ2機が暫定配備をされております。11月には試験飛行が始まったとのことです。

簡単でございますが、以上が防衛省と佐賀県の最近の主な動きになります。

10番（佐々木創主君）

今までの動きをかいつまんで説明いただいたんですが、この間、柳川市はどういう行動をされたのか、お願いします。

生活環境課長（江口英範君）

この間の柳川市の動きということでございます。

防衛省との接触ということで申し上げます。

平成28年度以降に行った本市と九州防衛局との面談や情報交換及び防衛省から九州防衛局を経由した情報提供について……

10番（佐々木創主君）

だから、山口佐賀県知事の受入れ表明後の情報収集はいいんですよ。情報収集は常にやらんといかんわけですから。情報収集といっても、直接の場合と新聞からの情報、いろいろあるでしょうから、そういうのじゃなくて、柳川市の立場、今後その合意書、それと、対防衛省を含めてどういう動きをこの2年間やってきたのか、あれば答弁願います。　じゃ、当初から、そして、受入れ表明後、やはり柳川市の誰もが認識しておる危険性、執行部と議会との議論の中でも市長からも報告がっておりますが、民間機、自衛隊機に限らず、特に、現在飛んでおる民間機、柳川の上空をなるべく通過しないでほしいと。もし配備された場合にあっては柳川市を通過しないような、そういう取組をしてほしい。佐賀空港の東側に自動着陸誘導装置があると。西側に設置してほしい、コースも工夫してほしい、いろいろそうい

う要請をしてきたと思うんですね。その結果、その要請に対して現在どうなっているのか、その辺を答弁してください。

生活環境課長（江口英範君）

この間、佐賀県、防衛省に対しては、柳川の上空を低空で飛行するILSのコースについて、西側から下りられるように西側にも設置してほしいという要請、要望を行ってまいりました。昨年6月に本市は国交省の航空局にILSの西側設置を地元代議士と共に要望行動を行いました。

昨年11月に国土交通省の航空局から、佐賀空港においてはILSを両側に設置するというふうなところには至らない。しかしながら、今、南関のほうから着陸しているILSのコースじゃなくて、民間訓練空域を何とか調整して島原地先から北上して、ちょっとハート形に南北から、風向きにもよりますけれども、そういった着陸経路の見直しを行いたいということとで話があり、本年3月26日からそういうふうな航路で変更がっております。

4月の状況については議員の皆さんに御報告を申し上げておりましたけれども、航空局の説明によりますと、ILSのコースで来る分については今までの5%以下になるということとございました。4月の航空局からの報告によりますと、おおむね5%以下、ILSの航路で着陸した分については2.6%と激減をしているということと、騒音軽減につながっていると認識をしております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

確かに私もたまに両開に行く機会があるんですが、前はよく音がする。上を見上げると飛んでおる。時間帯にもよると思うんですが、非常に減った、それは感じます。やはり航路の変更ということで、雲仙のほうを回って、あっちから直接進入してくる。前は好天候時においても、東からだんだん両開の上を通過していく飛行機が多かったんですが、最近は本当に減った、それは感じます。その辺は要請をしていただいた一つの成果じゃないかなというふうに思います。

それから、山口知事の受入れ表明後、市は議会も含めて議長と市長と佐賀に行かれて抗議をされた。当市議会も抗議の決議を行ったわけではありますが、その後、西日本新聞だったと思いますが、市長がインタビューを受けられて特集記事が掲載されました。それで、冒頭あったように、防衛省と佐賀県と有明海漁協が環境保全と補償に関する協議会を設置するんだということで佐賀県と防衛省が合意したと。それで、市長の発言の中に、そこに柳川市を入れるのかを県に確認したいという記事がありましたが、それはどうなったんでしょうか。

生活環境課長（江口英範君）

平成30年8月24日、防衛省と佐賀県が文書合意した3つの事項の1番目に当たると思います。環境保全と補償に関する協議会の設置がございました。防衛省と佐賀県は佐賀空港の自衛

隊使用に関する環境保全と補償に関する協議等を行うため、防衛省、佐賀県、有明海漁協等の関係機関が参加する協議会を設置するでございます。

市のほうでこの件について佐賀県のほうとも意見交換等を行っておりますが、この協議会設置について、本市、福岡県などがどういう位置づけになるかという議論にはまだ至っておりません。

以上です。

10番（佐々木創主君）

佐賀県に確認された。防衛省には話は聞いていないんですか。

生活環境課長（江口英範君）

防衛省と意見交換を行いましたときには、この件については佐賀県の判断があるだろうということで、防衛省としては、そこに柳川市とか、近隣の大川市とか、福岡県がどうこうという話まではいただけませんでした。

以上です。

10番（佐々木創主君）

いただけませんでしたというよりも、配備に向けて事態が進んでいくと、これは大事なことじゃないですか。意見交換というよりも、ましてや市長の言葉で活字になって新聞に掲載してあるわけですから、これはいただけないで済む問題ですかね、市長。答弁をお願いします。

市民部長（椋島謙治君）

佐々木議員のほうから、協議会への参加について防衛省から回答をいただけていないんじゃないかという御指摘でございます。

この件については、佐賀県とそういう意見交換をした結果を防衛省のほうにお話をして、その見解を求めたわけでございますけど、佐賀県において有明海漁協と現時点で合意ができていないわけではないので、柳川市とか福岡県側を協議会の中に入れるとか入れないとか、そういったことについては言えないということをはっきり言われておりますし、そのことについて防衛省のほうも佐賀県の見解以上のことは言えないということでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

いや、佐賀県の意向云々じゃないでしょう。だって、もし配備になった場合、オスプレイを飛ばすのは佐賀県じゃないですか。防衛省じゃないですか。じゃ、万が一のこと、オスプレイによる環境影響、これは佐賀県が発生させるわけじゃないですかね。柳川と防衛省の問題じゃないんですか。何で佐賀県の意向が分からんから云々と。それは確かに今合意されているのは、佐賀県と佐賀県有明海漁協と防衛省、それはそっちの話じゃないですか。問題は、県を越えて柳川、福岡県で起こった場合のことじゃないですか。佐賀県で起こったこ

とは柳川は直接関係ないですよ。それは海上に落ちて油が流れてくる、何かそういうことはあるかもしれませんが、一番怖いのは、柳川の上空で何かあったと、これは防衛省と柳川の話になるんじゃないんですか。何で防衛省と直でそういう話ができないんですかね。これは柳川市のこの問題に取り組む姿勢の問題だと私は思いますよ。どうですか、市長。

市長（金子健次君）

いずれにいたしましても、当時の議長と佐賀県の副知事と話をする中において、いずれにしても、佐賀県の漁協と合意を見なければ前へ進めないということの一点張りでございます。そういうところで今の部長や課長の答弁になっているというふうに思っております。

環境保全と補償に関する協議会の設置等についても、私たちも参加をしたいわけですが、それ以上は進めないという状況で、これは佐賀県と防衛省が合意した中の3点の確認事項でございます。入りたいと思っても、なかなか前に進まないというところが現状であるというふうに思っています。

10番（佐々木創主君）

いや、現状であると、何か他人事みたいなお話をされますけれども、私が言いたいのは、オスプレイ由来で何か起こったときは、それは佐賀県は関係ないじゃないですか。柳川と防衛省の問題になるわけじゃないですか。一番怖い、危険度が高い計器飛行は先ほど5%以下に減ったと。しかしながら、たかが5%であろうが、そのときが一番危険度が高い。その上空、その真下は柳川市と。そのときは柳川と防衛省の問題じゃないですか。佐賀県、佐賀県有明海漁協は関係ないじゃないですか。何でそんな話ができないのか。私はこれは非常に疑念というよりも、これは姿勢をもう一度確認する必要がありますね。

そうすると、私がお場で平成28年にこの問題を取り上げたときに、柳川市の意向はと。その折、市長は、意向を判断する上で国防の重要性は分かっていると。しかしながら、もっと大事なことは、柳川市民の安心・安全の確保、これが担保されるかどうかというお話でございました。これは確認できたんでしょうか。

市長（金子健次君）

当時、一般質問に対してはそういうお答えをしていることは間違いございません。ただ、もし万が一、柳川市上空、または有明海において事故が起こった場合、国家賠償法という法律の中で補償されるというふうに私は考えております。神崎市で起きたときにもそういう形で補償されていくということで、これは全般的に言えることは、国家賠償法の適用、これはこの中に参加する参加しないにかかわらず、できるという判断をいたしております。

10番（佐々木創主君）

じゃ、それで国家賠償法で適用を受けて補償されるから、市民の安心・安全の確保は確認できたというふうに受け取っていいですか。

市長（金子健次君）

水かけ論ですけれども、そういうことを私が言っているわけじゃなくて、できなかった場合どうかということと言われたから、私はそういうことで、最低限は国家賠償法によって適用を受けるんだということを言っているわけです。

10番（佐々木創主君）

この件であんまり長くやり取りしたくないです。だから、受け入れるか受け入れないか、意向を決める上で、柳川市民の安心・安全が確保されるのか、担保されるのか、これが一番大事な判断材料ですと。だから、今までいろいろ調査なされてこられたわけでしょう。平成28年からいうと4年間、その間、受入れ表明がありました。それから2年間、いよいよ柳川が置かれている立場、柳川の意向は聞いてもらえなかった。その前に表明された。そうすると、余計にその判断するタイミング、逸されたかもしれませんが、それは調査されてこられたと思いますから、だから、担保されたのかと、判断材料の調査が終了したのかということを知っているんです。

市長（金子健次君）

今答弁した内容で、回答の前進はございません。

ただ、私が思うには、今、木更津で暫定配備をされたわけですので、5年間はあるところは動かないというような形になっております。その中において、防衛省との話が、この3点のことについて論議ができるかということにはならないような感じがいたしますので、前進がないような感じがしております。

10番（佐々木創主君）

木更津という話をされましたが、これは通告していませんけど、じゃ、木更津に暫定配備される。木更津においても離着陸が始まっていますね。その場合に、どっちの方向から来て、ひよっとするなら陸側から 木更津の飛行コースは私も知りませんが、木更津に配備されたことによって反対運動もあったといろいろ聞いておりますが、じゃ、隣のまち、その辺の補償関係とか合意事項とかどうなっているのか、それは調査されているんですか。

市長（金子健次君）

これからだというふうに思って調査をしたいと思っておりますけど、今現在ではしておりません。

10番（佐々木創主君）

先ほどの話じゃないですけど、非常に認識が甘いといか言いようがないですよ。

じゃ、受入れ表明後、抗議をし、池田副知事ですか、柳川市にいられて市長とも会われて報告をされた。その折に、何で受入れ表明前に柳川に相談しなかったのか、これは約束違反じゃないかと抗議をされた。そしたらば、佐賀県の意向は、佐賀県有明海漁協との協議が終わらないと柳川市と話ができないと、認識のずれですねと。認識のずれのまま、この解消と申しますかね、それで、その場で柳川と佐賀県の環境保全に関する合意書、合意の遵守をと

要請されておる。何か訳が分からんのですがね、認識のずれのあるまま合意の遵守をと、誠意ある協議をと、ちょっとその辺のところをよく分かるように説明してもらえませんか。

市長（金子健次君）

当時の議長と佐賀県庁に行きまして、そういう中において、当時の副知事との会談の中において、今、漁協との話がまとまらない以上は柳川市と話ができないと言われたとき、私はそれは詭弁じゃないですかと、約束事についてなぜ今さらそういうことを言うんですかと行って、新聞にも載りましたけれども、その後の進展は、佐賀県側は乗ってこないという状況でございます。

10番（佐々木創主君）

それは乗ってこないと、その上で合意の遵守をと、誠意を持って協議することと。じゃ、柳川市としては、佐賀県と有明海漁協との協議が終わるのを待ってから協議をするということでもいいですか。

生活環境課長（江口英範君）

合意書の約束事項というのは省略させてもらいますけれども、自治体間の重大な約束というのは、佐賀県のほうも佐賀県の考え方の下に柳川市と協議をされるということは認識しております。

その中で、平成30年10月に池田副知事が本市を訪問されまして、防衛省と佐賀県が文書合意に至った経緯等について説明され、今後の意見交換、情報共有について約束をされました。合意書に基づく事前協議の認識のずれ、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、このずれの解消はされないままでございますが、佐賀県とは意見交換を継続的に行っていて、今後、国や佐賀県、佐賀県有明海漁協などでの協議の状況に応じて本市に話があるというふうに認識をしております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

何か受け身、受け身、もう事はじゃんじゃん川の向こうで進んでおって、おーい、おーいと言うたっちゃ、川の向こうで袖を引っ張ることもできない、橋があるのに渡って向こうに行こうとしないように私は感じてしょうがないんですが、もう一つ聞きます。

令和元年に防衛省が佐賀県の西南部の5つの支所、鹿島とか太良とか、そこの支所を訪問されて、佐賀県と防衛省が合意した100億円の基金創設、それとは別に漁港のしゅんせつであるとか、ノリ漁業の振興策とか、そういう支援をしますよという話をしてありますね。これは新聞にも掲載されております。その話を受けた漁協の幹部は、まだそういう時期じゃないと。だけれども、あそこはオスプレイの飛行コースでも何でもなし。10キロ以上離れとるですよ。柳川にはそういう話は来ていないんですか。

生活環境課長（江口英範君）

議員おっしゃられました100億円の使い道といたしますか、そういった話で本市に……（「それ以外の話で」と呼ぶ者あり）それも含めまして、そういった財政支援的な話は本市にはあっておりません。

以上です。

10番（佐々木創主君）

その話を受けて、空港から10キロも離れた危険性の全くない漁協、漁場とかノリ振興、100億円とは別に支援しますよと。じゃ、空港から近い柳川には何なんですかと防衛省に何か声を上げたんですか。

生活環境課長（江口英範君）

財政支援の話については調査とかの話になりますけれども、目達原駐屯地等においては、該当自治体については直接交付金があるというふうなところで、駐屯地から離れた自治体については、現在のところ国の法律に基づいて、防音工事、そういった補助があるというふうなことでお聞きをしております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

生活環境課長、もう答弁しなくてよかですよ。その話は平成28年に現市民部長と前課長、前々課長としておりますし、それは私の質問に対する答弁になりませんから。

それで、池田副知事と会われて、今後、市長は2年か3年前の藤丸現議長の一般質問のやり取りで、事前協議の前の意見交換というパイプがあると。これは佐賀県ですね。水面下でしたたかにやっていきますと。これはどういう目標といたしますか、何か得るものはあるんですかね。今の進捗状況を教えてください。

市長（金子健次君）

よく聞こえませんでしたけど、水面下で……（「もう一回言いましょうか」と呼ぶ者あり）はい、もう一回言ってくれんですか。よく聞こえませんでした。

10番（佐々木創主君）

池田副知事と市長が会われて、突然の受入れ表明、認識のずれがあった。しかしながら、今後、事前協議をしないといけない。その前に、事前協議以前に意見交換をやっていきましょうと、そういうパイプはできましたと。藤丸現議長の一般質問のやり取りの中で、パイプはありますから、そこで私は水面下でしたたかに交渉していきますよと市長は答弁なさっておるんですよね。水面下でしたたかに。先ほどの佐賀県西南部との補償の問題じゃないんですけれども、何で佐賀県と水面下でしたたかにかはよく分からないんですが、その辺がどうしたたかに交渉されて、何を得的つもりなのか、教えてください。

市長（金子健次君）

藤丸議員とのやり取りのとき、私が水面下で話をしていくというのは、表向きじゃなくて、

防衛省との関係でいろんな代議士を通じて、補償とか、そういう面ができるかどうか、そういうことを水面下でお尋ねすることの意味をもって、議長のほうがその当時はあそこで尋ねられたとき、賛成か反対かという論議のときに、いろんな話合いの中では水面下でもやっていきますという話をして、実際水面下でやりました。やりましたけど、やっぱり厳しい状況であることは間違いありません。

10番（佐々木創主君）

そういう意味ですね、理解できました。

それで、先ほど生活環境課長から現在の状況、当初、佐賀県有明海漁協は受入れ云々に対しては非常にかたくなな姿勢だったのが、地元説明会をやってくれと。それで、各支所の説明会が今年春に終了し、それで、漁協の中で協議をするということになっておったけれども、その前に地権者説明会をやってくれと。南川副ですか、あその漁協の方々、それと、近隣の人たちが地権者のほとんどみたいですけども、それはノリの漁期が終わってからやることになっているんですよ。事は動いておる。ノリが終わる春、ひよっとすると、だだだだだど事は進んでいくかもしれません。なぜかという、まず、漁協の組合員ではない人たちと先にやらせてくれと。それは駄目だと。漁協の組合員を含めた地権者全員と話をせんといかんと。それで、来年のノリ期終了までということですけども、ただ、もう非公式には接触があっただろうですよ。1反幾らと、いやいや、その値段じゃ、ほんならこんくらいでと。もう水面下でそういう話があるように聞きます。だって、佐賀県が受入れ表明して、100億円の漁業振興基金、これはまさしく水面下の動きじゃないですか。もちろん県と国の公の立場同士ですけども。今度は民間人ですよ、民間の機関ですよ。組合は半公的機関ですけども。既にそういう動きがあっただろうと。

じゃ、そういう中で柳川の置かれた立場 誠意を持って協議する、そのときには柳川市の意向を十分酌むことと。柳川市の意向を表明する以前に、佐賀が受入れ表明。それで、先ほど申し上げましたが、佐賀県と有明海漁協と防衛省の環境保全と補償に関する協議会の設置、それと、市長は同じ新聞で、柳川市上空飛行が少なくなれば柳川市民の理解も得やすいと。その補償、協議会には入れるのか。西南部の漁協に対して防衛省がこげんこつしてあげますよと。抗議の声を上げない。市長、既に防衛省と佐賀県と本当は話ができているんじゃないですか。どうもこういう発言を聞くと、受け入れますよと、その代わり何をしてくれますかと、だから、こういう発言とこういう行動になるんじゃないですか。本当は防衛省と佐賀県と話ができとつとでしょう。違いますか。

市長（金子健次君）

そこら辺の臆測の話を私が回答するわけにいきませんので、回答は差し控えます。

10番（佐々木創主君）

差し控えますと。先ほどの柳川市のこの問題に取り組む姿勢の話をしてしまいましたが、佐賀県、



佐賀県と。対象は防衛省じゃないですか。じゃ、結局、漁協が受入れ表明した、協定書の変更合意しましょうと。じゃ、こうしますよと。残るは柳川市。そしたら、柳川市の意向次第かと、新聞がだっと書く。もうオスプレイ、追加の3機配備。沖縄、尖閣で何か起こりよりも。木更津から飛んでくるのに1時間、2時間かかる。もう佐賀のオスプレイ配備、柳川市の決断次第だと。そんなことになって、市長は条件闘争したくないとおっしゃいましたが、柳川市が受け入れるかどうかなんてね、柳川市の意向次第だと、日本の国防に関わる、安全保障に関わる問題が柳川市の意向次第ですよと。合意書をどうするんですかと全国からマスコミが駆けつける、そんなときに条件闘争なんかしておられんですよ。

だから、柳川市にとって、やっぱりマイナスばかりじゃいかんでしょ。プラス面はどうなんですか、いや、そんなことでは市民の皆さんは納得いきませんよ、柳川に何をしてくれるんですかと、結局そこじゃないですか。市民の安全・安心の担保、100%はあり得ませんよ。どんなに気をつけて車を運転していたってゼロにはならんわけですから。飛行機にしても、民間機にしても。そのときに、万が一のことがあった場合にどうするのか。それと、騒音から何から、柳川市民の気持ちに納得できる、そういう条件は何なんですかと、これがここに来て一番大事なことじゃないですか。そんなことは言えませんか、条件闘争を私はしたくないとか、そんなことじゃないですよ。安全・安心の運航とそれを担保するだけのいろんな工夫と努力を求めることはもちろんですよ。しかしながら、もう一つ大事なのもそういうことですよ。迷惑施設を造るならば、そこに道路を造り、基金をつくってあげ、補償してあげ、いろいろ便宜を図るじゃないですか。同じことですよ。私はそういった意味では変わらないと思います。

そういった意味で、先ほど協定書、環境と補償に関する合意書を佐賀県、有明海漁協、防衛省が組んで、柳川とどうするんですかと。佐賀県の意向次第、そんな姿勢でいいんでしょうか。この問題に対する姿勢をもう一度答弁願います。防衛省とどう取り組んでいかれるのか、お願いします。

市長（金子健次君）

佐々木議員の考え方は分かりましたけれども、私は今、賛否について、同意しますとか、同意しませんとか、条件はこういう条件やったらどうしましょうとか言うつもりはございません。今の佐賀県と、そしてまた、防衛省と佐賀県有明海漁協との関係を注視しながら、国との関係については、私は防衛についてはやっぱり必要性は感じますけれども、柳川市民の安全・安心を担保しなければならないという中において、今の条件闘争に入るべきじゃないという考え方を持っております。

10番（佐々木創主君）

だから、安全・安心の確認、担保できたのかと、4年もたって6年もたつてと。だって、全然変わっていないじゃないですか。ゼロにはならないんですから。

そういった意味で、先ほどの何か同じ方向を向いているようで、大きな川の向こうで3人、4人走りよんなはるばってん、こっちでじゃんじゃんふとか声を出すばってん、いっちょん届かん。そういうことになって、結局柳川が追い詰められて、それで、結局飛ぶことになった。危険な空を見上げて柳川市民が生活をするのしないように、しっかりとお願いをしたいと思います。

終わります。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして佐々木創主議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時18分 休憩

午後2時30分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、4番今村智子議員の発言を許します。

4番（今村智子君）（登壇）

皆さんこんにちは。4番、公明党の今村智子でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問の前に、まず一言申し上げさせていただきます。

2020年はコロナ禍という世界史に残る試練の一年でした。4月7日に緊急事態宣言が発令され、外出自粛となり、小・中学校は臨時休校、大きな環境の変化に戸惑うことがたくさんありました。大人も子供もウイルスという見えない脅威と闘いながら今日まで過ごしてきましたが、まだ終わりが見えません。しかし、世界中の人々が新たな価値創造をし、新しい生活を生み出し始めています。コロナウイルスは人々を分断し、切り離しても、人の心の中を分断することはできません。今こそ柳川市民の皆様と力を合わせ、共に励まし合っていくならば、どんな困難も乗り越えていけると信じ、頑張ったいと思います。

それでは、本日の一般質問をさせていただきます。

1点目は、投票に行きたくなる環境づくり、そして2点目は、ソーシャルネットワーキングサービス、略してSNS相談の2点について質問をさせていただきます。

質問は自席より行いますので、議長のお取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

4番（今村智子君）続

今回の質問、投票に行きたくなる環境づくりについてでございます。

平成30年12月の定例会で一般質問をさせていただきました投票環境向上に向けた取組について、その後の状況をお伺いしたいと思います。

令和元年7月に行われた参議院議員通常選挙では、全年代を通じた投票率は48.8%で、若

年層の10歳代が32.28%、20歳代が30.96%、30歳代が38.78%となっており、どれも低い水準となっておりました。諸外国と比較しても、若者の政治離れが顕著です。投票率の向上のため、国も若年層への選挙啓発や主権者教育の取組に努めています。

本市においても、御答弁の中で、学生向けの啓発活動を調査研究し、若者にも投票所に足を運んでもらえるような啓発の充実を図っていくとおっしゃってありましたが、その後、具体的な啓発活動をされてありましたら教えてください。

選挙管理委員会事務局長（武田真治君）

今村議員の御質問にお答えいたします。

まず、柳川市における令和元年参議院議員通常選挙の年代別投票率の状況を申し上げます。

なお、申し上げます数値につきましては国の調査に基づき報告しているもので、標準的な1つの投票所について年代別の投票者数を集計したものであります。

柳川市の全年代の投票率は42.25%、これに比べまして、10歳代が29.55%、20歳代が21.95%、30歳代が31.82%となっておりまして、若年層の投票率が他の年代に比べて国と同じように低い状況ということになっております。これは全国的に見ても同じような傾向でありまして、若年層に対する選挙啓発の取組が重要ということになってきております。

選挙管理委員会では、若年層の選挙啓発活動の一環として、高等学校向けに出前講座を実施しております。本年度は10月16日に伝習館高校の生徒を対象に、「くらしの中の選挙」の講座名で選挙の大切さについて講義を行いました。また、市内の中学校、高等学校で行われる生徒会役員選挙の際には投票箱等の選挙機材の貸出しを行っておりまして、中・高校生の頃から選挙を身近に感じ、関心を深めてもらうきっかけになっていると思っております。

そのほか、18歳の誕生日を迎え、新たに選挙人名簿に登録された方には、はがきで有権者になったことのお知らせしております。さらに、市内の高校3校の3年生に選挙啓発に関する印字をした蛍光ペンなどの啓発物資を贈呈しているほか、市の成人式の際にも啓発物資をお配りして選挙啓発を行っております。

今後こうした事業を継続しつつ、他自治体の事例も参考としながら、若年層の選挙啓発に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

4番（今村智子君）

御答弁ありがとうございました。

本市の若年層の投票率は、全国と比べると10歳代から30歳代はどの年代も下回っていることを知り、改めて本市での若年層向けの啓発が必要であると感じました。

これまで選挙管理委員会から若年層に向け啓発活動を行ってくださってある4項目の内容、高等学校向けの出前講座、市内の中学校、高校に投票箱等の選挙機材の貸出し、18歳になったときにははがきでお知らせ、また、新成人への啓発物資ということの4項目の内容に関し

ましては、2年前に私が伺った内容と全く同じようでございます。やはり新しい取組を始めるのは大変なことなのでしょうか。

私の調査で、近隣の大木町選挙管理委員会では、18歳から29歳までの人を対象に、選挙時の選挙立会人の募集を町の広報紙やホームページに載せられたところ、2名の申込みがあらわれて啓発の効果につながったそうです。

これは通告はしておりませんが、本市もこのように若い世代の選挙立会人の募集などの取組についてお考えであればお聞かせ願えますでしょうか。

選挙管理委員会事務局長（武田真治君）

現在、柳川市におきましては、投票立会人につきましては、主に各地区の行政区長会長さん、婦人会長さんをお願いして、推薦いただいた方を選挙管理委員会に諮って、承諾を得た後に投票立会人として従事をしていただいているような状況です。

投票立会人を置くことは、替え玉投票とか不正投票をさせないという意味合いもあることから、地域の人の顔をよく知っておられる区長さんや婦人会の役員の方々をお願いしているのが実情でございます。

しかしながら、議員が言われる若者を投票立会人ということは、若い方たちが実際に選挙事務に直接関わることとなりますので、選挙や政治に関心を持ってもらう絶好の機会にもなると考えております。先ほど大木町の事例を言われましたけれども、そういったことも研究しながら今後検討してまいりたいと思います。

4番（今村智子君）

すみません、御答弁ありがとうございます。

時代も刻々と変わっています。全国の自治体も同じように若年層の投票率向上へ向け、これまでと違った発想で取り組まれ、投票率アップにつながった市もあります。本市においても、今後ともさらなるお力を貸していただきますようよろしくお願いいたします。

次に、市民の方の御要望でありました柳川庁舎での期日前投票を1階でできないかとの件であります。

スペースの問題などもあり、検討課題となっております。投票に行きやすい環境づくりについてはぜひ進めていきたい、庁舎以外の施設も含めて検討したいという御答弁でありました。来年は2つの選挙が控えている大事な年となります。

そこで、御提案であります。今月20日にオープンする柳川市民文化会館を期日前投票所にするというのはいかがでしょうか。市民の皆さんにぜひ一度は足を運んでいただきたい、すばらしい文化会館であります。コロナ感染予防対策も万全にされてありますので、安心です。スペースの問題もないかと思えます。外のすてきな景色を見ながら1階で投票ができれば、多くの方が投票を楽しみに柳川市民文化会館に見えるのではないのでしょうか。投票に行きたくなる環境としては適していると思えますが、御意見をお聞かせください。

選挙管理委員会事務局長（武田真治君）

議員おっしゃいましたとおり、以前、柳川庁舎1階部分に期日前投票所を設置できないかという御質問がありまして、正面玄関付近を検討いたしました。投票スペースだけでなく、混雑時にお待ちいただくスペースなども考慮しますと、柳川庁舎1階での投票所設置は難しいということでお答えをしておりました。そこで、ほかに考えられる方法として、市民会館などの庁舎以外の施設も含めて検討したいという内容で答弁をしておりました。

今回、今月20日にオープンする市民文化会館に期日前投票所をとの御提案ですけれども、この市民文化会館は文化芸術の拠点となる公共施設でありまして、鑑賞の場だけではなく、市民が文化芸術活動を行う場となるものです。投票所としては、イベントホールや大研修室が想定されますけれども、現時点で、例えば、来年4月の市長選挙の時期はもう多くの予約申込みが入っているそうです。準備作業を含めた期日前投票期間全体にわたっての予約というのは困難な状況であります。

市民の皆さんに使っていただく目的で造られた施設ですので、選挙管理委員会の都合で投票事務として長期間占用すれば、市民活動の妨げにもなりますし、投票箱、投票用紙の管理や事務従事者等の人員体制など、選挙事務の大幅な見直しが必要となってきます。有権者が投票しやすい環境をつくることは十分理解をしておりますけれども、現状では慎重にならざるを得ないと考えているところです。

以上です。

4番（今村智子君）

分かりました。柳川市民文化会館での投票は現段階では難しいということですね。

それでは、市民の方の御要望であります1階でできる期日前投票の件に関してでございますが、今後も柳川庁舎の期日前投票は3階で投票を行われる御予定でしょうか。大和、三橋庁舎のほうは1階ですが、3庁舎以外で1階でできる場所があれば、もしもお考えであればお聞かせ願いたいんですけれども。

選挙管理委員会事務局長（武田真治君）

私どもも1階で行える場所があればそこがいいという思いはありますので、いろいろ頭をひねって考えてみましたが、今のところは市民活動を阻害しないで長期間の投票事務を行うには、現状では公用施設である市役所柳川庁舎を使用することが最善の方法であると考えております。

市民の皆様には3階までの移動で大変御不便をおかけしておりますが、御理解と御協力をお願いいたします。

4番（今村智子君）

分かりました。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。

次の質問ですけれども、ソーシャルネットワーキングサービス、略してSNS相談について議論をさせていただきたいと思います。

厚生労働省が2020年10月27日に令和2年版自殺対策白書を発表いたしました。2019年の自殺者数は2万169人、特に若者の自殺者が増加傾向にあり、15歳から39歳の各年代では死因の1位が自殺であります。

国は、自殺対策基本法に基づき、毎年9月10日から16日を自殺予防週間、毎年3月を自殺対策強化月間と定めて、国、地方公共団体、関係団体等が連携して、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出した啓発活動を推進しております。

そこで、お尋ねをいたします。

本市において、過去5年間の自殺者数を教えてください。

福祉課長（内田 猛君）

議員の質問にお答えいたします。

過去5年間の自殺者の数でございますが、厚生労働省の統計資料、地域における自殺の基礎資料（市町村、発見日、住居地別）によりますと、平成27年が14人、平成28年が14人、平成29年が9人、平成30年が19人、令和元年が16人となっており、平成27年から令和元年までの5年間で合計72人に上っております。

その合計数を年代別に見ていきますと、50歳代が最も多く18人で、全体の25%を占めております。次いで40歳代の14人で19.4%、60歳代が12人で16.7%、80歳以上が9人で12.5%、30歳代が8人で11.1%、20歳代が6人で8.3%、70歳代が5人で7.0%。

なお、20歳未満につきましては該当がありませんでした。

以上でございます。

4番（今村智子君）

調べていただいてありがとうございました。毎年、約10人以上の方が自殺でお亡くなりになられて、本当に胸が締めつけられる思いで、残念でなりません。お亡くなりになられた方へ心から御冥福をお祈りいたします。

この5年間で本市で合計72名の方が自殺をされたという、この事態を本市は重く受け止めなければならないと思います。これまで「いのち支える自殺対策」としてどのような啓発活動をされてあったのでしょうか、教えてください。

福祉課長（内田 猛君）

啓発活動につきましては、自殺予防週間と自殺対策強化月間に広報掲載による各相談窓口の周知と各庁舎に啓発ポスターを掲示しております。また、今年度につきましては、コロナウイルスの影響により全国的に自殺者が増加しているとのことで、福岡県南筑後保健福祉環境事務所が作成しました相談チラシ、これは県が実施いたしますところの健康相談や福岡いのちの電話などの電話相談、さらに、NPO法人が行うSNS相談などを紹介するものでご

ざいますが、庁内各課に配付いたしまして、全庁的に相談体制等の情報提供に努めております。

また、現在、市のホームページでは大学等研究機関と共同開発されましたメンタルチェックシステム「こころの体温計」を導入しております。これはスマートフォンやパソコンで簡単にメンタルチェックができるサービスでございます。年間9,000件を超えるアクセスがあってございまして、その中でも各種相談先の紹介をしているところでございます。

以上でございます。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。

啓発活動として相談窓口の周知と各庁舎に啓発ポスターを掲示されてあるとのことですが、ポスターは庁舎内だけですと限られた方しか目にすることがないと思いますので、例えば、駅など貼っていいという許可が得られるのであれば広範囲で貼って、皆様の目に触れるような場所に貼っていただけたらと思います。

あと、メンタルチェックシステム「こころの体温計」は私も試したことがあります。猫と金魚の絵が出てくるので、堅苦しくなく気軽にチェックができて、今の自分の状態を客観的に見れて、本当にいいことを導入されてあるかと思っておりますので、もっと多くの方に見ていただけたらと思っております。

それでは、これまでに自殺に関する相談を受けられたことはありますでしょうか。その相談窓口はどのような形で受けられたか。例えば、電話とかメールなどという形になるかと思えますけれども、それに対する相談の対応をどのようにされたかを教えてください。

福祉課長（内田 猛君）

自殺に関する相談につきましては、平均して年に1件から2件程度ございまして、それもメールによる相談がございまして、市のホームページのお問合せフォームにメールが届く形の御相談でございまして、送信者のアドレスにメール返信をしておるところでございます。

返信の内容は、電話でも来所でもどちらでもよいので、抱える悩みについてお話を聞かせてほしいとの呼びかけと各種相談機関の紹介をしております。

このほか、医療機関から自殺未遂者についての情報提供がある場合もございまして、その場合は、県と連携し、福岡県南筑後保健福祉環境事務所の精神保健福祉士の資格を持つ保健師と共に定期的に訪問いたしまして、心の悩みの負担軽減に努めているところでございます。

以上でございます。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。本当に市民お一人お一人の悩みの負担軽減のほうをさらにお願いをしたいと思っております。

それでは次に、学校関係におきましては、いじめ、自殺相談に対する相談体制はどのよう

になっていますでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

市内の小・中学校におきましては、毎月1度、いじめに関するアンケートを全児童・生徒に実施いたしております。教職員がいじめや心の悩みをアンケートで把握するように努めているところでございます。また、担任教諭や保健室で養護教諭が悩みの相談を受けるとともに、全職員で児童・生徒の態度、言動の変化に注意をし、声かけをするようにいたしているところでございます。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

今、相談できる窓口で注目をされているのが、LINEなどSNSを活用した行政や民間の相談窓口が各地に広がっております。公明党が強く推進してきたもので、若者を中心に、いじめの対応や自殺防止につなげる手段として注目を集めています。

総務省の調査によると、10代から30代の連絡手段はSNSが圧倒的に多く、10代の86%、20代の96%がLINEを利用しております。SNSは若者のコミュニケーション手段として定着しております。これまでの各自治体による相談窓口は対面型か電話によるものだったかと思えます。しかし、対面型では窓口に通う必要があり、電話も他人に聞かれないよう周囲に注意を払わなければなりません。また、相談できる時間を確保することも大変なようで、私が御相談を受けた方の中には、夜8時以降しかゆっくりとお話ができなくてとおっしゃってありました。

2017年、長野県が中・高生を対象にLINEを使ったいじめ・自殺相談を試験的に実施しましたところ、前年、2016年度の1年間の電話総数の2倍以上となる相談がたった2週間の短期間で寄せられたそうです。

この長野県の事例を受けて、京都市教育委員会は「京（みやこ）SNS相談」としてLINEを活用した相談窓口を開設されてあります。文科省の補助もあるということで、平成30年から開始された当初は高校生が対象で始められたそうです。それまでは自殺者が多いとされている夏休み明けに行っていたそうですが、今年はコロナの関係で休校に伴って不安が広がっているため、教育委員会のほうが何かできることはないかとの思いで、前倒しして令和2年5月7日から9月30日まで開設をされておりました。相談件数は中・高生合わせて226件あり、相談内容は、学業、進路、友人関係、いじめ、家庭、恋愛の悩みなどがあったそうです。相談者は基本的に匿名とのことですが、緊急性の高いものは相談員が関係者につなぐこともあるとのこと。生徒への周知方法といいますと、LINE友だち用のQRコードを記載した周知チラシや名刺サイズのカードなどを配布、また、校内にはポスターを掲示して周知を行ってあるとのことでした。



子供たちの反応はどうだったかといいますと、昨年の当初はSNS相談がどんなものだろうという興味半分での登録もあったそうですが、今年は相談内容もちゃんとした悩みの相談が多くなり、生徒の中に浸透してきているとのことでございました。

このように、SNSは相談内容を周囲に聞かれず、場所を選ぶ必要もありませんので、便利で気軽に相談できます。このSNSを使った相談は、ほかの自治体でいじめや自殺防止以外の子育て相談、女性限定のガールズ相談などにも使われております。この身近な存在を活用して、今まで聞くことができなかつた苦悩の声を聞くことができ、一人の大切な命を救えることにつながるのではないかと思います。

2020年は新型コロナウイルス感染拡大により不安な日々を送っている方がたくさんいらっしゃいます。待たなしの状態です。一日も早い相談体制を拡充していただけることをお願いしたいと思いますが、御意見のほどお聞かせください。

学校教育課長（古賀 洋君）

まず、学校のほうからお答えをさせていただきます。

今村議員の御提案のとおり、これから相談を受けるツール、道具といたしまして、LINE、ツイッター、こういったSNS、ソーシャルネットワーキングサービスの利用が重要になってくるといふふうにやはり私どもも考えております。

現在、福岡県教育委員会でも、相談者と1対1でやり取りできる、いわゆるチャット機能を使用した生徒から悩みを受けるアプリ、これを試験的に導入いたして、県内でモデル的に運用をしているところでございます。本市でも大和中学校で試行をしているところでございますが、現実にはほとんど相談がないというふうな実態がございまして、その理由といたしましては、県教委が運用しているということもございまして、生徒にとっては、その相談内容が学校に伝わるのではないかという不安感があるのではないかというふうに考えているところでございます。しかしながら、SNSによりまず相談体制を市独自で準備するということは大変難しいものがございまして。

そこで、これからの対応といたしましては、今年4月からですが、厚生労働省のウェブサイトのほうでSNSによる相談を受ける窓口が紹介をされているところでございます。こうした窓口、当然、柳川市内の小・中学生も使えますので、こうした窓口を周知していきたいというふうに考えております。これらは年齢、性別を問わずにLINEやチャットで相談を受けるもの、10代、20代の女性のためのLINEの相談窓口、こういったものが開設をされております。運営はNPO、特定非営利活動法人によるものでございますが、必要に応じて公的機関、専門家につなぐこともできるというふうな仕組みになっております。また、相談時間も、24時間対応ではございませんが、一番遅いもので22時まで受け付ける曜日があるものなど、相談者の都合にある程度寄り添った対応ができるものが紹介をされているところでございます。

こうした窓口がある、話を聞いてくれるところがある、そういう情報提供を児童・生徒に

行うとともに、またあわせて、学校では児童・生徒に寄り添って悩みを受け止める対応を柳川市の教育委員会では行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

福祉課長（内田 猛君）

現在、自殺に関する相談におきましては、国、県、NPO法人等において電話やSNS等での相談受付を行っております。もちろん本市においても相談は可能です。

議員が言われるように、SNS等を駆使しての相談は、電話や対面とは違い、制限が少なく気軽に相談できることが最大の魅力です。相談しやすい環境づくりにSNSの活用は有効と考えますが、幅広い相談を受ける側のスキルと専門性の確保など、対応できる相談体制の整備の課題があり、市独自では困難ではないかと思っております。

また、先ほど申しましたメンタルチェックシステム「こころの体温計」、このシステムをうまく活用しながらも気軽な相談へとつなげていきたいとも思います。また、国、県など各種相談窓口につきましては、自殺予防週間や自殺対策強化月間はもちろん、様々な媒体、手段を検討しながら周知徹底を図るとともに、自殺に関する統計の分析や協議会での検討などを基に必要とされる各種相談につなげていき、相談があった場合には、関係部署、関係機関と連携して相談者への支援に努めていきたいと考えています。

自殺の多くは追い込まれた末の死であると言われております。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られております。本市においても、誰も自殺に追い込まれることのない柳川市の実現を目指して、全庁的に、また、関連機関との連携を図りながら自殺対策を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

最後になりますが、相談窓口の情報提供のほどを本当に早急をお願いしたいと思っております。また、絶対に柳川市から自殺者を出さないとの強き思いで、これからも小さな声に耳を傾けていただき、市民の心のよりどころとして対応をお願いして、私の一般質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして今村智子議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。

午後3時1分 延会



# 柳川市議会第11回定例会会議録

令和2年12月10日柳川市議会議場に第11回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
14番	諸藤哲男	16番	緒方寿光
17番	白谷義隆	18番	田中雅美
19番	樽見哲也	20番	三小田一美
21番	藤丸正勝		

## 2.欠席議員

13番	高田千壽輝	15番	矢ヶ部広巳
-----	-------	-----	-------

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	長	沖		毅
総	務	部	長	平	田
会	計	管	理	者	白
市	民	部	長	椛	島
保	健	福	祉	部	長
建	設	部	長	松	永
産	業	経	済	部	長
兼	大	和	庁	舎	長
教	育	部	長	兼	三
橋	庁	舎	長	袖	崎
総	務	課	長	武	田
健	康	づ	く	り	課
福	祉	課	長	内	田
子	育	て	支	援	課
都	市	計	画	課	長
消	防	署	長	武	田
消	防	本	部	総	務
					課
					長
				堤	
					義
					弘

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
					係	長	徳	永	喜
								美	香
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼
					庶	務	係	長	森
								康	貴

### 5. 議事日程

#### 日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	17番 白谷義隆	1. 消防防災体制の充実強化について (1) 消防防災施設の整備 (2) 消防・救急・救助体制の整備 2. 西鉄柳川駅自由通路上り口の表示について
2	5番 新谷信次郎	1. 学校給食調理場の空調設備について (1) 三橋学校給食共同調理場に空調設備設置を (2) 市内小学校給食調理場に空調設備設置を

順位	質問者	質問事項
2	5 番 新谷 信次郎	2. 新型コロナウイルス感染症に対する今後の市の対策について (1) 生活福祉資金特例貸付について (2) 「要保護児童対策地域協議会」について (3) 受験生にPCR検査を

午前10時 開議

議長（藤丸正勝君）

おはようございます。本日の出席議員19名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（藤丸正勝君）

日程1. 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、17番白谷義隆議員の発言を許します。

17番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんおはようございます。17番白谷でございます。議長のお許しがありましたので、早速質問をさせていただきます。

まず、本市における消防防災体制の充実強化についてお尋ねをいたします。

近年、各地で大雨や台風などの大規模な災害が発生をしております。本年7月、人吉市を襲った熊本県南部豪雨、平成29年7月の九州北部豪雨、平成28年4月の熊本地震、そして、平成24年には矢部川の決壊など本市に甚大な被害を及ぼした北部九州豪雨など、50年に一度、100年に一度と言われる災害が毎年のように各地で起きております。そして、多くの人命が失われています。

また、昨年12月、福岡県が公表した有明海沿岸高潮浸水想定によれば、伊勢湾台風と同規模の台風が襲来し、堤防が決壊すれば、本市のほとんどの区域が5メートル以上の深さに浸水するとしております。

このように多様化、大規模化する災害、そして、高齢化の進展など、消防を取り巻く環境が大きく変わっております。こうした中で、住民の生命、身体及び財産を災害等から守るため、消防防災施設の整備、そして、消防・救急・救助業務に係る体制の整備、それらに関わる消防職員の能力の向上等、消防防災体制の充実強化が求められております。

そこで、お尋ねしますが、本市の消防防災施設の整備の現状と今後の計画についてお聞かせください。

あとの質問については自席より行いますので、よろしく願いをいたします。

消防本部総務課長（堤 義弘君）

白谷議員の御質問にお答えします。

現在、柳川消防署本署には、救急車3台、救助工作車1台、ポンプ車3台、指揮車1台、機材搬送車1台、災害連絡車1台、それと、予防課3台と総務課2台の計15台、それと、東部出張所には救急車1台、ポンプ車2台、広報車1台の計4台で、全体合計で19台の車両がございます。

また、消防団につきましては、1本部20分団により構成され、格納庫が35か所、ポンプ車が22台、可搬積載車が20台、それと、指揮車が1台で、合計43台の車両がございます。

消防車両の更新につきましては、今年度、消防本部におきまして、高層階の建物が増えたこともあり、放水塔付13メートルブーム付のポンプ車を来年1月下旬に納車する予定でございます。年度末からこれを使用する予定でございます。

消防団におきましては、今年10月25日に矢留小学校区の第3分団と大和小学校区の第11分団のポンプ車を更新しております。令和3年度につきましては、両開小学校区の第6分団ポンプ車と中島小学校区の第13分団の可搬積載車を更新予定でございます。令和4年度以降につきましても、耐用年数が来た車両から順次更新予定でございます。

また、消防団格納庫につきましては、老朽化及び駐車スペースが少ない格納庫を優先しまして、統廃合を含めた改修を行っているところでございます。今年度は豊原小学校区の第10分団格納庫を現在整備中でございます。

また、令和3年度から2か年かけまして、現在、水路上に建っております大和小学校区の第11分団の明古部格納庫、それと、明野南作部格納庫を統合しまして、新しく整備を行う予定でございます。

以上です。

総務課長（武田真治君）

白谷議員の御質問にお答えします。

災害時等の防災用倉庫につきましては総務課で所管しておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

市内には6か所の水防倉庫があります。このうち取壊しや老朽化している施設もありますので、12月補正予算でもお願いしておりますが、一部を統廃合して、矢部川沿いにあります六合防災ステーションに水防倉庫を整備する計画です。

以上です。

17番（白谷義隆君）

ありがとうございます。

消防車両については、順次、耐用年数が来たものから更新をしていくということで分かり



ました。

格納庫については、明古部と明野南作部の分について整備をしていくということでしたが、あとのところについては、当分、格納庫については整備をする必要はないと考えてあるんですかね。

消防本部総務課長（堤 義弘君）

あとの格納庫につきましては今のところ計画はございませんけれども、駐車スペースが少ないところと老朽化しているところを優先しまして、順次更新したいと思っております。

以上です。

17番（白谷義隆君）

分かりました。

それと、水防倉庫について、六合防災ステーションに統合をしたいということですが、具体的にはどこどこをされて、どこが残るんですかね。

総務課長（武田真治君）

現在、市内の6か所というのを御説明しますと、まず、柳川地区の本町の城内防災センターのところに1か所、それと、三橋地区では垂見の15分団格納庫のところに1か所、それとあと、大和地区が4か所ありまして、大和の大坪、大和干拓の土地改良区のところに1か所、栄の大和庁舎のところに1か所、明野の番所に1か所、あと、中島に1か所の計4か所あるんですけれども、中島の水防倉庫は中島地区の堤防の陸開門工事の際に取壊しをしています。

統廃合につきましては、当初は大和地区4か所を六合防災ステーションの水防倉庫に統合する計画で検討をしておりました。ただ、大和庁舎の倉庫は現在も土のうを入れたりして使用しております。まだ今後も使用できると考えておりますので、今のよう毎年のように大きな災害が来ている状況を考えますと、使用可能な倉庫は使用していきたいと考えております。そのため、4か所全てを取り壊すのではなく、老朽化とかの状況を見て、防災用の備蓄品の倉庫として今後も使用可能なものは使用するよう検討していきたいと思っております。

以上です。

17番（白谷義隆君）

そうすると、大和の4か所分は1か所残して、あとを統合するということですかね。

総務課長（武田真治君）

老朽化の具合を見て、1か所とはまだ決めていなくて、そこを見ながら、今から検討したいと思います。

以上です。

17番（白谷義隆君）

分かりました。

それでは次に、消防・救急・救助体制についてお尋ねをしたいと思います。

災害等から住民を守るためには、ハード的な消防防災施設の整備とともに、消防、救急、救助などの業務に関わる人的な体制の充実が求められております。そのためには、防災に関する高度な専門知識と技術を有し、地域の防災の要として活動されている常備消防の役割は大変重要になっております。

そこで、お尋ねしますが、本市消防本部の消防・救急・救助体制はどのようになっているのでしょうか。

消防署長（武田和時君）

白谷議員の御質問にお答えします。

まず、消防本部には82人の職員がおります。災害対応は、先ほど総務課長が答弁した車両の中で、柳川消防署本署と東部出張所の1署1出張所体制、その中で災害対応車両は本署において指揮車1台、消防ポンプ自動車3台、救助工作車1台、救急自動車3台であります。東部出張所においては、消防ポンプ自動車2台、救急自動車1台であります。

職員82人のうち64人が常時24時間2交代制で勤務しております。週休日となる者を除くと、本署で14人から16人、東部出張所で6人から7人の職員が24時間勤務をすることとなっております。全体で1日に20人は必ず従事することとしています。

以上です。

17番（白谷義隆君）

ありがとうございました。

それでは、消防庁が示している消防力の整備指針、いわゆる市町村が消防力の整備を進める上で目標とすべき指針ですが、その指針に基づく本市の体制はどのようになるのでしょうか。

消防署長（武田和時君）

お答えします。

まず、消防力の整備指針とは、国の総務省消防庁が示した告示となっております。この指針は、各消防本部の管轄人口、面積、中高層建築物、危険物施設などの数から、それに必要な消防車両や職員数など、消防が目標とすべき整備水準を示したものであり、地域の実情に即した適切な消防体制を整備する一つの目安となります。

消防力の整備指針では、柳川消防署が所有する各車両には、指揮車に3人、消防ポンプ自動車に4人ないし5人、救助工作車には5人、救急自動車には3人の人員が必要であると示されています。

柳川消防署では1日に20人の職員が災害対応をいたしますので、本署14人、東部出張所6人を各車両に割り振っています。その人員を具体的な乗車人員で申し上げますと、指揮車に2人、消防ポンプ自動車に3人、救助工作車に2人、救急自動車に3人、この人員を割り

振っております。

消防力の整備指針の算定に基づきますと、市消防本部の職員数は111人必要となります。現在の職員数が82人ですので、充足率は73.9%となります。

以上です。

17番（白谷義隆君）

今の説明で、例えば、指揮隊は指針では3人との説明がありました。そして、実際の配備は2人ということでしたけど、私は現場のことにはあまり詳しくありませんけど、ただ、考えてみれば、指揮車が2人ということですけど、その場合、1人はどこかにおいて、ほかの方が現場を見ながらその方に連絡して、指揮車の1人が各部隊に、消防団も含めながら指導をされるんだろうと思うんですね。そうしたときに、例えば、夜間の災害、あるいは災害の現場が広範囲、普通、火災のときでも2件、3件と延焼していくような広がる場合、果たして2人で対応できるんですかね。

私が素人ながらに考えても、結果的に現場を確認していくのは1人ですから、その場合に、その1人の人での確かな判断をして、そういった連絡、あるいは各部隊へ指導というか、指揮をされるんでしょうけど、果たして2人で足りるのかなという疑問がありますが、そこら辺はどうですかね。

消防署長（武田和時君）

お答えします。

先ほど答弁しましたとおり、指揮車には2人の職員を配置しております。指揮隊は各部隊に活動の指示をするだけでなく、災害現場全体を把握し、危険情報を各車両に伝達、安全管理を図っております。消防ポンプ自動車には3人の職員を配置しております。3人いれば消火活動が可能な人員となります。火災の場合は、指揮車に加えて、消防ポンプ自動車を2台以上同時に出動させることとしますので、各車両が連携を取り、消火活動、また、指揮活動を行っているという状況でございます。

以上です。

17番（白谷義隆君）

消防ポンプ自動車の人員の話をしているわけじゃないんですね。先ほど指揮隊の重要性についてもお話をされましたけど、そういうふうに指揮隊が各部隊を指揮しながら災害に当たられるわけですから、そのことが果たして夜間とか、そういうときに本当に対応できるのかどうかという疑問がありましたので聞いたわけですが、これ以上聞いても、私自身も現場に精通しているわけじゃありませんけど、ただ、私も若いとき消防団に入っておりましたので、大体の想像はつくんですね。例えば、火災のとき、どういう状況になるかというのは想像がつくから、果たして2人でできるのかなという疑問がありますけど、それについては、ここで言っても仕方ありませんけど、そういうところもやっぱり今後は考えていくべきじゃ

ないかなと思います。

先ほども言いましたけど、災害も大規模化しておりますので、現場で消火活動等、救助等に当たられる方ももちろんでしょうけど、その方たちを指揮する指揮隊の役割も重要なものですから、そこら辺も今後は検討していただきたいと思います。

それと、さっき消火隊は指針では5人ということでしたけど、実際は3人ということですよ。確かに今言われたように、3人で対応ができる。私も経験上、最低3人おればできるということで、それは分かります。ただ、指針で5名となっておりますので、いろんな災害のときに果たして3人で本当に対応できるのか、ちょっとそこら辺も疑問に思うんですが、最低人員は確保するというものですから、それはそれでいいとしても、先ほど来年1月からブーム付多目的ポンプ自動車の配備を予定されていると。これは予算でも出ましたので、私どもも知っておりますが、その場合、操作人員は、ポンプ自動車はさっき3人とおっしゃったけど、このブーム付多目的ポンプ自動車についても3人で操作は可能なんですかね。

消防署長（武田和時君）

お答えいたします。

13メートルブーム付多目的ポンプ自動車導入に向けては、出動計画の見直し及び効率的な人員配置について現在検討を行っております。具体的には、多目的ポンプ自動車と救助工作車の乗換運用というのを行い、4名の職員を配置する予定となっております。その変更に伴い、指揮車、先ほど2名と申し上げましたが、指揮車には今度3名の職員を配置するという計画であります。

以上です。

17番（白谷義隆君）

13メートルのブーム付多目的ポンプ自動車には4名配置されるんですよ。そして、指揮車はやっぱり3人とおっしゃったね。そうすると、1人、結果的に2人、ほかの隊から持ってこないかんわけですよ。そうしたとき、整備指針でもありましたけど、ほかの消火隊にしる、次に出てくる救助隊にしる、整備指針からすれば、かなり下回っているんですね。そうした中で、さらにブーム付多目的ポンプ自動車でも1人増えるわけですから、そうしたときに体制として大丈夫かなという気がするんです。体制の見直しをされるということですけど、それはどこかが人員が減るわけですから、そうしたときにちょっと疑問に思うんです。これから検討をされるんでしょうけど、人員が減るわけです。

それと併せてですが、さっきちょっと話しましたが、救助体制についても指針では5名と説明がありましたね。ところが、実際は2人なんですよ。救助活動は、いろんな場合があると思うんですね。火災はもちろんでしょうけど、交通事故、水難事故、自然災害、あらゆる災害から救助をされるんでしょうけど、そうしたときに2人でできるのかなと。例えば、交通事故でも1台だけならいいんでしょうけど、2台、3台と多重衝突とかあったときとか、

果たして2人で　そして、救助ですから、それなりの救助に関しての専門的な知識も要ると思うんですけど、それについてはどう考えられますか。

消防署長（武田和時君）

お答えいたします。

現在、具体的に、例えば、車が交通事故を起こして人が閉じ込められたというような救助でありますと、現在の計画では救助工作車と消防ポンプ自動車2台を同時出動させます。ということは、現場で活動する隊員は5人ということになります。先ほど議員から質問があった、例えば、多重衝突であるとかした場合には、本署及び東部出張所の部隊を増強しまして災害に対応しているという状況です。

以上です。

17番（白谷義隆君）

その場合、ポンプ車とも言われましたけど、普通考えれば、救助隊が出ていく場合は当然救急車も出ていくだろうと思うんですね。そうすると、救助隊が2人、それで、ポンプ自動車の分で3人出ていくと。そして、救急車を出す場合は、また救急車に3人乗っていくという話やったですよ。そうすると、残った人員が、先ほど東部出張所からも出ると言われましたけど、例えば、柳川消防署本署だけを考えれば、本署から出ていくとすれば、先ほど14名配備するということでしたから、あと本署には3人しか残らないんですね。そうすると、もう一件、救急車なり消防自動車が出ていけば、もう本署には誰も残らないんですね。そういったことになると思うんですけど、そうしたときに、やはり救助隊は指針で定められているような5人が必要なんだろうというふうに思うんですね。

現実に職員がいないから、いる中での対応で、そういうことになっているんでしょうけど、今話を聞いているだけでも、かなり無理があるんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺は実態としてどう感じておられますか。

消防署長（武田和時君）

まず、災害がありまして複数の車両が出動した場合、当然、署には3人の人員しかいないというような状況もあります。その場合は、消防本部の日勤者には救急救命士を含めた現場活動ができる職員、これが9名おります。その日勤者、本部職員を部隊に編入して対応する。それでも増強が必要な場合には、当然、週休者とか非番者の非常招集を行って対応するという状況です。現状では、初動は先ほど申しました人員でまずに対応するという体制であります。

以上です。

17番（白谷義隆君）

そうですね、人員がいないわけですから、さっき言われるように、日勤の人をお願いをする、あるいは非番の人にもお願いをしなければならないときもあるんでしょうけど、ただ、

そういった特別の場合は別としても、やはり初期活動をするための体制というのは私は常時確保しておく必要があるんだろうとは思いますが、そのことについては、また最後にもお尋ねしたいと思います。

それと次に、救急体制についてお尋ねしたいんですが、人口の高齢化で救急車の利用が増えているんじゃないかなと思います。そういう報道もあっておりますけど、昨年の救急車の出動件数と10年前との比較はどのようになっているのか、教えてください。

消防署長（武田和時君）

お答えいたします。

救急出動件数は、まず、10年前から申し上げます。平成22年に2,619件でありました。その後も増加傾向で、平成30年に3,112件の出動がっております。この年をピークに、令和元年には2,906件と初めて減少となりました。10年前とピーク時とを比較すると、500件ほど増加しているということになります。

以上です。

17番（白谷義隆君）

最近では減少傾向、これは見通しとして、私は単純に増えていくのかなと。このまま増えていったときに、先ほどから何回も言いますが、人員が不足しているような中で、救急車の利用も増えていこうということでお尋ねをしているんですが、消防署として大体これくらいで頭打ちと考えてあるのか。現在、減少していると言われましたからね。ピークが平成30年でしたかね。そしたら、今後は今よりか減少はどうか分かりませんが、横ばいでいくというような感覚は持たれておりますか。それとも、やっぱり高齢者が増えていく、それと、私たちもですけど、救急車の利用にあまり抵抗がないんですね。何か前は救急車まで言わんたっちゃという気持ちが実はあったんですけど、最近、皆さんと話せば、もう救急車が一番よかばんち、普通んごと行くなら病院で待たされるけん、救急車ならすぐ診てもらえばんとかという話もありますけど、そういったふうに需要も高まっていくんじゃないかなと私は思っていたんですけど、そこら辺はどうですか。

消防長（松藤敏彦君）

救急車の出動件数につきましては、全国的に増加傾向でございます、団塊の世代の方々が後期高齢者となられる2020年にピークを迎える予想でございます。しかしながら、高齢化率の高い市町村におきましては、それよりも少し早い時期にピークを迎えているようでございます。

柳川市につきましては、先ほどありましたように、それまで増加傾向でありましたけれども、昨年、前年を下回りました。本年につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、昨年より200件少ない2,700件前後の件数となる見込みでございます。

近隣の状況をちょっと申し上げますと、大牟田市では平成28年がピークで、現在、減少傾

向とのことでございます。みやま市につきましても平成28年がピークで、多少の増減はありますが、ほぼ横ばいのようにございます。

このようなことから、本市につきましては、平成30年、平成29年程度の高止まりの可能性は残るものの、増加傾向までにはならないのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

17番（白谷義隆君）

よく分かりました。それでもかなりの数で、これ以上、救急車の需要が増えれば、ほかの業務にも差し支えてくるだろうし、それと、いざという場合に間に合わないということも起こり得ると思いますけど、そこら辺についても十分今後も精査をしながらしていただきたいと思います。

ある報告によれば、救急車の利用者の約半数は軽症だというような報告もあっておりますけど、ただ、軽症かどうかは行ってみなければ分からない。自分で安易に判断してもらっても、やっぱり危ないというところもありますので、なかなか救急車を使うのを控えてくださいとも言われなんでしょうけど、そういった啓発等もどこかではしながら、重篤患者の皆さんに影響が及ばないように、そういうところもお願いをいたします。

それでは、時間がありませんから、次に、職員の採用についてお尋ねをしたいと思います。

現在、新規採用職員は採用後、研修のために8か月間、消防学校に入校をされているようです。そのため、先ほどから再三言いますように、今でも職員不足の中で業務遂行に当たっておりますが、その間、さらに職員が不足することになります。そうしたとき、今後、その間だけでしょけれど、さらに不足した場合は、職員の皆さんに大きな負担と不安、それと、何よりも消防活動での危険性等も増加してくるだろうと思うんですが、そのためには、やはりそういったことを回避するためには退職者補充の新規採用を1年前倒しすべきだと私は思うんですが、そこら辺についての考えをお聞かせください。

消防長（松藤敏彦君）

先ほど議員が申されましたように、職員を新規採用しても、採用1年目につきましては、県の消防学校の初任科、救急科へ入校いたしますので、8か月程度は欠員ということになります。欠員の部分につきましては他の職員でカバーすることになりますので、少人数ならばカバーはできますけれども、それが多人数になりますと、カバーできずに消防力の弱体化を招くことになってしまいます。住民の方々の生命、身体、財産を守るために、消防力の弱体化を招くことはできませんので、前倒し採用を含めた計画的な採用等によって職員の人員確保を図っていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

市長（金子健次君）

消防長がお答えいたしましたけど、それに加えて私のほうからもお答えをさせていただき

たいと思います。

新規採用の1年前倒し採用につきましては、消防吏員の退職によって消防力の弱体化を招く事態は避けなければなりません。来年度の定年退職者は1名で、その後は数年間、定年退職者はございませんが、それ以降に多人数の定年退職者が発生する年もあります。多人数の退職者がある場合には、消防力の弱体化を招くことのないように、今、消防長が言いましたけれども、前倒し採用を行って、計画的に人員確保を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

17番（白谷義隆君）

ぜひ多人数じゃなくても、先ほどブーム付多目的ポンプ自動車等の導入もありますし、人員も不足しておりますので、1名でもやっぱり補充をしていただくということをお願いをしたいと思います。他の消防本部でも前倒しの採用というのはあっているようですので、ぜひそこら辺はお願いをいたしておきます。

最後になりますが、次に、消防防災体制についてお聞きをいたします。

火災、救急、救助に関わる職員には、業務遂行上の高度な知識と技術が求められております。そして、そのための研修や訓練は欠かすことができません。しかし、本市では、先ほどから再三言いよりますように、整備指針を大きく下回る職員不足の中で、十分な研修や訓練が行われているのか、ちょっと心配にはなります。

実際、訓練とか研修とかは行われていると思いますが、実態はどうでしょうかね。

消防長（松藤敏彦君）

消防職員の研修、訓練につきましてお答えをいたします。

現場の人員確保を優先しつつ、計画的に救急救命士を含む消防職員の消防学校や資格取得に研修派遣を行っております。また、訓練につきましては、日常的な訓練に加えまして、消防、救助、そして、潜水、救急、それぞれ年間計画を立てておりまして、その計画に基づいて実施をしているところでございます。

以上です。

17番（白谷義隆君）

今後も十分な研修と訓練ですね、何といたっても消防業務は人員の資質が一番重要だと思われるので、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほどから人員体制についてお尋ねをしてきましたが、確かに現有人員の中でいろいろ工夫しながら業務遂行に当たっておられることはよく分かります。しかしながら、それは裏を返せば、現状の人員体制の中で対応せざるを得ないというのが実態だと思うんですね。やはり先ほどから聞けば、確かに無理な人員体制というような感触を私は持っております。

先ほど消防力の整備指針に基づく本市の職員数は111名、しかし、現在は82名という説明



がありましたね。充足率では73.9%。ちなみに、福岡市の充足率は94%、北九州市は94.7%など、都市部に近い消防本部ではやはり90%を超えております。そのことは、イコール人員体制ですから、本市は都市部に比べればかなりの人員不足になっております。そのことによって、助けられる命、助けられない命ですね、そういうことがあっていいはずはないんですね。ですから、住む自治体の事情によって、助かる人、助からない人、そんなことがあってはならないと思うんですね。

そうしたことについて、本市の消防体制についての市長の見解をお聞かせください。

消防長（松藤敏彦君）

消防力の整備指針の職員数につきましては、先ほど議員御案内のとおり、政令都市等につきましては90%を超えております。本市は73.9%でございますけれども、県南7消防本部中、大牟田市に次ぎまして2番目の充足率ということでございます。

消防力の整備につきましては、整備指針に定める施設及び人員を目標としまして、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められているものでございます。

近年、甚大な被害を及ぼす大規模災害が頻発しております。また、住民の皆様の救急業務をはじめとしました常備消防に求められておりますことも増大してきております。一方、非常備消防の消防団におかれましては、723名の定員に対しまして12月1日現在で715名と、充足率98.8%の高い水準を保っております。住民の皆様の御理解と御協力のたまものというふうに考えておりますし、消防団の皆さんの日頃の訓練や活動が本市の安全・安心に大きく寄与していただいているものと考えております。

消防防災体制の整備につきましては、財政的な課題もありますけれども、住民の皆様の安全・安心を増進できるように、計画的にハード面、ソフト面の整備を図っていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

17番（白谷義隆君）

消防長、さっき柳川市は県南で大牟田に次いで2番目だと。これは打合せのときに言いましたけど、別に充足率の高い低いを話しているわけじゃありませんのでね。これは市民の生命、財産をどうやって守っていくかの話をしているんですよ。ただ単に充足率が県南で2番目だからどうこうと言っているわけじゃないんですよ。そこら辺をもう少し真摯に考えていただきたいと思うんですね。

あと1件お尋ねしたいことがありますので、ですから、求められていますとか必要になっていますじゃなくて、今後、今の状況の中で、今の体制の中で、本当に市民の生命、財産を守ることができるのかどうかというお尋ねをしているんですよ。ですから、今の話を聞けば、やはりどうしても111名必要だと。国が目標と掲げとる人員は本市においては111名なんですね。ところが、実態は82名なんですよ。そうした中で、本当に大丈夫なんですかと言いたい

んですよ。

ですから、そこら辺については、求められているとか必要だと思いますじゃなくて、そういった状況の中でどうやって今後市民の生命、財産を守っていくか、そのためにどういった施策を進めていくのか。確かに財政的な問題もあるでしょう。それでも、そのために市民の命と引換えにはできないわけですから、財政がありませんでしたので申し訳ありませんじゃ済まないわけじゃないですか。そこら辺については、やはり今後十分検討をしていただきたい、そういうふうに思います。

それでは、簡単に、実は柳川駅の自由通路のことについて市民の方からお尋ねがありました。お尋ねというよりか、市民の方からの御意見があったんですが、駅の自由通路の上り口のところに東口、西口の表示がないと、そのために友達と待ち合わせしたときに会うことができなかつたと。下り口には西口、東口の表示がありますが、何とか上り口のほうにもそういった表示を書いてもらうことはできないでしょうかという要望がありましたけど、それについてどうでしょうか。

都市計画課長（目野隆広君）

白谷議員の御質問にお答えいたします。

自由通路の案内表示につきましては、西日本鉄道株式会社と協議を行いまして、駅舎から自由通路、駅前広場まで分かりやすく案内するために統一した表示としております。このため、現在、西口及び東口の案内表示につきましては、つり下げサインに表示しておりますが、電車利用による来訪者の方々を想定した案内表示となっております。

議員御指摘の自由通路上り口付近で待ち合わせされる方や駅前広場を利用される方などを想定しました案内表示につきましては、現在進めております柳川駅周辺整備に併せ、駅周辺の案内図等を設置する予定としておりますので、その中で対応させていただきたいと考えております。

以上です。

議長（藤丸正勝君）

白谷議員、時間でございます。

17番（白谷義隆君）

早急な対応をお願いしたいと思います。

これで終わります。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時4分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、5番新谷信次郎議員の発言を許します。

5番（新谷信次郎君）（登壇）

皆さんこんにちは。5番新谷信次郎です。議長の許可が出ましたので、通告に従って一般質問を行います。

市内の3か所の学校給食共同調理場のうち、三橋学校給食共同調理場に空調設備、エアコンがありません。また、自校方式の小学校給食調理場5校にも空調設備がありません。そのため、7月、8月、9月初旬には給食調理場の調理室の室温は35度を超える日が頻繁にあり、43度にまで上がった調理場がありました。特に、三橋調理場では調理員さんが熱中症のために、1名救急車で搬送されました。そのほかにも熱中症にかかった調理員さんがたくさんいます。

今回の一般質問は、まず、三橋学校給食共同調理場及び市内小学校給食調理場の空調設備について質問します。

2番目に、新型コロナウイルス感染症に対する今後の市の対策として生活福祉資金特例貸付け、要保護児童対策地域協議会、受験生へのPCR検査について質問します。

この後は自席にて質問しますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いします。

5番（新谷信次郎君）続

まず、三橋学校給食共同調理場の空調設備設置について質問します。

配付しています資料は、私が各学校給食調理場に出向き調査したデータです。表は、三橋調理場以外の調理場には空調設備があります。日付は三橋調理場で熱中症のために搬送されたり、熱中症のため早退した人が出たときに合わせています。一番下の段の平均室温を見れば、空調があるかないかで、その差が歴然としています。裏は、市内自校式調理場の記録です。5校全て空調設備はありません。このデータは調理室内の温度計の記録であり、実際に働いている調理員さんは長袖白衣、頭巾、マスク着用で動き回っておられますので、体感的には40度以上、汗が滝のように流れるという方もおられました。

新型コロナウイルス感染症による一斉休校による授業時間確保のために、7月20日から8月6日、8月24日から8月27日、学校給食が実施されました。その後の9月初旬も含めた三橋学校給食共同調理場の室温、湿度の状況及び熱中症の状況について、三橋調理場に出向き、聞き取りと記録の調査を行いました。

7月28日、調理室の午前11時の室温は31度、湿度81%で、2名の方が熱中症で病院にかかれておられます。7月30日、室温32度、湿度73%、1名の方が熱中症の症状で早退されました。そのため、熱中症者が出たことを受けて、市の教育委員会から31日、冷却ベストが各調理場に配付されています。8月5日、室温32度、湿度63%、ここでも1名熱中症のため早

退。8月25日、36度、46%、1名早退。8月28日に室温32度、湿度66%で、1名の方が救急搬送されています。9月1日、35度、60%、1名早退。2日、32度、54%、1名早退。3日、30度、71%、1名早退という非常に熱中症の方がたくさん出られて、厳しい状況でした。

こういう状況における熱中症者については教育委員会、教育長は報告を受けていますでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

新谷議員の質問にお答えをさせていただきます。

教育委員会といたしましては、三橋学校給食共同調理場において発生をいたしました熱中症患者1名、また、早退者の一部に疲労など体調が優れず早退をしたというふうなことの報告は受けております。その旨、教育長のほうへも報告はいたしております。

なお、熱中症患者の1名の方は実は2回病院に、1回は救急車でかかっておりますけれども、2回とも教育委員会職員が現場に出向きまして、直接対応をしているところでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

三橋調理場の調理員さんに話を聞きましたところ、早退された方は熱中症の症状、頭痛、吐き気、筋肉痛などが出たため、病院ではなく有休で自宅に帰っておられるということです。こういったケースで有休を取るということはおかしくないでしょうか。

今回の調理場の例ではありませんが、職場で熱中症となり、病院に行かず、帰宅後、亡くなったというケースがあるそうです。熱中症の症状があれば、早退ではなく病院へ通院し、そして、熱中症という診断が出れば労災の申請をすべきではないかと思えます。そのように調理場の職員に指導すべきではないかと思えますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

調理員本人が的確な判断もできないような熱中症を疑う症状があり、医療機関を受診する必要があると、このように周囲で判断できる場合、救急車を呼ぶなど、あるいは医療機関を受診するよう、症状に応じた的確に判断をするようにいたしております。したがって、実際に病院を受診しました、救急車を呼びましたこの1名につきましては、現場のほうで的確に対応ができていたものというふうに考えております。

また、病院において業務が原因で熱中症という診断が出た場合、これは当然、本人に労災の申請をするように伝えるとともに、必要な手続を行っているところでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

今のお答えでは、重症の熱中症者が出た場合の対策、対応でしかないように思います。

このほかにも、終業後、帰宅して頭痛、吐き気、筋肉痛などの熱中症の症状が出た人が10名以上、去年も熱中症による早退者や症状があった人が10名以上いるというふうに聞きました。夏場になれば多数の方が熱中症となり、毎年こういった状況が繰り返されてきたのではないのでしょうか。そういう点についてはいかがですか。

学校教育課長（古賀 洋君）

今年度につきましては、議員の御質問にもありましたように、8月上旬まで給食をするという非常に過酷な状況での勤務を調理員にお願いしたというふうな実態がございます。終業後、帰宅して熱中症の症状が出た人が10名以上と、去年も症状があった人が10名以上というふうな形で質問の中にごさいましたけれども、どの程度の症状が出ている人の人数であるかというのは、こちらとしては分かりかねるところではございます。

教育委員会としては、そうした内容での報告は受けておりません。1時間程度の早退者につきましては通年、一年を通してございまして、当然、職員でございますので、課長の決裁を経て休みを取っておりますので、早退者について把握をしているところでございますが、毎年このような形で熱中症が10名以上も出て帰っているというふうな認識はいたしておりません。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

そこが、やっぱり一番問題だと思うんですね。どの程度の症状が出ている人の人数であるか分からない、あるいは教育委員会としてはそうした内容での報告は受けていないということですけども、それが調理場における熱中症の実態把握ができていないということではありませんか。その点については、もう一回答弁をお願いします。

学校教育課長（古賀 洋君）

先ほども申しあげましたように、終業後 終業後といいますが、16時、17時の1時間年休というような形の年休については、通年を通して、ほぼ毎日何名か出ているような状況でございます。その中に、議員のおっしゃるように、夏場は非常に過酷な労働環境で非常につらいと、早く帰りたいという形で休みを取られた方がいらっしやると思います。その中に、熱中症の症状が出た人がいるんじゃないかというふうな御指摘だと思うんですけども、この分につきましては、具合が悪いということであれば、ちゅうちょなく本人に病院に行ってください。そして、もし熱中症の症状であれば、当然、労災の申請をこちらのほうで対応させていただく、このような方針で臨んでおります。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

それで、三橋給食調理場の実態について、こういう指摘もあります。薬剤師さんによる学校給食設備等の衛生管理定期検査票というのがあります。今年6月18日の定期検査票により

ますと、「調理室の温度と湿度が適切に保たれ、毎日記録・保存されているか」ということについては、A、B、Cのうちの最低評価のC評価。そして、欄外にあえてこういうふうに書いてあるわけですね。普通は評価だけして書かないわけですよ。その欄外に何て書いてあるかという、直ちに改善を要する事項として「調理室も食品庫も空調がなく高温多湿になっている」、そういうふうに書いてあるわけです。

こういう定期検査票を教育委員会、教育長は確認していますでしょうか。同じ項目について、昨年の同時期の記録はどうなっていますでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

学校給食設備等の衛生管理定期検査票につきましては、教育委員会内で回覧をいたしております。内容につきましては、確認をいたしております。

また、昨年の同じ項目の記録につきましては、年3回の定期検査を受けておりますが、令和元年6月19日の定期検査票に同様の事項が記載をされているところでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

今明らかにしたように、いわゆる外部からの点検でも直ちに改善を要する点として、調理室に空調がなく高温多湿となっているという指摘になっていると思います。

三橋町の調理場において今年9名が熱中症にかかったことは、労働安全衛生法第22条に「事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」という具体例に、高温による健康障害というのが入っています。また、労働安全衛生規則第606条には、温湿度調節として「事業者は、暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場で、有害のおそれがあるものについては、冷房、暖房、通風等適当な温湿度調節の措置を講じなければならない。」とあります。

三橋町の調理場の実態は、法令、こういう規則の違反という状態ではありませんか。回答をお願いします。

学校教育課長（古賀 洋君）

教育委員会におきましては、この1名の方が熱中症になられたことについては具体的に把握をしております。

三橋学校給食共同調理場につきましては、この対応に、予算の確保に努め、スポットクーラー、冷却ベストの購入など、限られた予算の中でできる限りの健康障害を防止するための必要な措置を講じてきたところでございます。したがって、この1名の方の熱中症の発生について直ちに法令違反に当たるとは考えておりません。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

問題は、救急車で運ばれた方だけの問題じゃないわけですね。救急車で運ばれた方以外に

熱中症者がいないか把握していないことが現在の一番の問題だと思います。

また、学校給食設備等の衛生管理定期検査票について教育委員会内で回覧をしているということでしたけれども、欄外に特別に記入してある内容を軽く取り扱っていないかという印象があります。

労働安全衛生法は健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならないのであって、今、回答された対策が施されても、その後、熱中症者が出ているわけですから、熱中症が防止される対策になっていないのではないかと思いますけれども、その点、もう一回いかがでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

議員御指摘でございますけれども、直ちに対応することは不可能でございます。給食を止める、その職場を閉鎖する以外に方法はございません。これからすぐにエアコンをつけるというふうなことにはならないわけでございます。エアコンの必要性については十分認識をしておりますので、今後、設置に向けて検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

直ちにつけるわけにはいかないということですが、柳川市の職員労働組合と当局との交渉などで、三橋給食調理場の空調設置については毎年要望が出されてきたのではありませんか。

学校教育課長（古賀 洋君）

市の職員労働組合との交渉で、空調設置についての要望は出されているところでございます。

何度も申し上げておりますように、三橋調理場につきましては、スポットクーラー、冷却ベストの購入などにより、現在できる限りの対応をさせていただいております。空調設置につきましては、今後の検討課題として回答をさせていただいているところでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

ちょっと簡単に三橋調理場と言っておりますけれども、三橋調理場は、佐賀市川副学校給食センター、これは平成6年に建設されています。そこをモデルに建設されたというふうに聞いています。佐賀市は、学校給食法第9条第1項に基づく学校給食衛生管理基準、これは室温は25度以下、湿度80%以下が平成21年施行されたことを受けて、平成24年以降、市内学校給食全調理場に順次空調設備を設置してきています。川副学校給食センターも、昨年、令和元年改修して空調設備を設置しています。

柳川市も学校給食衛生管理基準が平成21年施行された後、全給食調理場に空調設備を設置するべきではなかったでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

三橋学校給食共同調理場を含めまして、現在ある全給食調理場に空調設備を設置することになりますと、かなりの予算が必要になってまいります。本市の限られた予算の中では現実的に非常に厳しい状況でございます。

また、空調設備の設置を含め、市内の学校給食調理場の整備に当たっては、将来の給食調理場をどうしていくのかということも大変重要になってまいりますので、市全体の将来を見据えた費用対効果等の検討が必要になってくるのではないかとこのように考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

給食調理場に空調が必要な点ということは、これはこの一、二年で問題になっているのではなくて、随分以前から大きな課題になっているということを今指摘しているわけです。

それで、この川副学校給食センター、私も見学に行きましたが、教育委員会も見学に行かれたと聞いておりますけれども、いつ行かれて、見学の結果はどうでしたでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

すみません、日にちのほうは即答ができないところでございますけれども、11月だったと思いますが、行ってまいりました。

川副学校給食センターにつきましては、非常に本市と規模的にも似たような大きさの施設になっておりまして、この川副学校給食センターにつきましては、長期的な見通しに立って、中の給食調理器具、それと、その配置に合わせてダクトの設置、天井を改修することによってエアコンの効率を上げて、15台の業務用のエアコンを設置することによって空調を実現させたというふうに認識しております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

私が見学したとき、同席されました佐賀市教育委員会の担当の方は、やはり平成21年に衛生管理基準が施行されたので、室温25度以下、湿度80%以下に保つために、平成24年から空調を順次入れてきたんだというふうに説明してありました。

ちょっとまた別の点ですけれども、柳川市公共建築物個別施設計画、これは2020年、今年6月に出されたものですが、その第5章、長寿命化型改修の対象施設として三橋学校給食共同調理場が入っていますから、現施設を改修し、長寿命化が三橋給食調理場の場合には計画されているので、今後をやはり考えると、現施設に空調設備設置が必要ということになると思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

三橋学校給食共同調理場の状況につきましては、教育委員会としても把握をしております、空調設備の設置は必要であるというふうに認識をいたしております。



しかしながら、三橋学校給食共同調理場を今後長期間使用していくためには、空調設備だけではなく、建物の躯体、調理器具、他の設備等の老朽化、調理場施設の今後の集約化等を念頭に入れながら総合的に整備する必要がある、三橋学校給食共同調理場では全体の大規模改修も必要であるというふうに考えているところでございます。また、大規模改修にはある程度の期間が必要となりますので、できる限り給食を停止することなく提供していくことも含めまして、今後、空調設備の設置も含めた改修の方法、これを検討していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

今後、空調設備の設置も含めた改修の方法を検討していくというふうにずっと先送りされてきたために、毎年、熱中症者が出てきているのではないのでしょうか。労働安全衛生法にあるように、熱中症者という健康障害を防止しなければならないわけです。空調設置を最優先対策として、来年度にも設置できないのでしょうか。この点をもう一回回答をお願いします。

学校教育課長（古賀 洋君）

議員が御指摘をされておりますいろんな指摘ですね、こちらにつきましては職員の労働環境だけでなく、現在の三橋学校給食共同調理場につきましては、新たな衛生基準、これの中で、やはり食中毒予防にとって非常に高温多湿はいけないというふうなことで指摘をされているところでございます。その新たな基準に達するためには、冷房以外の大規模な改造が必要になってまいります。そういったものも含めまして、今までエアコン設置について総合的な検討ということでこれまで来ているところでございますが、今回、夏の暑い期間での給食の提供、それから、近年の非常な夏の高温ですね、こういうのを考えますと非常に待たなしの状況ではないかというふうに考えているところでございます。

したがって、全体的な改修計画が必要なんですけれども、エアコンを先に整備するような方向も検討していかなければならないのではないかとこのように認識をしております。設置の時期につきましては、これから協議という形になりますが、できるだけ早い時期に空調が設置できるように検討してまいります。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

前向きな回答を本当にありがたいと思いますし、三橋の調理場の調理員さんたちも大変喜ばれると思います。

次に、市内小学校給食調理場について質問します。

各給食調理場では、先ほどの学校給食設備等の衛生管理定期検査票が作成されています。蒲池小学校の給食調理場におけるこの検査票には、これも欄外に特別に書いてあります。「調理場は夏場40度近くまで上昇。早めにエアコン導入を検討してほしい。スポットクー

ラーでは限界がある」と記入されています。同じく東宮永小学校では「温水が出ない」「夏場は高温多湿でよい環境ではないので対処してもらいたい」、矢留小学校では「空調の改善要望」というように記入されているわけです。

定期検査をしている薬剤師さんからも空調設備が強く要望されているのではないかと思いますけれども、教育委員会、教育長にこういった内容は報告されていますでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

学校給食設備等の衛生管理定期検査票につきましては、同じように教育委員会内で回覧させていただいております。内容については確認をいたしております。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

久留米市の話ですけれども、久留米市の教育委員会は今年6月、市内35校の自校式調理場に1校1台の業務用エアコンを設置しています。きっかけは、昨年、調理員さんたちが調理場で熱中症にかかることを労働基準監督署に訴えたことからです。久留米市教育委員会は労働基準監督署からの改善要請書を受けて、今年7月、8月の一番暑い時期に間に合うよう、緊急対策として業務用エアコン設置を決定しました。1校に約1,500千円の費用がかかったといえます。その35校ですから、52,500千円の予算は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、柳川市もそれを活用していますけれども、その交付金を活用して議会の承認を得て実施しています。

こうした久留米市の取組を参考に、応急でも構いませんから自校式の小学校の調理場へも空調設備が実現できないでしょうか。その点どうでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

市内の小学校の単独調理場の状況につきましては、調理場の環境が厳しいことは教育委員会としても把握をいたしております。しかしながら、今後、単独調理場につきましてはセンターのほうへの集約を検討することといたしておりますので、将来を見据えた費用対効果等を考えますと、単独調理場への空調設備の設置につきましては非常に難しい状況でございます。

今後はこうした労働環境を解消するためにも、できるだけ早急にセンターへの集約化に努めまして、それまでにつきましては、熱中症が出ないように、現在のスポットクーラーや冷却ベストに加えまして何かできることはないか、その他の方法も検討し、熱中症対策に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

現状のまま空調が設置されなければ、来年夏、また各給食調理場で熱中症者が出ることは十分予想されます。大牟田労働基準監督署に三橋給食調理場の状況を相談しました。監督署

としては、熱中症者が発生しないように各職場に熱中症への注意喚起を呼びかけています。熱中症の状況を把握するために、まず、各調理場に出向いて、調理員さんたちの声を直接聴いてほしいと思います。

そして、スポットクーラーや冷却ベストといった場当たりの対策ではなく、本格的な空調設備、エアコンを早急に設置すべきではないでしょうか。教育長の見解をお願いします。

教育長（沖 毅君）

新谷議員の御質問にお答えいたします。

本年度につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休校の影響によりまして、授業時数の確保のため夏休みを短縮いたしまして、通常7月19日までの給食の提供をほぼ2週間程度延長し、8月7日まで実施いたしました。そして、8月25日ぐらいから再開いたしました。その分、調理員の皆さんには大変御負担をおかけしたと思います。

来年夏の給食の提供におきましては、今のところ通常どおりの期間、7月20日が夏休み前の最終の登校日になりますので、7月20日までの提供を考えております。それでも市内調理場につきましては大変厳しい環境にあることは、教育委員会としても把握、予想しているところであります。しかしながら、先ほどから課長が申し上げていますとおり、単独調理場につきましては、今後、センターへの集約を検討することとしておりますので、単独調理場への空調設備につきましては、将来のことを考えますと費用対効果の面からも設置は非常に厳しい状況というふうに考えております。

教育委員会といたしましては、空調設備が整っておりません単独調理場、また、共同調理場の場長、委託業者、学校長と協議をしながら、熱中症が発生しないよう業務のローテーションや、できるだけ休憩や水分補給等を行い、現在のスポットクーラーや冷却ベストに加えまして、その他の方法も検討し、熱中症対策としてできる限りの必要な措置を講じるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

5番（新谷信次郎君）

給食調理場での熱中症発生は、今年の夏のコロナによる休校によって給食提供期間が延びただけではなくて、これまで毎年、常態化していたのではないのでしょうか。

みやま市、大川市は全給食調理場に昨年までに空調を設置しています。みやま市では、やはり職員さんから夏場の暑さに対する改善要望が強く出されていたということです。空調設備の設置予算はコロナ対応地方創生臨時交付金、あるいはふるさと創生基金、合併特例債等を活用できないのでしょうか。

最近のニュースでは、文科省が来年度予算の概算要求に給食室への冷房設置を補助する、そういう関連費を計上しているとも聞きます。市長の見解をよろしくをお願いします。

市長（金子健次君）

新谷議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私は出身が三橋町でございまして、三橋町の学校給食共同調理場ができたときは、すばらしい施設ができたというふうな認識を持って、実際、中に入ったことは少ないんですけども、そういうことで、今、学校教育課長と教育長の答弁を聞いていますと、かなり環境的にはよくない状態になっているというふうにお聞きいたしました。また、単独調理場についても、給食調理員さんがかなりの暑さの中での給食調理をやっていることについては大体様子が分かりました。これについては、やっぱり急ぐ必要があるなというふうに感じておるところでございます。単独調理場については、最終的にはセンターへの集約を急ぐ必要があるというふうに感じております。

三橋学校給食共同調理場については、長期間の使用を鑑みますと、できるだけ早く空調設備を含めた大規模改修が必要であると考えております。その検討の際には、当然かなりの財源が必要になるかと思えます。何が最も有効な財源であるか、議会の意見も十分参酌しながら前向きに検討してまいりたいと考えているというのが私の考え方です。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

半歩でも一歩でも前進するようにお願いしたいと思いますし、教育長も市長もそういう方向での答弁を得ましたので、大変今後のことを期待していききたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症に対する今後の市の対策において、特に現在必要なのが、行政が社会的セーフティーネットとしての役割を果たすことです。それに関連した質問をしたいと思えます。

まず、これは社会福祉協議会が窓口になっている生活福祉資金特例貸付の状況ですけれども、3月23日から11月30日までの相談件数は987件、緊急小口資金貸付が166件、総合支援資金貸付は124件。緊急小口資金貸付は昨年度1年間で40件でしたから、これは4倍の状況になっています。それと、総合支援資金貸付は昨年度はたったの1件でした。それが現在124件という、柳川市としてこれまでにない相談や貸付急増が続いています。

生活福祉資金特例貸付の広報の必要性について6月議会で取り上げましたけれども、6月からの相談件数、総合支援資金貸付が増えています。失業などでの生活困窮世帯への総合支援資金貸付は最大200千円を最長3か月貸し付けるということですが、9月までに3か月目を迎える世帯で引き続き日常生活の維持困難世帯に貸付延長という措置も取られました。この場合の貸付延長の広報はされたのでしょうか。また、延長の申込みがあったのでしょうか。

さらに付け加えますけれども、11月28日の新聞には生活福祉資金については来年度末まで貸付けを延長するという報道がなされています。これについても広報をしたほうがいいと思えますけれども、その広報についてはどうするのでしょうか、回答をお願いします。

福祉課長（内田 猛君）

議員の御質問にお答えいたします。

生活福祉資金特例貸付につきましては、市のホームページや社会福祉協議会のホームページにも掲載して、制度の紹介をしておるところでございます。

生活福祉資金特例貸付の窓口となっています柳川市社会福祉協議会にも確認いたしましたところ、受付期間の延長及び延長貸付けにつきましては、広報紙やホームページへの掲載などの広報はしていないということでございます。

また、延長貸付けの対象となります総合支援資金の借入れをされた方へは、福岡県社会福祉協議会から直接、延長貸付けの対象要件や申込方法など、延長貸付けについて個別に御案内、通知がなされているところでございます。

次に、2点目でございますが、貸付延長の申込みということでございます。

4月から開始されました最長3か月となります総合支援資金の貸付延長の申込み状況については、11月末現在で38件となっております。

最後に、3点目の新聞報道の件でございますが、11月28日付の新聞報道によりますと、政府が延長する方針を固めたとあり、その時点ではまだ決定ではありませんでした。その後、8日の閣議決定を受け、特例貸付の申請の受付期間が延長されましたので、市といたしましても支援情報を共有し、社会福祉協議会と連携を図りながら必要とされる方への情報提供と支援に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

最初に言いましたように、この生活福祉資金特例貸付ですね、これが柳川にこれまでにないような貸付けの状況、ここに現在の柳川市における新型コロナウイルスの非常に深刻な状況が出てきているというふうに思います。そういう面で、直接の窓口は社会福祉協議会になっていきますけれども、柳川市の福祉行政として、これだけの非常に厳しい状況であるならば、社会福祉協議会任せではなくて、市の福祉行政としても少しでも厳しい状況にある市民の方たちの支援となるように、最低限、広報を徹底してほしいということを要望いたしまして、この件については終わりたいと思います。

次に、児童虐待の問題について質問いたします。

11月19日の新聞報道では、全国の虐待数、昨年度、2019年度においては19万3,780件で過去最多になっています。前年度から3万3,942件、21.2%も増えており、相談数が急増し、児童相談所はパンク状態というふうに報道されました。

柳川市の虐待相談、対応数はどのようになっていますでしょうか。

子育て支援課長（竜 晴美君）

議員の質問にお答えをいたします。

柳川市の虐待の相談、対応数ということでございますけれども、柳川市在住の児童につい

て虐待案件として取り扱った件数でお答えしますと、平成30年度が56件、平成31年度、令和元年度が73件、前年度比17件、30%の増となっております。また、令和2年度は11月末現在の8か月間で108件となっており、令和元年度の件数を既に35件上回っている状況でございます。

5番（新谷信次郎君）

昨日の一般質問でも柳川市内の自殺者の状況も、私もその数を聞いて驚いたんですけども、児童虐待の数も非常に驚きと同時に、心を痛めております。やはりコロナの影響があるのではないかとと思いますが、だからこそ、先ほども言いましたように、柳川市の福祉行政の一つとして、虐待などのハイリスクな家庭については要保護児童対策地域協議会で協議、対策がなされているというふうに聞いております。

ところが、7月の協議会は中止されております。中止された理由は何でしょうか。

子育て支援課長（竜 晴美君）

議員の御質問にお答えいたします。

要保護児童対策地域協議会において、実務者レベルの会議でございます実務者会議は例年7月と2月、2回開催をいたしております。

7月の協議会の実務者会議を見送った理由としましては、新型コロナウイルスの感染が県内でも徐々に拡大をしておりましたので、そのことによる防止対策のためでございます。

7月の会議は見送りましたけれども、何の対策も講じていないというわけではございませんで、3月から学校がコロナの関係で休校になりました。その間、家庭内の児童の様子心配されるケースもございました。よって、4月以降、子育て支援課のほうで市内の小・中学校を回り、家庭児童相談についての保護者へのチラシの配布を先生方をお願いすると同時に、学校側の心配なケース、児童について先生方と情報共有や対応協議を行いながら、児童の様子を確認する家庭訪問や電話確認を行ってきたところでございます。

また、ケースごとでメンバーは替わりますけれども、学校、スクールソーシャルワーカー、児童相談所、警察、主任児童委員など関係機関の担当者で対応策を検討する協議会のケース会議というのがございます。ケース会議についても随時行っているところでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

そのような対応を、大変だと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

コロナで家庭経済が困窮したり、家庭内自粛増大が今後も予想される状況で、児童虐待等の問題に対応するための各部署の連携はより一層必要ではないかと思っております。感染拡大が今後も続くようですけれども、次回、2月は感染対策を取った上で開催することをお願いいたします。

次に、こういう新型コロナウイルスの感染状況が続く中ですが、そういう中で、小学校

6年、中学校3年、高校3年生は来年初めに受験を控えております。この児童・生徒たちは新型コロナウイルスによる休校等の非常に厳しい学校生活を送って、そして、さらには受験をしなくてはなりません。

少しでも安心して受験をしてもらうために、受験生が希望すれば公費でPCR検査の実施ができないでしょうか。入試の時期は1月からなので、早急に対応してもらえないかと思えますし、また、これは市だけではなくて県としても対応が必要なので、県にも要望してもらいたいと思えますけれども、この点についてはどうでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

新型コロナウイルス感染症のPCR検査は、一定の集団の中に感染した人がいないかを確認するために行うもので、検査で陽性となった人を隔離し、クラスターが発生しないための対策を取るために実施されるものです。

PCR検査の結果は、あくまでも検査時点の結果であり、その結果が陰性であっても、検査日以降、新型コロナウイルスに感染していないことを約束するものではございません。したがって、マスクの着用、手洗い、消毒、ディスタンスの確保といった感染症対策を徹底することが大切と考えます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

受験生のPCR検査というのは、具体化するということになれば非常に厳しいとは思いますが、しかし、私たちがこの新型コロナウイルス感染症が終息しない中でどのような対応策を取っていったらいいのかということについては、これまでこうだった、あるいは国や県の方向性がこうだということではなくて、この柳川は柳川市の状況を見ながら柳川市独自の判断と対応策を取っていただきたいと思えます。

また冒頭に戻りますけれども、各学校給食調理場につきましては、その実態ですね、今年だけではなくて、毎年、熱中症者が出るほどの厳しい状況の中で子供たちにおいしい給食を提供していただいております。その給食を作っている調理員さんの健康障害がないように、健康を守るためにも、ぜひ来年度に間に合うような空調設置をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

議長（藤丸正勝君）

これもちまして新谷信次郎議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。一般質問は11日までの3日間といたしておりましたが、本日をもって一般質問全てが終了いたしましたので、明日11日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、11日は休会とすることに決定いたしました。  
以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。

午前11時52分 散会



# 柳川市議会第11回定例会会議録

令和2年12月18日柳川市議会議場に第11回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
14番	諸藤哲男	16番	緒方寿光
17番	白谷義隆	18番	田中雅美
19番	樽見哲也	20番	三小田一美
21番	藤丸正勝		

## 2.欠席議員

13番	高田千壽輝	15番	矢ヶ部広巳
-----	-------	-----	-------

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	長	沖		毅
総	務	部	長	平	田
会	計	管	理	者	白
市	民	部	長	椛	島
保	健	福	祉	部	長
建	設	部	長	松	永
産	業	経	済	部	長
教	育	部	長	兼	大
消	防	長	松	藤	敏

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼

### 5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

総務委員長報告について

議案第85号 令和2年度柳川市一般会計補正予算(第7号)について

議案第92号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

建設経済委員長報告について

議案第87号 令和2年度柳川市下水道事業会計補正予算(第2号)について

議案第93号 市道路線の認定について

教育民生委員長報告について

議案第86号 令和2年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

議案第88号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第89号 柳川市子ども医療費の支給に関する条例及び柳川市重度障害

者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

日程（３） 議案の上程について

議案第113号 令和２年度柳川市一般会計補正予算（第８号）について

議案第114号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書に  
ついて

午前10時 開議

議長（藤丸正勝君）

おはようございます。本日の出席議員19名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第１ 議会運営委員長報告について

議長（藤丸正勝君）

日程１．議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（白谷義隆君）（登壇）

おはようございます。令和２年第11回柳川市議会定例会最終日の日程等について、昨日、12月17日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。その報告を申し上げます。

日程２が各委員長報告についてであります。

各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程３が執行部提出の議案第113号及び議員提出の議案第114号の２議案の一括上程であります。

提案理由の説明後、２議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開いたしまして、質疑終了後、２議案とも即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（藤丸正勝君）

本日の日程につきましては、ただいまの報告どおりといたします。

日程第２ 各委員長報告について

議長（藤丸正勝君）

日程２．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（佐々木創主君）（登壇）

おはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

12月7日の本会議において当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については報告書記載のとおりでありますので、省略いたします。

#### 4 結果

##### (1)議案第85号 原案可決

本案は、令和2年度柳川市一般会計補正予算（第7号）についてであります。

既定の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ「5億3,830万4千円」を追加し、補正後の予算総額を「425億7,906万6千円」としようとするものであります。

審査の過程で、水防費の六合地区河川防災ステーションの水防倉庫整備内容について、地域公共交通対策費の地方バス運行補助金における乗客数及び運賃収入の昨年度との比較について、観光費の柳川宿泊応援キャンペーン事業委託料の対象事業者について、図書館運営費の図書館本館第2駐車場用地購入に係る購入用地の場所について、また、御花トイレ改修事業の減額に係る今後の方針について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

##### (2)議案第92号 原案可決

本案は、柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

総務省の対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布され、電気自動車の急速充電設備の全出力の上限が、これまでの50キロワットから200キロワットまで拡大されました。

これに伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目が改正されたことから、本条例の一部についても所要の改正を行うものです。

審査の過程で、急速充電設備の設置及び管理における検査体制について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（藤丸正勝君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、建設経済委員長の報告を求めます。

建設経済委員長（三小田一美君）（登壇）

議長の許可を得ましたので、建設経済常任委員会の報告を申し上げます。

12月7日の本会議において当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおり御報告を申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましてはお手元に配付してありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、結果について御報告をいたします。

#### 4 結果

##### (1)議案第87号 原案可決

本案は、令和2年度柳川市下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、人事異動等に伴い、人件費を増額する必要性が生じたため、必要な額を補正するものです。

予算の概要を申し上げますと、収益的収入及び支出の支出予定額に「47万8千円」を追加し、支出総額を「8億5,926万6千円」としようとするものです。

また、これに併せて、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として定めた職員給与費の総額を変更するものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

##### (2)議案第93号 原案可決

本案は、市道路線の認定についてであります。

開発行為に伴う2路線の新規認定するものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上、建設経済常任委員会の報告は終わります。

議長（藤丸正勝君）

以上で建設経済委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生副委員長（新谷信次郎君）（登壇）

議長の許可を得ましたので、教育民生常任委員会の報告を申し上げます。

12月7日の本会議において当委員会に付託を受けた議案3件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

#### 4 結果

##### (1)議案第86号 原案可決

本案は、令和2年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

人事異動に伴う人件費とシステム改修に必要な額を増額し、併せて前年度繰越金の調整を行うもので、歳入歳出それぞれに「227万3千円」を増額し、補正後の予算総額を「11億27万3千円」とするものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第88号 原案可決

本案は、柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、国民健康保険税の改正部分が令和3年1月1日から施行されることに伴い、関連する本市条例の国民健康保険税の減額及び公的年金等の所得に係る国民健康保険税の課税の特例について改正を行うものであります。

審査の過程において、条例制定による負担軽減対象者数について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第89号 原案可決

本案は、柳川市子ども医療費の支給に関する条例及び柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

福岡県が小学生までとしていた子ども医療費に対する補助を、令和3年度から中学生までに広げることに伴い、本市においても中学生の外来診療の自己負担額を1,200円までとすることなど、関係条例の改正を行うものであります。

審査の過程において、近隣市における外来診療の自己負担額について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上、教育民生常任委員会の報告を終わります。

議長（藤丸正勝君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時13分 休憩

午前10時13分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第85号 令和2年度柳川市一般会計補正予算（第7号）について

は、討論を省略し、直ちに採決をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第92号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決をいたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設経済委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第87号 令和2年度柳川市下水道事業会計補正予算（第2号）については、討論を省略し、直ちに採決をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決をいたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第93号 市道路線の認定については、討論を省略し、直ちに採決をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第86号 令和2年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、討論を省略し、直ちに採決をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決をいたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第88号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決をいたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第89号 柳川市子ども医療費の支給に関する条例及び柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決をいたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案の上程について



議長（藤丸正勝君）

次に、日程３．議案の上程について。

議案第113号及び議案第114号の２議案を一括上程いたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（田尻主範君）

〔朗読省略〕

議長（藤丸正勝君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

初めに、議案第113号について市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。提案理由を述べる前に、お礼を申し上げたいと思います。

第11回柳川市議会定例会初日に提案をいたしました全ての執行部の議案については御承認をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、日程３、議案第113号 令和２年度柳川市一般会計補正予算（第８号）について御説明申し上げます。

今回御提案いたしております補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に57,737千円を追加し、歳入歳出予算の総額を42,636,803千円としようとするものであります。

歳出では、３款・民生費で57,737千円を増額補正しております。

内容としましては、経済的基盤が弱く、生活実態が依然として厳しい低所得のひとり親世帯に対し、年末年始に向け、ひとり親世帯臨時特別給付金を再支給するための予算を計上するものです。

次に、歳入について御説明申し上げます。

14款・国庫支出金では、低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金事業費57,737千円を増額補正しております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（藤丸正勝君）

次に、議員提出の議案第114号について提案理由の説明を求めます。

20番（三小田一美君）（登壇）

議長の許可を得ましたので、説明をさせていただきます。

議案第114号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について提案理由を申し上げます。

我が国において発生する甚大な自然災害に事前から備え、国民の生命、財産を守る防災・減災、国土強靱化は一層重要性を増しており、喫緊の課題となっています。

こうした状況を受け、国においては防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を策定し、集中的に取り組んでいますが、その期限が令和3年3月末までとなっています。

今後起こり得る大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧・復興につながるように、防災・減災、国土強靱化にはより一層十分な予算の安定的かつ継続的な確保が必須となっているため、政府へ意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（藤丸正勝君）

提案理由の説明が終わりましたので、2議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時24分 休憩

午前10時24分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより2議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第113号 令和2年度柳川市一般会計補正予算（第8号）については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第114号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて令和2年第11回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 藤 丸 正 勝

柳川市議会議員 近 藤 末 治

柳川市議会議員 荒 木 憲